

2.2.1.9 安全性向上に資する自主的な設備

原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 及び第 43 条の 3 の 14 に規定する基準（重大事故等対策に限る。）により必要とされた機器等以外のものであって、事故の発生及び拡大の防止に資する自主的な措置を整備している。これらは技術基準上のすべての要求事項を満たすことすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備であり、多様性拡張設備と位置付けている。

多様性拡張設備は柔軟な事故対応を行うために対応手段とともに選定していることから、美浜発電所 3 号機に配備している多様性拡張設備について、機能ごとに分類される対応手順に従って、多様性拡張設備、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び仕様等を整理し、第 2.2.1.9.1.1 表から第 2.2.1.9.1.19 表及び第 2.2.1.9.2.1 表から第 2.2.1.9.2.16 表に示す。

なお、多様性拡張設備を用いる手順に係る教育・訓練については、重大事故等対処設備に係る教育・訓練の枠組みの中で実施することとしており、その実施状況については、「2.2.1 保安活動の実施状況」において、調査、評価を行っている。

第2.2.1.9.1.1表 多様性拡張設備整理表 (1 / 19)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順	運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な手順	フロンティアイン系機能喪失時	原子炉保護系リレー ラック 又は 安全保護系プロセス計装 又は 原子炉核計装	手動による原子炉緊急停止	—	A TWSが発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合、中央制御室から手動にて原子炉を緊急停止する。	【重大事故等対処設備】 原子炉トリップスイッチ（中央制御盤手動操作） 【多様性拡張設備】 MGセット電源（常用母線440Vしゃ断器操作器）（中央制御盤手動操作） 制御棒操作器（中央制御盤手動操作） MGセット電源（発電機出力しゃ断器スイッチ）（現場手動操作） 原子炉トリップしゃ断器スイッチ（現場手動操作）
			制御棒クラスタ 又は 原子炉トリップしゃ断器 又は 原子炉保護系リレー ラック 又は 安全保護系プロセス計装 又は 原子炉核計装	原子炉出力抑制（自動）	—	A TWSが発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合、重大事故等対処設備であるA TWS緩和設備の作動により原子炉出力を抑制するとともに、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び格納容器の健全性を維持する。	【重大事故等対処設備】 A TWS緩和設備 蒸気発生器水位異常低による ・タービントリップ ・主蒸気隔離 ・電動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ 主蒸気止弁 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 復水タンク 蒸気発生器 主蒸気逃がし弁 主蒸気安全弁 加圧器逃がし弁 加圧器安全弁 緊急ほう酸濃縮（中央制御盤手動操作）
			原子炉出力抑制（手動）	—	—	A TWS緩和設備の自動信号が発信するものの、原子炉を未臨界に移行するために必要な機器等が自動動作しなかった場合、中央制御室から手動によりタービントリップ、主蒸気止弁の閉操作及び補助給水ポンプの起動を行うことで原子炉出力を抑制するとともに、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び格納容器の健全性を維持する。	【多様性拡張設備】 タービントリップスイッチ（中央制御盤手動操作） 【重大事故等対処設備】 主蒸気止弁（中央制御盤手動操作） 電動補助給水ポンプ（中央制御盤手動操作） タービン動補助給水ポンプ（中央制御盤手動操作） 復水タンク 蒸気発生器 主蒸気逃がし弁 主蒸気安全弁 加圧器逃がし弁 加圧器安全弁 緊急ほう酸濃縮（中央制御盤手動操作）
			ほう酸水注入	—	—	A TWSが発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合、原子炉の出力抑制を図った後、原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備によりほう酸水の注入を行い負の反応度を添加するとともに、希釈による反応度添加の可能性を除去するためにはう酸希釈ラインを隔離する。	【重大事故等対処設備】 ほう酸タンク ほう酸ポンプ 緊急ほう酸注入弁 充てん／高圧注入ポンプ 燃料取替用水タンク ほう酸注入タンク

第2.2.1.9.1.2表 多様性拡張設備整理表 (2 / 19) (その1)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順	フロントライン系機能喪失時	電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ又は復水タンク又は主蒸気逃がし弁	1次冷却系のフィードアンドブリード	-	蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が喪失した場合、燃料取替用水タンク水を充てん／高圧注入ポンプにより原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁の開操作により原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。	【重大事故等対処設備】充てん／高圧注入ポンプ加圧器逃がし弁燃料取替用水タンク格納容器再循環サンプ格納容器再循環サンプスクリーン余熱除去ポンプ余熱除去クーラ
			電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ又は復水タンク	蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)	主給水ポンプ又は蒸気発生器水張りポンプによる蒸気発生器への注水	補助給水ポンプが使用できない場合、脱気器タンク水を常用設備である主給水ポンプ又は蒸気発生器水張りポンプにより蒸気発生器へ注水する。	【多様性拡張設備】主給水ポンプ蒸気発生器水張りポンプ脱気器タンク蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)発電機(蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ用)復水タンク電動補助給水ポンプタービン動補助給水ポンプ海水ポンプ
			復水タンク	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)による蒸気発生器への注水	海水ポンプを用いた補助給水ポンプへの直接供給による蒸気発生器への注水	補助給水ポンプが使用できない場合において主給水ポンプ及び蒸気発生器水張りポンプが使用できず、かつ蒸気発生器圧力が約3.0MPa [gage]まで低下している場合に、復水タンク水を蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)により蒸気発生器へ注水する。 なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器プローダウンラインにより排水を行う。	【重大事故等対処設備】タービン動補助給水ポンプ送水車蒸気発生器軽油用ドラム缶
			主蒸気逃がし弁	蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)	タービンバイパス弁による蒸気放出	復水タンク及び2次系純水タンクが使用できない場合に蒸気発生器2次側による炉心冷却を行うため、海水ポンプを用いて補助給水ポンプへ海水を直接供給し、蒸気発生器に注水する。 なお、海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器プローダウンラインにより排水を行う。	【多様性拡張設備】タービンバイパス弁

第2.2.1.9.1.2表 多様性拡張設備整理表 (2 / 19) (その2)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリが材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、発電用原子炉を冷却するための手順	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	サポート系機能喪失時	タービン動補助給水ポンプ 全交流動力電源 又は 直流電源	補助給水ポンプの機能回復	タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	<p>非常用油ポンプの機能が喪失した場合、現場で専用工具を使用しタービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げること及びタービン動補助給水ポンプ起動弁を開操作することにより、タービン動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>なお、タービン動補助給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切替え又は復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系又は蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。全交流動力電源喪失時において1次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気逃がし弁及び補助給水流量制御弁出口弁の開度を調整し、1次冷却材圧力が冷却材ポンプ封水戻りライン安全弁吹き止まり圧力まで低下すれば、その状態を保持する。</p> <p>なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器プローダウンラインにより排水を行う。</p>	【重大事故等対処設備】 タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作） タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）

第2.2.1.9.1.2表 多様性拡張設備整理表 (2 / 19) (その3)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	サポート系機能喪失時	主蒸気逃がし弁 全交流動力電源 (制御用空気) 又は 直流電源	主蒸気逃がし弁の 機能回復	主蒸気逃がし弁 (現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復	主蒸気逃がし弁は、駆動源喪失時に閉となる構造の空気作動弁であるため、駆動源が喪失した場合、弁が閉となるとともに中央制御室からの遠隔操作が不能となる。この場合、現場で手動により、専用工具を用いて主蒸気逃がし弁を開操作することで、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位及び圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。蒸気発生器伝熱管破損の兆候が見られた場合に、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。 なお、蒸気発生器伝熱管破損又は主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した際の現場操作時は状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。	【重大事故等対処設備】 主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) 【多様性拡張設備】 窒素ボンベ (主蒸気逃がし弁作動用) 可搬式空気圧縮機 (主蒸気逃がし弁作動用) 大容量ポンプ B計器用空気圧縮機 (海水冷却)	
				窒素ボンベ (主蒸気逃がし弁作動用)による主蒸気逃がし弁の機能回復	制御用空気が喪失した場合、窒素ボンベ (主蒸気逃がし弁作動用)により駆動源を確保し、主蒸気逃がし弁を操作する。 この手順は、主蒸気逃がし弁 (現場手動操作)に対して中央制御室からの遠隔操作を可能とすることで、運転員等の負担軽減を図る。また、蒸気発生器伝熱管破損又は主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合でも対応が可能である。 なお、中央制御室からの遠隔操作による主蒸気逃がし弁の開度調整は必須ではなく、これらの対応に期待しなくとも炉心の著しい損傷を防止できる。		
				可搬式空気圧縮機 (主蒸気逃がし弁作動用)による主蒸気逃がし弁の機能回復	制御用空気が喪失した場合、可搬式空気圧縮機 (主蒸気逃がし弁作動用)により駆動源を確保し、主蒸気逃がし弁を操作する。 この手順は、主蒸気逃がし弁 (現場手動操作)に対して中央制御室からの遠隔操作を可能とすることで、運転員等の負担軽減を図る。また、蒸気発生器伝熱管破損又は主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合でも対応が可能である。		
				大容量ポンプを用いたB計器用空気圧縮機 (海水冷却)による主蒸気逃がし弁の機能回復	全交流動力電源が喪失した場合、大容量ポンプを用いてB計器用空気圧縮機へ補機冷却水 (海水) を通水して制御用空気系を回復し、主蒸気逃がし弁の機能を回復する。 この手順は、主蒸気逃がし弁 (現場手動操作)に対して中央制御室からの遠隔操作を可能とすることで、運転員等の負担軽減を図る。 なお、中央制御室からの遠隔操作による主蒸気逃がし弁の開度調整は必須ではなく、これらの対応に期待しなくとも炉心の著しい損傷を防止できる。		
—	監視及び制御	加圧器水位及び蒸気発生器水位の監視又は推定 補助給水ポンプの動作状況確認 加圧器水位 (原子炉水位) の制御 蒸気発生器水位の制御	加圧器水位及び蒸気発生器水位の監視又は推定	原子炉を冷却するために1次冷却系及び2次冷却系の保有水を加圧器水位計及び蒸気発生器水位計により監視する。また、これらの計測機器が機能喪失又は計測範囲 (把握能力) を超えた場合、当該パラメータの値を推定する。	【重大事故等対処設備】 加圧器水位計 蒸気発生器水位計 (広域) 蒸気発生器水位計 (狭域) 補助給水流量計 復水タンク水位計		
			補助給水ポンプの動作状況確認	蒸気発生器2次側による炉心冷却のために起動した補助給水泵の動作状況を補助給水流量計、復水タンク水位計及び蒸気発生器水位計により確認する。			
			加圧器水位 (原子炉水位) の制御	燃料取替用水タンク水等を恒設代替低圧注水ポンプ等により原子炉へ注水する場合、流量を調整し加圧器水位を制御する。			
			蒸気発生器水位の制御	蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う場合、補助給水流量を調整し、蒸気発生器水位を制御する。			

第2.2.1.9.1.3表 多様性拡張設備整理表 (3 / 19) (その1)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な手順	フロントライン系機能喪失時	電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ又は復水タンク又は主蒸気逃がし弁	1次冷却系のフィードアンドブリード	—	蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、加圧器逃がし弁を用いて1次冷却系を減圧する。ただし、この手順は1次冷却系のフィードアンドブリードであり、燃料取替用水タンク水を充てん／高压注入ポンプにより原子炉へ注水し、原子炉の冷却を確保してから加圧器逃がし弁を開操作する。	【重大事故等対処設備】 加圧器逃がし弁 充てん／高压注入ポンプ 燃料取替用水タンク 格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプスクリーン 余熱除去ポンプ 余熱除去クーラ
			電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ又は復水タンク	蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)	主給水ポンプ又は蒸気発生器水張りポンプによる蒸気発生器への注水	補助給水ポンプが使用できない場合、脱気器タンク水を常用設備である主給水ポンプ又は蒸気発生器水張りポンプにより蒸気発生器へ注水する。	【多様性拡張設備】 主給水ポンプ 蒸気発生器水張りポンプ 脱気器タンク 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動） 発電機（蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ用） 復水タンク 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 海水ポンプ
			復水タンク	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による蒸気発生器への注水	海水ポンプを用いた補助給水ポンプへの直接供給による蒸気発生器への注水	補助給水ポンプが使用できず、さらに主給水ポンプ及び蒸気発生器水張りポンプが使用できない場合に、蒸気発生器圧力が約3.0MPa [gage] まで低下している場合、復水タンク水を蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）により蒸気発生器へ注水する。 なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器プローダウンラインにより排水を行う。	【重大事故等対処設備】 タービン動補助給水ポンプ 送水車 蒸気発生器 軽油用ドラム缶
			主蒸気逃がし弁	蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)	タービンバイパス弁による蒸気放出	主蒸気逃がし弁による蒸気発生器からの蒸気放出ができない場合、常用設備であるタービンバイパス弁を中央制御室で開操作し、蒸気発生器からの蒸気放出を行う。	【多様性拡張設備】 タービンバイパス弁

第2.2.1.9.1.3表 多様性拡張設備整理表 (3 / 19) (その2)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な手順	フロントライン系機能喪失時	加圧器逃がし弁	蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧を行うため、補助給水ポンプの自動起動を確認し、復水タンク水が蒸気発生器へ注水されていることを確認する。この時、補助給水ポンプが運転していなければ、蒸気発生器2次側による炉心冷却による1次冷却系の減圧のため、中央制御室から補助給水ポンプを起動し蒸気発生器へ注水する。 なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器プローダウンラインにより排水を行う。	【重大事故等対処設備】 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 復水タンク 蒸気発生器 【多様性拡張設備】 主給水ポンプ 蒸気発生器水張りポンプ 脱気器タンク 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動） 発電機（蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ用） 復水タンク
				主給水ポンプ又は蒸気発生器水張りポンプによる蒸気発生器への注水		補助給水ポンプが使用できない場合、脱気器タンク水を常用設備である主給水ポンプ又は蒸気発生器水張りポンプにより蒸気発生器へ注水する。	
				蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による蒸気発生器への注水		補助給水ポンプが使用できず、さらに主給水ポンプ及び蒸気発生器水張りポンプが使用できない場合に、蒸気発生器圧力が約3.0MPa [gage] まで低下している場合、復水タンク水を蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）により蒸気発生器へ注水する。 なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器プローダウンラインにより排水を行う。	
				蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)	主蒸気逃がし弁による蒸気放出	加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、主蒸気逃がし弁の開を確認し、蒸気発生器2次側による炉心冷却による1次冷却系の減圧が開始されていることを確認する。主蒸気逃がし弁が開いていなければ中央制御室にて開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却及び1次冷却系の減圧を行う。	【重大事故等対処設備】 主蒸気逃がし弁 【多様性拡張設備】 タービンバイパス弁
				タービンバイパス弁による蒸気放出		主蒸気逃がし弁による蒸気発生器からの蒸気放出ができない場合、常用設備であるタービンバイパス弁を中央制御室で開操作し、蒸気発生器からの蒸気放出を行う。	
				加圧器補助スプレイ	加圧器補助スプレ止弁による減圧	加圧器逃がし弁の故障等により、1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、加圧器補助スプレ止弁を中央制御室で開操作し減圧を行う。	【多様性拡張設備】 加圧器補助スプレ止弁

第2.2.1.9.1.3表 多様性拡張設備整理表 (3 / 19) (その3)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な手順	サポート系 機能喪失時	タービン動補助給水ポンプ 全交流動力電源 又は 直流電源	補助給水ポンプの 機能回復	タービン動補助給水ポンプ (現場手動操作) 及びタービン動補助給水ポンプ起動弁 (現場手動操作) によるタービン動補助給水ポンプの機能 回復	<p>非常用油ポンプの機能が喪失した場合、現場で専用工具を使用しタービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げること及びタービン動補助給水ポンプ起動弁を開操作することにより、タービン動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>なお、タービン動補助給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切替え又は復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系又は蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。全交流動力電源喪失時において1次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気逃がし弁及び補助給水流量制御弁出口弁の開度を調整し、1次冷却系の圧力が冷却材ポンプ封水戻りライン安全弁吹き止まり圧力まで低下すれば、その状態を保持する。</p> <p>なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器プローダウンラインにより排水を行う。</p>	【重大事故等対処設備】 タービン動補助給水ポンプ (現場手動操作) タービン動補助給水ポンプ起動弁 (現場手動操作)
			電動補助給水ポンプ 全交流動力電源 又は タービン動補助給水ポンプ 補助油ポンプ	空冷式非常用発電装置による タービン動補助給水ポンプの 機能回復 (タービン動補助給 水ポンプ補助油ポンプへの給 電)	空冷式非常用発電装置による タービン動補助給水ポンプの機能回復	<p>全交流動力電源が喪失した場合でかつ、常設直流電源系統が健全な場合に、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、タービン動補助給水ポンプ付き補助油ポンプの起動及びタービン動補助給水ポンプ起動弁の開を確認することにより、タービン動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>なお、タービン動補助給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切替え又は復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系又は蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。全交流動力電源喪失時において1次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気逃がし弁及び補助給水流量制御弁出口弁の開度を調整し、1次冷却系の圧力が冷却材ポンプ封水戻りライン安全弁吹き止まり圧力まで低下すれば、その状態を保持する。</p> <p>なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器プローダウンラインにより排水を行う。</p>	【重大事故等対処設備】 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ
			空冷式非常用発電装置による 電動補助給水ポンプの機能回復	空冷式非常用発電装置による 電動補助給水ポンプの機能回復	空冷式非常用発電装置により 電動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。	空冷式非常用発電装置により 電動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。	空冷式非常用発電装置により 電動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。

第2.2.1.9.1.3表 多様性拡張設備整理表 (3 / 19) (その4)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な手順	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順	サポート系機能喪失時	主蒸気逃がし弁 全交流動力電源（制御用空気） 又は 直流電源	主蒸気逃がし弁の機能回復	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	<p>主蒸気逃がし弁は、駆動源喪失時に閉となる構造の空気作動弁であるため、駆動源が喪失した場合、弁が閉となるとともに中央制御室からの遠隔操作が不能となる。この場合、現場で手動により、専用工具を用いて主蒸気逃がし弁を開操作することで、蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系を減圧する。</p> <p>主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位及び圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。蒸気発生器伝熱管破損の兆候が見られた場合においては、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。</p> <p>なお、蒸気発生器伝熱管破損又は主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した際の現場操作時は状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。</p>	<p>【重大事故等対処設備】 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）</p> <p>【多様性拡張設備】 窒素ボンベ（主蒸気逃がし弁作動用） 可搬式空気圧縮機（主蒸気逃がし弁作動用） 大容量ポンプ B計器用空気圧縮機（海水冷却）</p>

第2.2.1.9.1.3表 多様性拡張設備整理表 (3 / 19) (その5)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な手順	サポート系機能喪失時	加圧器逃がし弁 全交流動力電源 (制御用空気) 又は 直流電源	加圧器逃がし弁の 機能回復	窒素ポンベ(加圧器逃がし弁作動用)による加圧器逃がし弁の機能回復 可搬式空気圧縮機(加圧器逃がし弁作動用)による加圧器逃がし弁の機能回復 可搬型バッテリ(加圧器逃がし弁用)による加圧器逃がし弁の機能回復 空冷式非常用発電装置及び可搬式整流器による加圧器逃がし弁の機能回復 大容量ポンプを用いたB計器用空気圧縮機(海水冷却)による加圧器逃がし弁の機能回復	<p>加圧器逃がし弁は、駆動源喪失時に閉となる構造の空気作動弁であり、全交流動力電源喪失により計器用空気圧縮機が停止し、制御用空気が喪失した場合は開操作が不能となる。加圧器逃がし弁の機能回復(駆動用空気回復)として、窒素ポンベ(加圧器逃がし弁作動用)を空気配管に接続し、中央制御室からの操作による1次冷却系を減圧する。</p> <p>窒素ポンベ(加圧器逃がし弁作動用)は、想定される重大事故等が発生した場合の格納容器内圧力においても加圧器逃がし弁が確実に動作する容量及び圧力のポンベを配備している。</p> <p>なお、加圧器逃がし弁1回の動作に必要な窒素量は、ポンベ容量に対し少量であり、事故時の操作回数も少ないことから、事象収束まで必要な量を十分に確保する。</p> <p>加圧器逃がし弁は駆動源喪失時に閉となる構造の空気作動弁であり、全交流動力電源喪失により計器用空気圧縮機が停止し、制御用空気が喪失した場合は開操作が不能となる。加圧器逃がし弁の機能回復(駆動用空気回復)として、可搬式空気圧縮機(加圧器逃がし弁作動用)を空気配管に接続し、中央制御室からの操作による1次冷却系を減圧する。</p> <p>可搬式空気圧縮機(加圧器逃がし弁作動用)は、想定される重大事故等が発生した場合の格納容器内圧力においても加圧器逃がし弁が確実に動作する容量及び圧力※7の空気圧縮機を配備している。</p> <p>加圧器逃がし弁は、駆動電源喪失時に閉となる構造の空気作動弁であるため、常設直流電源系統が喪失した場合は、電磁弁が動作せず開操作が不能となる。そのため、加圧器逃がし弁機能回復(直流電源回復)として、可搬型バッテリ(加圧器逃がし弁用)により直流電源を供給し、加圧器逃がし弁により1次冷却系を減圧する。</p> <p>可搬型バッテリ(加圧器逃がし弁用)は、想定される重大事故等が発生した場合の格納容器内圧力においても加圧器逃がし弁が確実に動作する電源容量※8のバッテリを配備している。</p> <p>なお、加圧器逃がし弁用電磁弁消費電力は、バッテリ容量に対し少量であり、事象収束まで必要な量を十分に確保する。</p> <p>加圧器逃がし弁は駆動電源喪失時に閉となる構造の空気作動弁であるため、常設直流電源が喪失した場合は、電磁弁が動作せず開操作が不能となる。そのため、加圧器逃がし弁機能回復(直流電源回復)として、空冷式非常用発電装置及び可搬式整流器により直流電源を供給し、中央制御室からの操作による1次冷却系を減圧する。</p> <p>加圧器逃がし弁は駆動源喪失時に閉となる構造の空気作動弁であり、全交流動力電源喪失により計器用空気圧縮機が停止し、制御用空気が喪失した場合は開操作ができなくなる。そのため、全交流動力電源が喪失した場合に、大容量ポンプを用いてB計器用空気圧縮機へ補機冷却水(海水)を通水して制御用空気系を回復し、中央制御室からの操作による1次冷却系を減圧する。</p>	<p>【重大事故等対処設備】 窒素ポンベ(加圧器逃がし弁作動用) 可搬式空気圧縮機(加圧器逃がし弁作動用) 可搬型バッテリ(加圧器逃がし弁用) 空冷式非常用発電装置 可搬式整流器 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ</p> <p>【多様性拡張設備】 大容量ポンプ B計器用空気圧縮機(海水冷却)</p>

第2.2.1.9.1.3表 多様性拡張設備整理表 (3 / 19) (その6)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な手順	高圧溶融物放出及び格納容器雰囲気直接加熱防止	-	加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧	炉心損傷時における高圧溶融物放出及び格納容器雰囲気直接加熱の防止	炉心損傷時に原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出及び格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため、加圧器逃がし弁により1次冷却系を減圧する。	【重大事故等対処設備】 加圧器逃がし弁

第2.2.1.9.1.3表 多様性拡張設備整理表 (3 / 19) (その7)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な手順	蒸気発生器伝熱管破損	1 次冷却系の減圧	蒸気発生器伝熱管破損発生時 減圧継続の手順	蒸気発生器伝熱管破損発生時は、原子炉冷却材圧力バウンダリ機能が喪失し、1次冷却材の格納容器外への漏えいが生じる。したがって、漏えい量を抑制するための早期の1次冷却系の減温、減圧を行う必要がある。 破損側蒸気発生器を1次冷却材圧力、蒸気発生器の圧力、水位、高感度型主蒸気管モニタ等の指示値から判断し、破損側蒸気発生器を隔離する。 破損側蒸気発生器の隔離完了後、主蒸気逃がし弁による冷却、減圧操作及び加圧器逃がし弁による減圧操作で1次冷却系と破損側蒸気発生器2次側の圧力を均圧させることで、1次冷却材の蒸気発生器2次側への漏えいを抑制する。 全交流動力電源喪失時においては、高感度型主蒸気管モニタ等による監視が不能となるが、破損側蒸気発生器は1次冷却材圧力、蒸気発生器の圧力及び水位の指示値により判断する。 また、破損側蒸気発生器の隔離ができない場合においても、健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁による原子炉の冷却及び1次冷却系の減圧操作と加圧器逃がし弁による減圧操作で1次冷却系を減圧することにより1次冷却材の蒸気発生器2次側への漏えいを抑制する。	【重大事故等対処設備】 主蒸気逃がし弁 加圧器逃がし弁	
	インターフェイスシステムLOCA	-			インターフェイスシステムLOCA発生時の手順	インターフェイスシステムLOCA発生時は、原子炉冷却材圧力バウンダリ機能が喪失し、1次冷却材の格納容器外への漏えいが生じる。したがって、漏えい量を抑制するため早期の1次冷却系の減温、減圧及び保有水量を確保するための原子炉への注水が必要となる。 格納容器外への1次冷却材の漏えいを停止するため、破損箇所を早期に発見し隔離する。 隔離できない場合、主蒸気逃がし弁による冷却、減圧操作と加圧器逃がし弁による減圧操作で1次冷却系を減圧することにより1次冷却材の漏えい量を抑制する。 低温停止に移行する場合、余熱除去系による原子炉の冷却が困難であれば、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。 化学体積制御系から1次冷却材が格納容器外へ漏えいした場合においてもインターフェイスシステムLOCAと同様の兆候を示すが、対応手順は設計基準事故の対象として整備している。	

第2.2.1.9.1.4表 多様性拡張設備整理表 (4 / 19) (その1)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	1次冷却材喪失事象が発生している場合	余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプ又は燃料取替用水タンク	代替炉心注水	A、B内部スプレポンプ（R H R S - C S S 連絡ライン使用）による代替炉心注水	非常用炉心冷却設備である充てん／高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合、A、B内部スプレポンプ（R H R S - C S S 連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。	【重大事故等対処設備】 A、B内部スプレポンプ（R H R S - C S S 連絡ライン使用） 恒設代替低圧注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料取替用水タンク 復水タンク 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー ¹ 燃料油移送ポンプ 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 送水車 軽油用ドラム缶 【多様性拡張設備】 電動消火ポンプ ディーゼル消火ポンプ A、B淡水タンク N o. 1、2淡水タンク 恒設代替低圧注水ポンプ 海水ポンプ

第2.2.1.9.1.4表 多様性拡張設備整理表 (4 / 19) (その2)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	1次冷却材喪失事象が発生している場合	1次 冷却 材 喪失 事 象 が 発 生 し て い る 場 合	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去クーラ 又は 余熱除去ポンプ入口弁 (格納容器再循環サンプ連絡第1弁) 又は 余熱除去ポンプ入口弁 (格納容器再循環サンプ連絡第2弁)	代替再循環運転	A、B内部スプレポンプ (R H R S - C S S 連絡ライン使用)による代替再循環運転	再循環運転中に非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去クーラの故障等により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合、A、B内部スプレポンプ (R H R S - C S S 連絡ライン使用) 及びA内部スプレクーラにより格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する。	【重大事故等対処設備】 A、B内部スプレポンプ (R H R S - C S S 連絡ライン使用) A内部スプレクーラ A・B内部スプレポンプ入口弁 (格納容器再循環サンプ側) 格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプスクリーン
			格納容器再循環サンプスクリーン	炉心注水	格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合の手順	A、B内部スプレポンプ (R H R S - C S S 連絡ライン使用)による代替再循環運転により原子炉への注水を行っている際に格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合に対応する手段がある。この再循環運転での原子炉への注水に至るまでには、設計基準事故対処設備である余熱除去ポンプ、充てん／高圧注入ポンプ及び内部スプレポンプを使用した再循環運転を行っていることも考えられるため、これらを含めて格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合に対応する。 格納容器再循環サンプスクリーンについては、海外で発生した格納容器再循環サンプスクリーン閉塞対策として、必要な設備の対策を行っており閉塞することは考えにくいものの、閉塞が発生した場合に備え対応する。	【重大事故等対処設備】 充てん／高圧注入ポンプ 燃料取替用水タンク 復水タンク 【多様性拡張設備】 ほう酸ポンプ ほう酸タンク 1次系補給水ポンプ 1次系純水タンク
			代替炉心注水	格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合の手順	A、B内部スプレポンプ (R H R S - C S S 連絡ライン使用)による代替再循環運転により原子炉への注水を行っている際に格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合に対応する手段がある。この再循環運転での原子炉への注水に至るまでには、設計基準事故対処設備である余熱除去ポンプ、充てん／高圧注入ポンプ及び内部スプレポンプを使用した再循環運転を行っていることも考えられるため、これらを含めて格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合に対応する。 格納容器再循環サンプスクリーンについては、海外で発生した格納容器再循環サンプスクリーン閉塞対策として、必要な設備の対策を行っており閉塞することは考えにくいものの、閉塞が発生した場合に備え対応する。	【重大事故等対処設備】 A、B内部スプレポンプ (R H R S - C S S 連絡ライン使用) 恒設代替低圧注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料取替用水タンク 復水タンク 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用) 送水車 軽油用ドラム缶 【多様性拡張設備】 電動消火ポンプ ディーゼル消火ポンプ A、B淡水タンク N o. 1、2淡水タンク 恒設代替低圧注水ポンプ 海水ポンプ	

第2.2.1.9.1.4表 多様性拡張設備整理表 (4 / 19) (その3)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	1次冷却材喪失事象が発生している場合	サボート系機能喪失時	全交流動力電源	代替炉心注水	恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	<p>【重大事故等対処設備】 恒設代替低圧注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 C充てん／高压注入ポンプ（自己冷却） 燃料取替用水タンク 復水タンク 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー¹ 燃料油移送ポンプ 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 送水車 軽油用ドラム缶</p> <p>【多様性拡張設備】 A、B内部スプレポンプ（自己冷却） (R H R S - C S S 連絡ライン使用) 燃料取替用水タンク ディーゼル消火ポンプ N o. 1、2淡水タンク</p>

第2.2.1.9.1.4表 多様性拡張設備整理表 (4 / 19) (その4)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	1次冷却材喪失事象が発生している場合	全交流動力電源 サボート系機能喪失時	代替再循環運転	B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転	全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いた低圧代替再循環を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器循環冷暖房ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。	【重大事故等対処設備】 B余熱除去ポンプ（海水冷却） B充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却） 大容量ポンプ 格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプスクリーン 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク タンクローリー ¹ 可搬式オイルポンプ 燃料油移送ポンプ
					B余熱除去ポンプ（海水冷却）及びB充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転	全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）及びB充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器循環冷暖房ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。	

第2.2.1.9.1.4表 多様性拡張設備整理表 (4 / 19) (その5)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	原子炉冷却材喪失事象が発生している場合	1次冷却材喪失時 サボート系機能喪失時	原子炉補機冷却系	代替炉心注水	恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	<p>全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合に、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプの水源として燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、代替炉心注水が必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉へ切り替え、代替炉心注水を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合に、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を炉心注水側とするよう準備を行い、空冷式非常用発電装置より受電すれば、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水を行う。なお、対応途中で、事象が進展し炉心損傷と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を格納容器スプレイ側へ変更し、代替格納容器スプレイを行うとともに、その後、C充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）により代替炉心注水を行う。</p>	<p>【重大事故等対処設備】 恒設代替低圧注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 C充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却） 燃料取替用水タンク 復水タンク 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 送水車 軽油用ドラム缶</p> <p>【多様性拡張設備】 A、B内部スプレポンプ（自己冷却） (R H R S - C S S 連絡ライン使用) 燃料取替用水タンク ディーゼル消火ポンプ N o. 1、2淡水タンク A余熱除去ポンプ（空調用冷水） 電動消火ポンプ A、B淡水タンク</p>

第2.2.1.9.1.4表 多様性拡張設備整理表 (4 / 19) (その6)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	原子炉補機冷却系 1次冷却材喪失事象が発生している場合 サボート系機能喪失時	代替再循環運転	A余熱除去ポンプ（空調用冷水）による低圧代替再循環運転 B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 B余熱除去ポンプ（海水冷却）及びB充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転	A余熱除去ポンプ（空調用冷水）による低圧代替再循環運転 B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 B余熱除去ポンプ（海水冷却）及びB充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転	1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、A余熱除去ポンプ（空調用冷水）を用いた低圧代替再循環運転による原子炉への注水を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器循環冷暖房ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。 1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプを用いた低圧代替再循環運転による原子炉への注水を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器循環冷暖房ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。 1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）及びB充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による原子炉への注水を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器循環冷暖房ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。	【重大事故等対処設備】 B余熱除去ポンプ（海水冷却） B充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却） 大容量ポンプ 格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプスクリーン 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク タンクローリー ¹ 可搬式オイルポンプ 燃料油移送ポンプ 【多様性拡張設備】 A余熱除去ポンプ（空調用冷水） 格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプスクリーン	

第2.2.1.9.1.4表 多様性拡張設備整理表 (4 / 19) (その7)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態である場合	1次冷却材喪失事象が発生している場合	溶融デブリが原子炉容器に残存する場合	格納容器水張り (格納容器スプレイ、代替格納容器スプレイ)	—	<p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、溶融炉心は原子炉容器を破損し格納容器下部に落下するが、格納容器スプレイ又は代替格納容器スプレイにより原子炉下部キャビティに注水することで溶融炉心を冷却する。</p> <p>原子炉容器に溶融デブリが残存した場合、その溶融デブリ量が多い場合は、自身の崩壊熱により原子炉下部キャビティに溶融落下するため、原子炉容器に溶融デブリが残存することは考えにくいが、原子炉容器に残存溶融デブリが存在することを想定し、格納容器スプレイ又は代替格納容器スプレイにより格納容器内へのスプレイによる残存溶融デブリを冷却(格納容器水張り)する。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融発生時に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水(落下遅延・防止)を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融発生時に原子炉下部キャビティ注水ポンプにより代替格納容器スプレイを行う場合は、原子炉下部キャビティ注水ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水に使用していないことを確認して使用する。なお、炉心の著しい損傷、溶融発生時に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、原子炉下部キャビティ直接注水が必要と判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替える。</p> <p>なお、炉心損傷後の格納容器の減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下したことを確認すれば停止する手順としており、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度(ドライ)により継続的に監視を行う運用としており、測定による水素濃度が8vol% (ドライ) 未満であれば減圧を継続する。格納容器圧力は格納容器圧力計又は格納容器圧力計(広域)により監視するが、これらの計器が機能喪失により監視できない場合においては、格納容器内温度を監視することで圧力と飽和温度の関係から格納容器圧力を推定する。</p>	<p>【重大事故等対処設備】</p> <p>内部スプレポンプ 恒設代替低圧注水ポンプ 原子炉下部キャビティ注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料取替用水タンク 復水タンク 送水車 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ 軽油用ドラム缶</p> <p>【多様性拡張設備】</p> <p>電動消火ポンプ ディーゼル消火ポンプ A、B淡水タンク No. 1、2淡水タンク 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) 送水車 恒設代替低圧注水ポンプ</p> <p>原子炉下部キャビティ注水ポンプ 海水ポンプ</p>

第2.2.1.9.1.4表 多様性拡張設備整理表 (4 / 19) (その8)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備		
原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	1次冷却材喪失事象が発生していない場合	プロントライン系機能喪失時	余熱除去ポンプ又は余熱除去クーラ	蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	1次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。	【重大事故等対処設備】 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 復水タンク 蒸気発生器		
			主給水ポンプ又は蒸気発生器水張りポンプによる蒸気発生器への注水			1次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、常用設備である主給水ポンプ又は蒸気発生器水張りポンプにより蒸気発生器へ注水する。	【多様性拡張設備】 主給水ポンプ 蒸気発生器水張りポンプ 脱気器タンク 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動） 発電機（蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ用） 復水タンク 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 海水ポンプ		
			蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による蒸気発生器への注水			1次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）により蒸気発生器へ注水する。 なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器内の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。			
			海水ポンプを用いた補助給水ポンプへの直接供給による蒸気発生器への注水			1次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプ故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、海水ポンプを用いて補助給水ポンプへ海水を直接供給し、蒸気発生器に注水する。 なお、海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。			
			蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)	主蒸気逃がし弁による蒸気放出		1次冷却材喪失事象が発生していない場合に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作して蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。	【重大事故等対処設備】 主蒸気逃がし弁 【多様性拡張設備】 タービンバイパス弁		
			タービンバイパス弁による蒸気放出			1次冷却材喪失事象が発生していない場合に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、中央制御室にて常用設備であるタービンバイパス弁を開操作し、蒸気発生器から蒸気放出を行う。			
			蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード	—		主蒸気逃がし弁による原子炉の冷却効果がなくなり、低温停止へ移行する場合、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードを行なう。 蒸気発生器2次側フィードアンドブリードは、消防ポンプにより海水を蒸気発生器へ注水し、主蒸気ドレンラインを経由し、タービンブローダウンタンクより排出させ、適時放射性物質濃度等を確認する。 なお、海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	【多様性拡張設備】 消防ポンプ		

第2.2.1.9.1.4表 多様性拡張設備整理表 (4 / 19) (その9)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備	
原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	1次冷却材喪失時	サボート系機能喪失時	全交流動力電源	蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)	タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。	【重大事故等対処設備】 電動補助給水ポンプ 空冷式非常用発電装置 タービン動補助給水ポンプ 復水タンク 蒸気発生器 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ 【多様性拡張設備】 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動) 発電機(蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ用) 復水タンク

第2.2.1.9.1.4表 多様性拡張設備整理表 (4／19) (その10)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	運転停止中の場合	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去クーラ プロントライン系機能喪失時	炉心注水	充てん／高圧注入ポンプによる炉心注水 アキュムレータによる炉心注水	<p>運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、充てん／高圧注入ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉に注水する。</p> <p>充てん／高圧注入ポンプの水源として燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>また、ほう酸ポンプ、ほう酸タンク、1次系純水ポンプ及び1次系純水タンクが健全であれば、代替水源として使用できる。</p> <p>運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、アキュムレータ水を原子炉に注水する。</p> <p>アキュムレータによる炉心注水についてはタンク内圧力を利用するためアキュムレータ水位が低下して圧力が下がった場合には、原子炉への注水を停止する。</p>	<p>【重大事故等対処設備】 充てん／高圧注入ポンプ 燃料取替用水タンク 復水タンク アキュムレータ</p> <p>【多様性拡張設備】 ほう酸ポンプ ほう酸タンク 1次系純水ポンプ 1次系純水タンク</p>

第2.2.1.9.1.4表 多様性拡張設備整理表 (4 / 19) (その11)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するための手順	運転停止中の場合	プロントライン系機能喪失時	余熱除去ポンプ又は余熱除去クーラ	代替炉心注水	燃料取替用水タンクからの重力注水による代替炉心注水	運転停止中のミドループ運転中において、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、燃料取替用水タンクからの重力注水により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 なお、燃料取替用水タンクの重力注水は燃料取替用水タンクの水頭圧を利用して、燃料取替用水タンクの水位が低下した場合は、重力注水を停止する。	【重大事故等対処設備】 A、B内部スプレポンプ (R H R S - C S S 連絡ライン使用) 恒設代替低圧注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料取替用水タンク 復水タンク 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー ¹ 燃料油移送ポンプ 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 送水車 軽油用ドラム缶 【多様性拡張設備】 燃料取替用水タンク（重力注水） 電動消火ポンプ ディーゼル消火ポンプ A、B淡水タンク No. 1、2淡水タンク 恒設代替低圧注水ポンプ 海水ポンプ
				A、B内部スプレポンプ (R H R S - C S S 連絡ライン使用)による代替炉心注水		運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、A、B内部スプレポンプ (R H R S - C S S 連絡ライン使用)により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。	
				恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水		運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 恒設代替低圧注水ポンプの水源として燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。	
				電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替炉心注水		運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、消火ポンプによりA、B淡水タンク又はNo. 1、2淡水タンク水を原子炉へ注水する。 使用には、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。	
				可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水		運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。	
				海水ポンプを用いた恒設代替低圧注水ポンプへの直接供給による代替炉心注水		原子炉への注水が必要な場合に燃料取替用水タンク、復水タンクの枯渇、破損等により機能喪失し原子炉への注水ができない場合、海水ポンプを用いて恒設代替低圧注水ポンプへ海水を直接供給し、原子炉に注水する。	
				代替再循環運転	A、B内部スプレポンプ (R H R S - C S S 連絡ライン使用)による代替再循環運転	運転停止中に、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、炉心注水又は代替炉心注水により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水後、A、B内部スプレポンプ (R H R S - C S S 連絡ライン使用)による代替再循環運転により原子炉へ注水する。	【重大事故等対処設備】 A、B内部スプレポンプ (R H R S - C S S 連絡ライン使用) A内部スプレクーラ 格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプスクリーン

第2.2.1.9.1.4表 多様性拡張設備整理表 (4 / 19) (その12)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	運転停止中の場合	プロントライン系機能喪失時	余熱除去ポンプ又は余熱除去クーラ	蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。	【重大事故等対処設備】 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 復水タンク 蒸気発生器
				主給水ポンプ又は蒸気発生器水張りポンプによる蒸気発生器への注水		運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、常用設備である主給水ポンプ又は蒸気発生器水張りポンプにより蒸気発生器へ注水する。	【多様性拡張設備】 主給水ポンプ 蒸気発生器水張りポンプ 脱気器タンク 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動) 発電機(蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ用) 復水タンク 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 海水ポンプ
				蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)による蒸気発生器への注水		運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)により復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。 なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	
				海水ポンプを用いた補助給水ポンプへの直接供給による蒸気発生器への注水		運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、海水ポンプを用いて補助給水ポンプへ海水を直接供給し、蒸気発生器に注水する。 なお、海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	
			蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)	主蒸気逃がし弁による蒸気放出		運転停止中に全熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作して蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。	【重大事故等対処設備】 主蒸気逃がし弁 【多様性拡張設備】 タービンバイパス弁
				タービンバイパス弁による蒸気放出		運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、常用設備であるタービンバイパス弁を中央制御室にて開操作し、蒸気発生器から蒸気放出を行う。	
			蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード	—		主蒸気逃がし弁による原子炉の冷却効果がなくなり、低温停止へ移行する場合、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードを行なう。 蒸気発生器2次側フィードアンドブリードは、消防ポンプにより海水を蒸気発生器へ注水し、主蒸気ドレンラインを経由し、タービンブローダウンタンクに排出させ、適時放射性物質濃度等を確認し排出する。 なお、海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	【多様性拡張設備】 消防ポンプ

第2.2.1.9.1.4表 多様性拡張設備整理表 (4 / 19) (その13)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備	
原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	運転停止中の場合	サボート系機能喪失時	全交流動力電源	代替炉心注水	燃料取替用水タンクからの重力注水による代替炉心注水	<p>運転停止中のミドループ運転中において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、燃料取替用水タンクからの重力注水により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>なお、燃料取替用水タンクの重力注水は燃料取替用水タンクの水頭圧を利用して、燃料取替用水タンクの水位が低下した場合には、重力注水を停止する。</p>	<p>【重大事故等対処設備】 アキュムレータ 恒設代替低圧注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 C充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却） 燃料取替用水タンク 復水タンク 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 送水車 軽油用ドラム缶</p> <p>【多様性拡張設備】 燃料取替用水タンク（重力注水） A、B内部スプレポンプ（自己冷却）（R H R S - C S S 連絡ライン使用） 燃料取替用水タンク ディーゼル消火ポンプ No. 1、2淡水タンク</p>

第2.2.1.9.1.4表 多様性拡張設備整理表 (4 / 19) (その14)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	運転停止中の場合	サボート系機能喪失時	全交流動力電源	代替炉心注水	A、B内部スプレポンプ（自己冷却）（R H R S - C S S 連絡ライン使用）による代替炉心注水	運転停止中において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、A、B内部スプレポンプ（自己冷却）（R H R S - C S S 連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。	【重大事故等対処設備】 アキュムレータ 恒設代替低圧注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 C充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却） 燃料取替用水タンク 復水タンク 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 送水車 軽油用ドラム缶 【多様性拡張設備】 燃料取替用水タンク（重力注水） A、B内部スプレポンプ（自己冷却）（R H R S - C S S 連絡ライン使用） 燃料取替用水タンク ディーゼル消火ポンプ No. 1、2淡水タンク
					ディーゼル消火ポンプ又は電動消火ポンプによる代替炉心注水	運転停止中において、全交流動力電源喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、常用設備であるディーゼル消火ポンプによりNo. 1、2淡水タンク水を原子炉へ注水する。 また、運転停止中において原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合、常用設備である電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによりA、B淡水タンク又はNo. 1、2淡水タンク水を原子炉へ注水する。 使用には、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。	
					可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転停止中において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。	

第2.2.1.9.1.4表 多様性拡張設備整理表 (4 / 19) (その15)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備							
原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	運転停止中の場合 サボート系機能喪失時	全交流動力電源	代替再循環運転	B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転	運転停止中において、全交流動力電源喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いた低圧代替再循環運転による原子炉への注水を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器循環冷暖房ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。	【重大事故等対処設備】 B余熱除去ポンプ（海水冷却） B充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却） 大容量ポンプ 格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプスクリーン 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク タンクローリー [†] 可搬式オイルポンプ 燃料油移送ポンプ [†]	【重大事故等対処設備】 電動補助給水ポンプ 空冷式非常用発電装置 タービン動補助給水ポンプ 復水タンク 蒸気発生器 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー [†] 燃料油移送ポンプ [†] 【多様性拡張設備】 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動） 発電機（蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ用） 復水タンク							
蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）			タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水		運転停止中において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。	【重大事故等対処設備】 電動補助給水ポンプ 空冷式非常用発電装置 タービン動補助給水ポンプ 復水タンク 蒸気発生器 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー [†] 燃料油移送ポンプ [†] 【多様性拡張設備】 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動） 発電機（蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ用） 復水タンク	【重大事故等対処設備】 電動補助給水ポンプ 空冷式非常用発電装置 タービン動補助給水ポンプ 復水タンク 蒸気発生器 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー [†] 燃料油移送ポンプ [†] 【多様性拡張設備】 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動） 発電機（蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ用） 復水タンク							
蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）			主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による蒸気放出		運転停止中において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、現場で手動により、専用工具を用いて主蒸気逃がし弁を開操作して蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。	【重大事故等対処設備】 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）	【多様性拡張設備】 消防ポンプ							
蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード			—		運転停止中において、主蒸気逃がし弁による原子炉の冷却効果がなくなり、低温停止へ移行する場合、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードを行う。 蒸気発生器2次側フィードアンドブリードは、消防ポンプにより海水を蒸気発生器へ注水し、主蒸気ドレンラインを経由し、タービンプローダウンタンクに排出させ、適時放射性物質濃度等を確認し排出する。 なお、海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器内の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器プローダウンラインにより排水を行う。	【重大事故等対処設備】 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）	【多様性拡張設備】 消防ポンプ							

第2.2.1.9.1.4表 多様性拡張設備整理表 (4 / 19) (その16)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備	
原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	運転停止中の場合	サボート系機能喪失時	原子炉補機冷却水系	代替炉心注水	燃料取替用水タンクからの重力注水による代替炉心注水	<p>運転停止中のミドループ運転中において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、燃料取替用水タンクからの重力注水により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>なお、燃料取替用水タンクの重力注水は燃料取替用水タンクの水頭圧を利用して、燃料取替用水タンクの水位が低下した場合には、重力注水を停止する。</p>	<p>【重大事故等対処設備】</p> <p>アキュムレータ 恒設代替低圧注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 C充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却） 燃料取替用水タンク 復水タンク 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 送水車 軽油用ドラム缶</p> <p>【多様性拡張設備】</p> <p>燃料取替用水タンク（重力注水） A、B内部スプレポンプ（自己冷却）（R H R S - C S S 連絡ライン使用） 燃料取替用水タンク ディーゼル消火ポンプ No. 1、2淡水タンク A余熱除去ポンプ（空調用冷水） 電動消火ポンプ A、B淡水タンク</p>

第2.2.1.9.1.4表 多様性拡張設備整理表 (4 / 19) (その17)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備	
原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	運転停止中の場合	サボート系機能喪失時	原子炉補機冷却水系	代替炉心注水	A、B内部スプレポンプ（自己冷却）（R H R S - C S S 連絡ライン使用）による代替炉心注水	運転停止中において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、A、B内部スプレポンプ（自己冷却）（R H R S - C S S 連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。	【重大事故等対処設備】 アキュムレータ 恒設代替低圧注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 C充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却） 燃料取替用水タンク 復水タンク 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー ¹ 燃料油移送ポンプ 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 送水車 軽油用ドラム缶 【多様性拡張設備】 燃料取替用水タンク（重力注水） A、B内部スプレポンプ（自己冷却）（R H R S - C S S 連絡ライン使用） 燃料取替用水タンク ディーゼル消火ポンプ N o. 1、2淡水タンク A余熱除去ポンプ（空調用冷水） 電動消火ポンプ A、B淡水タンク

第2.2.1.9.1.4表 多様性拡張設備整理表 (4／19) (その18)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備	
原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順	運転停止中の場合	サボート系機能喪失時	原子炉補機冷却水系	代替再循環運転	A余熱除去ポンプ（空調用冷水）による低圧代替再循環運転	運転停止中において、再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、A余熱除去ポンプ（空調用冷水）を用いた低圧代替再循環運転による原子炉への注水を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器循環冷暖房ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。	【重大事故等対処設備】 B余熱除去ポンプ（海水冷却） B充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却） 大容量ポンプ 格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプスクリーン 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク タンクローリー 可搬式オイルポンプ 燃料油移送ポンプ 【多様性拡張設備】 A余熱除去ポンプ（空調用冷水） 格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプスクリーン

第2.2.1.9.1.5表 多様性拡張設備整理表 (5 / 19) (その1)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順	設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な手順	フロントライン系機能喪失時	海水ポンプ又は1次系冷却水ポンプ	蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	<p>海水ポンプ又は1次系冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行うため、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプの起動を確認し、復水タンク水が蒸気発生器へ注水されていることを確認する。この時、補助給水ポンプが運転していなければ、中央制御室で電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプを起動し蒸気発生器へ注水する。</p> <p>なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。</p>	<p>【重大事故等対処設備】 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 復水タンク 蒸気発生器</p> <p>【多様性拡張設備】 主給水ポンプ 蒸気発生器水張りポンプ 脱気器タンク 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動） 発電機（蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ用） 復水タンク</p>

第2.2.1.9.1.5表 多様性拡張設備整理表 (5 / 19) (その2)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順	設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な手順	フロントライン系機能喪失時	海水ポンプ 又は 1次系冷却水ポンプ	蒸気発生器2次側による炉心冷却 (蒸気放出)	雑用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 タービンバイパス弁による蒸気放出 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復 窒素ボンベ（主蒸気逃がし弁作動用）による主蒸気逃がし弁の機能回復 可搬式空気圧縮機（主蒸気逃がし弁作動用）による主蒸気逃がし弁の機能回復	<p>海水ポンプ又は1次系冷却水ポンプの故障等により、計器用空気圧縮機が運転できない場合に、常用設備である雑用空気圧縮機による代替制御用空気を供給する。</p> <p>また、代替制御用空気が主蒸気逃がし弁へ供給された場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う手順を整備する。</p> <p>主蒸気逃がし弁による蒸気発生器からの蒸気放出ができない場合、常用設備であるタービンバイパス弁を中央制御室で開操作し、蒸気発生器からの蒸気放出を行う。</p> <p>海水ポンプ又は1次系冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、計器用空気圧縮機が機能喪失した場合、主蒸気逃がし弁の現場で手動により、専用工具を用いて開操作し蒸気発生器2次側による原子炉を冷却する。</p> <p>また、常用設備である雑用空気圧縮機から代替制御用空気が主蒸気逃がし弁へ供給された場合、中央制御室にて開操作し蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。</p> <p>なお、蒸気発生器伝熱管破損又は主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した際の現場操作時は状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。</p> <p>制御用空気が喪失した場合、窒素ボンベ（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し、主蒸気逃がし弁を操作する。</p> <p>この手順は、主蒸気逃がし弁（現場手動操作）に対して中央制御室からの遠隔操作を可能とすることで、運転員等の負担軽減を図る。また、蒸気発生器伝熱管破損又は主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合でも対応可能である。</p> <p>なお、中央制御室からの遠隔操作による主蒸気逃がし弁の開度調整は必須ではなく、これらの対応に期待しなくとも炉心の著しい損傷を防止できる。</p> <p>制御用空気が喪失した場合、可搬式空気圧縮機（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し、主蒸気逃がし弁を操作する。</p> <p>この手順は、主蒸気逃がし弁（現場手動操作）に対して中央制御室からの遠隔操作を可能とすることで、運転員等の負担軽減を図る。また、蒸気発生器伝熱管破損又は主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合でも対応可能である。</p> <p>なお、中央制御室からの遠隔操作による主蒸気逃がし弁の開度調整は必須ではなく、これらの対応に期待しなくとも炉心の著しい損傷を防止できる。</p>	<p>【重大事故等対処設備】 主蒸気逃がし弁(現場手動操作)</p> <p>【多様性拡張設備】 雑用空気圧縮機 タービンバイパス弁 窒素ボンベ（主蒸気逃がし弁作動用） 可搬式空気圧縮機（主蒸気逃がし弁作動用）</p>
			蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード	消防ポンプを使用した蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード		<p>海水ポンプ又は1次系冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却手段によって原子炉を冷却した後に、海水を水源とする消防ポンプを使用した蒸気発生器への注水による蒸気発生器2次側フィードアンドブリード。</p> <p>蒸気発生器2次側フィードアンドブリード時は、主蒸気ドレンラインを使用し、タービンプローダウンタンクに排出させ、適時放射性物質濃度等を確認し排出する。</p> <p>なお、海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器プローダウンラインにより排水を行う。</p>	<p>【多様性拡張設備】 消防ポンプ</p>

第2.2.1.9.1.5表 多様性拡張設備整理表 (5 / 19) (その3)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順	設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な手順	フロントライン系機能喪失時	海水ポンプ 又は 1次系冷却水ポンプ	格納容器内自然対流冷却	大容量ポンプを用いたA格納容器循環冷暖房ユニットによる格納容器内自然対流冷却	海水ポンプ又は1次系冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した状態において、1次冷却材喪失事象が発生した場合、大容量ポンプを用いてA格納容器循環冷暖房ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。	【重大事故等対処設備】 A格納容器循環冷暖房ユニット 大容量ポンプ 可搬型温度計測装置（格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（S A）用） 燃料油貯蔵タンク タンクローリー ¹ 燃料油移送ポンプ
			代替補機冷却	大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水		海水ポンプ又は1次系冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプにより、B充てん／高圧注入ポンプ、B余熱除去ポンプ及びB計器用空気圧縮機に補機冷却水（海水）を通水し、各補機の機能を回復する。	【重大事故等対処設備】 大容量ポンプ 燃料油貯蔵タンク タンクローリー ¹ 燃料油移送ポンプ B余熱除去ポンプ（海水冷却） B充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却） 【多様性拡張設備】 B計器用空気圧縮機（海水冷却） 冷水ポンプ（A余熱除去ポンプ冷却用）
			海水ポンプ	大容量ポンプによる代替補機冷却	補機冷却水（大容量ポンプ冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却	1次系冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、冷水ポンプによるA余熱除去ポンプの代替補機冷却を行う。	【多様性拡張設備】 大容量ポンプ 余熱除去ポンプ 1次系冷却水ポンプ 1次系冷却水クーラ
						海水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した状態において、大容量ポンプを使用し、補機冷却水を冷却することにより、余熱除去系を運転し低温停止へ移行する。	

第2.2.1.9.1.5表 多様性拡張設備整理表 (5 / 19) (その4)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順	設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な手順	サポート系機能喪失時	全交流動力電源	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）	タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	<p>全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行うため、タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>電動補助給水ポンプは空冷式非常用発電装置からの給電後に使用可能となる。</p> <p>なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器プローダウンラインにより排水を行う。</p>	【重大事故等対処設備】 電動補助給水ポンプ 空冷式非常用発電装置 タービン動補助給水ポンプ 復水タンク 蒸気発生器 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー ¹ 燃料油移送ポンプ 【多様性拡張設備】 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動） 発電機（蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ用） 復水タンク
				蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による蒸気発生器への注水		<p>補助給水ポンプが使用できない場合に、主蒸気圧力が約3.0MPa [gage]まで低下している場合、復水タンク水を蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）により蒸気発生器へ注水する。</p> <p>なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器プローダウンラインにより排水を行う。</p>	
				蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	<p>全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、主蒸気逃がし弁を現場で手動により、専用工具を用いて開操作し、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。</p>	【重大事故等対処設備】 主蒸気逃がし弁（現場手動操作） 【多様性拡張設備】 窒素ボンベ（主蒸気逃がし弁作動用） 可搬式空気圧縮機（主蒸気逃がし弁作動用） B計器用空気圧縮機（海水冷却） 大容量ポンプ
				窒素ボンベ（主蒸気逃がし弁作動用）による主蒸気逃がし弁の機能回復		<p>制御用空気が喪失した場合、窒素ボンベ（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し、主蒸気逃がし弁を操作する。</p> <p>この手順は、主蒸気逃がし弁（現場手動操作）に対して中央制御室からの遠隔操作を可能とすることで、運転員等の負担軽減を図る。また、蒸気発生器伝熱管破損又は主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合でも対応可能である。</p> <p>なお、中央制御室からの遠隔操作による主蒸気逃がし弁の開度調整は必須ではなく、これらの対応に期待しなくとも炉心の著しい損傷を防止できる。</p>	
				可搬式空気圧縮機（主蒸気逃がし弁作動用）による主蒸気逃がし弁の機能回復		<p>制御用空気が喪失した場合、可搬式空気圧縮機（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し、主蒸気逃がし弁を操作する。</p> <p>この手順は、主蒸気逃がし弁（現場手動操作）に対して中央制御室からの遠隔操作を可能とすることで、運転員等の負担軽減を図る。また、蒸気発生器伝熱管破損又は主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合でも対応可能である。</p> <p>なお、中央制御室からの遠隔操作による主蒸気逃がし弁の開度調整は必須ではなく、これらの対応に期待しなくとも炉心の著しい損傷を防止できる。</p>	
				大容量ポンプを用いたB計器用空気圧縮機（海水冷却）による主蒸気逃がし弁の機能回復		全交流動力電源喪失により、原子炉補機冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプによるB計器用空気圧縮機へ補機冷却水（海水）を通水して機能を回復する。	

第2.2.1.9.1.5表 多様性拡張設備整理表 (5 / 19) (その5)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順	設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な手順	サポート系機能喪失時	全交流動力電源	蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード	消防ポンプを使用した蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード	全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却手段によつて原子炉を冷却した後に、海水を水源とした消防ポンプを使用した蒸気発生器への注水による蒸気発生器2次側フィードアンドブリードを行う。蒸気発生器2次側フィードアンドブリード時は、主蒸気ドレンラインを使用し、ターピングローダウンタンクに排出させ、適時水質を確認し排出する。 なお、海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器プローダウンラインにより排水を行う。	【多様性拡張設備】 消防ポンプ
			格納容器内自然対流冷却	大容量ポンプを用いたA格納容器循環冷暖房ユニットによる格納容器内自然対流冷却		全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、格納容器内において発生した熱を最終ヒートシンクへ輸送する必要がある場合は、大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却を行う。	【重大事故等対処設備】 A格納容器循環冷暖房ユニット 大容量ポンプ 可搬型温度計測装置（格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（S A）用） 燃料油貯蔵タンク タンクローリー ¹ 燃料油移送ポンプ
			大容量ポンプによる代替補機冷却	大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水		運転中又は運転停止中に、全交流動力電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプにより、B充てん／高圧注入ポンプ、B余熱除去ポンプ及びB計器用空気圧縮機に補機冷却水（海水）を通水し、各補機の機能を回復する。	【重大事故等対処設備】 大容量ポンプ B余熱除去ポンプ（海水冷却） B充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却） 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク タンクローリー ¹ 可搬式オイルポンプ 燃料油移送ポンプ 【多様性拡張設備】 B計器用空気圧縮機（海水冷却） 余熱除去ポンプ 1次系冷却水ポンプ 1次系冷却水クーラ
			補機冷却水（大容量ポンプ冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却			全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプを使用し、補機冷却水を冷却することにより、余熱除去系を運転し低温停止へ移行する。	

第2.2.1.9.1.6表 多様性拡張設備整理表 (6 / 19) (その1)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉格納容器内の冷却等のための手順	<p>1 設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な手順</p> <p>2 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な手順</p>	フロントライン系機能喪失時	内部スプレポンプ 又は 内部スプレクーラ 又は 内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側）	格納容器内自然対流冷却	A格納容器循環冷暖房ユニットによる格納容器内自然対流冷却	内部スプレポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失した場合、A格納容器循環冷暖房ユニット等により格納容器内自然対流冷却を行う。	<p>【重大事故等対処設備】 A格納容器循環冷暖房ユニット 1次系冷却水ポンプ 1次系冷却水クーラ 1次系冷却水タンク 窒素ポンベ（1次系冷却水タンク加圧用） 海水ポンプ 可搬型温度計測装置（格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（S A）用）</p> <p>【多様性拡張設備】 1次系高圧ガス供給設備</p>

第2.2.1.9.1.6表 多様性拡張設備整理表 (6 / 19) (その2)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉格納容器内の冷却等のための手順	<p>1 設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な手順</p> <p>2 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な手順</p>	フロントライン系機能喪失時	内部スプレポンプ 又は 燃料取替用水タンク	代替格納容器スプレイ	<p>恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>海水ポンプを用いた恒設代替低圧注水ポンプ又は原子炉下部キャビティ注水ポンプへの直接供給による代替格納容器スプレイ</p>	<p>内部スプレポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器にスプレイする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプの水源として燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプを使用する場合は、代替炉心注水に使用していないことを確認して使用する。なお、炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、代替炉心注水が必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉へ切り替える。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイができる場合、原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器にスプレイする。</p> <p>原子炉下部キャビティ注水ポンプの水源として燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>炉心損傷前に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替える。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプ及び原子炉下部キャビティ注水ポンプによる格納容器へのスプレイができる場合、常用設備である電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによりA、B淡水タンク又はNo. 1、2淡水タンク水を格納容器へスプレイする。</p> <p>使用に際しては、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプ、原子炉下部キャビティ注水ポンプ、電動消火ポンプ及びディーゼル消火ポンプによる格納容器へのスプレイができる場合、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器へスプレイする。</p> <p>格納容器へのスプレイが必要な場合に燃料取替用水タンク、復水タンクの枯渇、破損等により機能喪失し格納容器へのスプレイができる場合、海水ポンプを用いて恒設代替低圧注水ポンプ又は原子炉下部キャビティ注水ポンプへ海水を直接供給し、格納容器にスプレイする。</p> <p>炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプを使用する場合は、代替炉心注水に使用していないことを確認して使用する。なお、炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、代替炉心注水が必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉へ切り替える。</p> <p>炉心損傷前に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替える。</p>	<p>【重大事故等対処設備】 恒設代替低圧注水ポンプ 原子炉下部キャビティ注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料取替用水タンク 復水タンク 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ</p> <p>【多様性拡張設備】 電動消火ポンプ ディーゼル消火ポンプ A、B淡水タンク No. 1、2淡水タンク 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 送水車 恒設代替低圧注水ポンプ 原子炉下部キャビティ注水ポンプ 海水ポンプ</p>

第2.2.1.9.1.6表 多様性拡張設備整理表 (6 / 19) (その3)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉格納容器内の冷却等のための手順	1 設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な手順 2 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な手順	サポート系 機能喪失時	全交流動力電源 又は 原子炉補機冷却系	代替格納容器スプレー 又は 原子炉補機冷却系	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレー	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレーする。 恒設代替低圧注水ポンプの水源として燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプを使用する場合は、代替炉心注水に使用していないことを確認して使用する。なお、炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレーを実施していた場合に、代替炉心注水が必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉へ切り替える。	【重大事故等対処設備】 恒設代替低圧注水ポンプ 原子炉下部キャビティ注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料取替用水タンク 復水タンク 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ 【多様性拡張設備】 ディーゼル消火ポンプ No. 1、2淡水タンク A、B内部スプレポンプ（自己冷却） 燃料取替用水タンク 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 送水車
					原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレー	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレーができる場合、原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器にスプレーする。 原子炉下部キャビティ注水ポンプの水源として燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 炉心損傷前に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレーを実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替える。	
					ディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレー	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、恒設代替低圧注水ポンプ及び原子炉下部キャビティ注水ポンプによる格納容器へのスプレーができる場合、常用設備であるディーゼル消火ポンプによりNo. 1、2淡水タンク水を格納容器へスプレーする。 使用に際しては、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。	
					A、B内部スプレポンプ（自己冷却）による代替格納容器スプレー	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、恒設代替低圧注水ポンプ、原子炉下部キャビティ注水ポンプ及びディーゼル消火ポンプの故障等により、格納容器へのスプレーができる場合、A、B内部スプレポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレーする。	
					可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレー	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、恒設代替低圧注水ポンプ、原子炉下部キャビティ注水ポンプ、ディーゼル消火ポンプ及びA、B内部スプレポンプ（自己冷却）の故障等により、格納容器へのスプレーができる場合、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器へスプレーする。	
			格納容器内自然対流冷却	大容量ポンプを用いたA格納容器循環冷暖房ユニットによる格納容器内自然対流冷却	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し、格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、内部スプレポンプの機能が喪失した場合、大容量ポンプ及びA格納容器循環冷暖房ユニットによる格納容器内自然対流冷却を行う。	【重大事故等対処設備】 A格納容器循環冷暖房ユニット 大容量ポンプ 可搬型温度計測装置（格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（S A）用） 燃料油貯蔵タンク タンクローリー 燃料油移送ポンプ	

第2.2.1.9.1.6表 多様性拡張設備整理表 (6 / 19) (その4)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉格納容器内の冷却等のための手順	<p>1 設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な手順</p> <p>2 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な手順</p>	フロントライン系機能喪失時	内部スプレイポンプ又は燃料取替用水タンク	格納容器内自然対流冷却	A格納容器循環冷暖房ユニットによる格納容器内自然対流冷却	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合に、内部スプレイポンプの故障等による格納容器内の冷却機能が喪失した場合、A格納容器循環冷暖房ユニット等により格納容器内自然対流冷却を行う。</p> <p>格納容器循環冷暖房ユニットによる冷却で対応している場合において、格納容器圧力が十分低下しない等により放射性物質濃度低減が必要な場合は、代替格納容器スプレイを同時に実施することにより、格納容器内冷却と放射性物質濃度の低下を図る。</p>	<p>【重大事故等対処設備】 A格納容器循環冷暖房ユニット 1次系冷却水ポンプ 1次系冷却水クーラ 1次系冷却水タンク 窒素ポンベ（1次系冷却水タンク加圧用） 海水ポンプ 可搬型温度計測装置（格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（S A）用）</p> <p>【多様性拡張設備】 1次系高圧ガス供給設備</p>

第2.2.1.9.1.6表 多様性拡張設備整理表 (6 / 19) (その5)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉格納容器内の冷却等のための手順	<p>1 設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な手順</p> <p>2 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な手順</p>	フロントライン系機能喪失時	内部スプレイポンプ又は燃料取替用水タンク	代替格納容器スプレイ	<p>恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>海水ポンプを用いた恒設代替低圧注水ポンプ又は原子炉下部キャビティ注水ポンプへの直接供給による代替格納容器スプレイ</p>	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合に、内部スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器にスプレイする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプの水源として燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遲延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う手順を整備する。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に、恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイができる場合、原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器にスプレイする。</p> <p>原子炉下部キャビティ注水ポンプの水源として燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>炉心損傷後に原子炉下部キャビティ注水ポンプを使用する場合は、原子炉下部キャビティ直接注水に使用していないことを確認して使用する。なお、炉心損傷後に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、原子炉下部キャビティ直接注水が必要と判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替える。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に、恒設代替低圧注水ポンプ及び原子炉下部キャビティ注水ポンプによる格納容器へのスプレイができる場合、常用設備である電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによりA、B淡水タンク又はNo. 1、2淡水タンク水を格納容器へスプレイする。</p> <p>使用に際しては、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に、恒設代替低圧注水ポンプ、原子炉下部キャビティ注水ポンプ、電動消火ポンプ及びディーゼル消火ポンプが使用できない場合、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器へスプレイする。</p> <p>格納容器へのスプレイが必要な場合に燃料取替用水タンク、復水タンクの枯渇、破損等により機能喪失し格納容器へのスプレイができる場合、海水ポンプを用いて恒設代替低圧注水ポンプ又は原子炉下部キャビティ注水ポンプへ海水を直接供給し、格納容器にスプレイする。</p> <p>炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う手順を整備する。</p> <p>炉心損傷後に原子炉下部キャビティ注水ポンプを使用する場合は、原子炉下部キャビティ直接注水に使用していないことを確認して使用する。なお、炉心損傷後に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、原子炉下部キャビティ直接注水が必要と判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替える。</p>	<p>【重大事故等対処設備】</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプ</p> <p>原子炉下部キャビティ注水ポンプ</p> <p>空冷式非常用発電装置</p> <p>燃料取替用水タンク</p> <p>復水タンク</p> <p>送水車</p> <p>燃料油貯蔵タンク</p> <p>可搬式オイルポンプ</p> <p>タンクローリー</p> <p>燃料油移送ポンプ</p> <p>軽油用ドラム缶</p> <p>【多様性拡張設備】</p> <p>電動消火ポンプ</p> <p>ディーゼル消火ポンプ</p> <p>A、B淡水タンク</p> <p>No. 1、2淡水タンク</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプ</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）</p> <p>送水車</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプ</p> <p>原子炉下部キャビティ注水ポンプ</p> <p>海水ポンプ</p>

第2.2.1.9.1.6表 多様性拡張設備整理表 (6 / 19) (その6)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉格納容器内の冷却等のための手順	<p>1 設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な手順</p> <p>2 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な手順</p>	サポート系 機能喪失時	全交流動力電源 又は 原子炉補機冷却系	代替格納容器スプレイ	<p>恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>ディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>A、B内部スプレポンプ（自己冷却）による代替格納容器スプレイ</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p>	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合に、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失による格納容器内の冷却機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプの水源として燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う手順を整備する。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し、恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器にスプレイする。</p> <p>原子炉下部キャビティ注水ポンプの水源として燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>炉心損傷後に原子炉下部キャビティ注水ポンプを使用する場合は、原子炉下部キャビティ直接注水に使用していないことを確認して使用する。なお、炉心損傷後に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、原子炉下部キャビティ直接注水が必要と判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替える。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し、恒設代替低圧注水ポンプ及び原子炉下部キャビティ注水ポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、常用設備であるディーゼル消火ポンプによりN o. 1、2淡水タンク水を格納容器へスプレイする。</p> <p>使用に際しては、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し、恒設代替低圧注水ポンプ、原子炉下部キャビティ注水ポンプ及びディーゼル消火ポンプにより格納容器へスプレイができない場合、A、B内部スプレポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水及びよう素除去薬品タンクの薬品を格納容器へスプレイする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し、恒設代替低圧注水ポンプ、原子炉下部キャビティ注水ポンプ、ディーゼル消火ポンプ及びA、B内部スプレポンプ（自己冷却）により格納容器へのスプレイができない場合、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器へスプレイする。</p>	<p>【重大事故等対処設備】 恒設代替低圧注水ポンプ 原子炉下部キャビティ注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料取替用水タンク 復水タンク 送水車 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ 軽油用ドラム缶</p> <p>【多様性拡張設備】 ディーゼル消火ポンプ N o. 1、2淡水タンク A、B内部スプレポンプ（自己冷却） よう素除去薬品タンク 燃料取替用水タンク 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 送水車</p>

第2.2.1.9.1.6表 多様性拡張設備整理表 (6 / 19) (その7)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉格納容器内の冷却等のための手順	<p>1 設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な手順</p> <p>2 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な手順</p>	サポート系 機能喪失時	全交流動力電源 又は 原子炉補機冷却系	格納容器内自然対流冷却	大容量ポンプを用いたA格納容器循環冷暖房ユニットによる格納容器内自然対流冷却	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合に、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプ及びA格納容器循環冷暖房ユニットによる格納容器内自然対流冷却を行う。</p> <p>格納容器循環冷暖房ユニットによる冷却で対応している場合に、格納容器圧力が十分低下しない等により放射性物質濃度低減が必要な場合は、代替格納容器スプレイを同時に実施することにより、格納容器内冷却と放射性物質濃度の低下を図る。</p>	<p>【重大事故等対処設備】 A格納容器循環冷暖房ユニット 大容量ポンプ 可搬型温度計測装置（格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（S A）用） 燃料油貯蔵タンク タンクローリー 燃料油移送ポンプ</p>

第2.2.1.9.1.7表 多様性拡張設備整理表 (7 / 19) (その1)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な手順	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能 健全	—	格納容器スプレイ 格納容器内自然対流冷却 代替格納容器スプレイ 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	内部スプレポンプによる格納容器スプレイ A格納容器循環冷暖房ユニットによる格納容器内自然対流冷却 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器の圧力及び温度を低下させるために、内部スプレポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器内へスプレイする。 炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器の圧力及び温度を低下させるために、A格納容器循環冷暖房ユニット等により格納容器内自然対流冷却を行う。 炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器の圧力及び温度を低下させるために、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器内へスプレイする。 恒設代替低圧注水ポンプの水源として、燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。	【重大事故等対処設備】 内部スプレポンプ 燃料取替用水タンク 【重大事故等対処設備】 A格納容器循環冷暖房ユニット 可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（S A）用） 1次系冷却水ポンプ 1次系冷却水クーラ 1次系冷却水タンク 窒素ポンベ（1次系冷却水タンク加圧用） 海水ポンプ 【多様性拡張設備】 1次系高压ガス供給設備 【重大事故等対処設備】 恒設代替低圧注水ポンプ 原子炉下部キャビティ注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料取替用水タンク 復水タンク 送水車 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー ¹ 燃料油移送ポンプ 軽油用ドラム缶 【多様性拡張設備】 電動消火ポンプ ディーゼル消火ポンプ A、B淡水タンク No. 1、2淡水タンク 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 送水車 恒設代替低圧注水ポンプ 原子炉下部キャビティ注水ポンプ 海水ポンプ

第2.2.1.9.1.7表 多様性拡張設備整理表 (7 / 19) (その2)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な手順	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能 健全	代替格納容器スプレイ	電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイ	炉心の著しい損傷が発生した場合に、原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイができない場合、常用設備である電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによりA、B淡水タンク又はN o. 1、2淡水タンク水を格納容器へスプレイする。 使用に際しては、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。	【重大事故等対処設備】 恒設代替低圧注水ポンプ 原子炉下部キャビティ注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料取替用水タンク 復水タンク 送水車 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ 軽油用ドラム缶 【多様性拡張設備】 電動消火ポンプ ディーゼル消火ポンプ A、B淡水タンク N o. 1、2淡水タンク 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 送水車 恒設代替低圧注水ポンプ 原子炉下部キャビティ注水ポンプ 海水ポンプ	

第2.2.1.9.1.7表 多様性拡張設備整理表 (7 / 19) (その3)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な手順	全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失	格納容器内自然対流冷却	大容量ポンプを用いたA格納容器循環冷暖房ユニットによる格納容器内自然対流冷却	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失による内部スプレポンプの機能が喪失した場合、格納容器の圧力及び温度を低下させるため、大容量ポンプ及びA格納容器循環冷暖房ユニットで格納容器内自然対流冷却を行う。	【重大事故等対処設備】 A格納容器循環冷暖房ユニット 可搬型温度計測装置（格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（S A）用） 大容量ポンプ 燃料油貯蔵タンク タンクローリー [†] 燃料油移送ポンプ	
			代替格納容器スプレイ	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、格納容器の圧力及び温度を低下させるため、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器内へスプレイする。 恒設代替低圧注水ポンプの水源として、燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施している場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。	【重大事故等対処設備】 恒設代替低圧注水ポンプ 原子炉下部キャビティ注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料取替用水タンク 復水タンク 送水車 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー [†] 燃料油移送ポンプ 軽油用ドラム缶	
			原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイができない場合、原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器内へスプレイする。 原子炉下部キャビティ注水ポンプの水源として、燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 炉心損傷後に原子炉下部キャビティ直接注水ポンプを使用する場合は、原子炉下部キャビティ直接注水に使用していないことを確認して使用する。なお、炉心損傷後に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、原子炉下部キャビティ直接注水が必要と判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替える。	【多様性拡張設備】 ディーゼル消火ポンプ [†] No. 1、2淡水タンク A、B内部スプレポンプ（自己冷却） 燃料取替用水タンク 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 送水車	
			ディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイ	ディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイ	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイができない場合、常用設備であるディーゼル消火ポンプによりNo. 1、2淡水タンク水を格納容器内へスプレイする。 使用に際しては、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。		
			A、B内部スプレポンプ（自己冷却）による代替格納容器スプレイ	A、B内部スプレポンプ（自己冷却）による代替格納容器スプレイ	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、ディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイができない場合、A、B内部スプレポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水を格納容器内へスプレイする。		
			可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A、B内部スプレポンプ（自己冷却）による代替格納容器スプレイができない場合、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器内へスプレイする。		

第2.2.1.9.1.8表 多様性拡張設備整理表 (8 / 19) (その1)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落とした炉心を冷却するために必要な手順	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能 健全	—	格納容器スプレイ	内部スプレポンプによる格納容器スプレイ	炉心の著しい損傷が発生し、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、内部スプレポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。	【重大事故等対処設備】 内部スプレポンプ 燃料取替用水タンク
				原子炉下部キャビティ注水 原子炉下部キャビティ注水	原子炉下部キャビティ注水ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水	<p>炉心の著しい損傷が発生し、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、内部スプレポンプ3台以上の故障等により、必要な格納容器へのスプレイ流量が確認できない場合、原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉下部キャビティへ直接注水する。また、原子炉下部キャビティ注水完了後、原子炉下部キャビティ水位が確認できない場合に、原子炉下部キャビティへ直接注水を再開する。</p> <p>原子炉下部キャビティ注水ポンプの水源として燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>炉心損傷前に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替え、原子炉下部キャビティ直接注水を行う。</p> <p>炉心損傷後に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、原子炉下部キャビティ直接注水が必要と判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替え、原子炉下部キャビティ直接注水を行う。</p>	【重大事故等対処設備】 原子炉下部キャビティ注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料取替用水タンク 復水タンク 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンククローリー 燃料油移送ポンプ
				電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水	原子炉下部キャビティ注水ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水	<p>炉心の著しい損傷が発生し、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、原子炉下部キャビティ注水ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水ができない場合、常用設備である電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによりA、B淡水タンク水又はNo. 1、2淡水タンク水を原子炉下部キャビティへ直接注水する手順を整備する。また、原子炉下部キャビティ注水完了後、原子炉下部キャビティ水位が確認できない場合に、原子炉下部キャビティへ直接注水を再開する。</p> <p>使用に際しては、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。</p>	【多様性拡張設備】 電動消火ポンプ ディーゼル消火ポンプ A、B淡水タンク No. 1、2淡水タンク 燃料取替用水ポンプ 燃料取替用水タンク 原子炉下部キャビティ注水ポンプ 海水ポンプ
				燃料取替用水ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水	原子炉下部キャビティ注水ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水	<p>炉心の著しい損傷が発生し、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水ができない場合、燃料取替用水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉下部キャビティへ直接注水する。また、原子炉下部キャビティ注水完了後、原子炉下部キャビティ水位が確認できない場合に、原子炉下部キャビティへ直接注水を再開する。</p>	
				海水ポンプを用いた原子炉下部キャビティ注水ポンプへの直接供給による原子炉下部キャビティ直接注水	原子炉下部キャビティ注水ポンプへの直接供給による原子炉下部キャビティ直接注水	<p>原子炉下部キャビティへの注水が必要な場合に燃料取替用水タンク、復水タンクの枯渇、破損等により機能喪失し原子炉下部キャビティへの直接注水ができない場合、海水ポンプを用いて原子炉下部キャビティ注水ポンプへ海水を直接供給し、原子炉下部キャビティに直接注水する。原子炉下部キャビティ注水完了後、原子炉下部キャビティ水位が確認できない場合に、原子炉下部キャビティへ直接注水を再開する。</p> <p>炉心損傷前に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替え、原子炉下部キャビティ直接注水を行う。</p> <p>炉心損傷後に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、原子炉下部キャビティ直接注水が必要と判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替え、原子炉下部キャビティ直接注水を行う。</p>	

第2.2.1.9.1.8表 多様性拡張設備整理表 (8 / 19) (その2)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落した炉心を冷却するために必要な手順	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能 健全	原子炉下部キャビティ注水	代替格納容器スプレイ	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	<p>炉心の著しい損傷が発生し、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、内部スプレポンプ全台の故障等により格納容器スプレイができない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプの水源として燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水を実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p>	【重大事故等対処設備】 恒設代替低圧注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料取替用水タンク 復水タンク 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ
		—			電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイ	<p>炉心の著しい損傷が発生し、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイができない場合、常用設備である電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによりA、B淡水タンク水又はN o. 1、2淡水タンク水を格納容器へスプレイする。</p> <p>使用に際しては、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。</p>	【多様性拡張設備】 電動消火ポンプ ディーゼル消火ポンプ A、B淡水タンク N o. 1、2淡水タンク 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 送水車 恒設代替低圧注水ポンプ 海水ポンプ
					可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	<p>炉心の著しい損傷が発生し、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、電動消火ポンプ及びディーゼル消火ポンプが使用できない場合、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器へスプレイする。</p>	
					海水ポンプを用いた恒設代替低圧注水ポンプへの直接供給による代替格納容器スプレイ	<p>原子炉下部キャビティへの注水が必要な場合に燃料取替用水タンク、復水タンクの枯渇、破損等により機能喪失し原子炉下部キャビティへの注水ができない場合、海水ポンプを用いて恒設代替低圧注水ポンプへ海水を直接供給し、格納容器にスプレイする。</p> <p>炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水を実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p>	

第2.2.1.9.1.8表 多様性拡張設備整理表 (8 / 19) (その3)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落とした炉心を冷却するために必要な手順	全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失	原子炉下部キャビティ注水	原子炉下部キャビティ注水ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水	原子炉下部キャビティ注水ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水	<p>炉心の著しい損傷が発生し、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するため、原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉下部キャビティへ直接注水する手順を整備する。また、原子炉下部キャビティ注水完了後、原子炉下部キャビティ水位が確認できない場合に、原子炉下部キャビティへ直接注水を再開する。</p> <p>原子炉下部キャビティ注水ポンプの水源として燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>炉心損傷前に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替え、原子炉下部キャビティ直接注水を行う。</p> <p>炉心損傷後に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、原子炉下部キャビティ直接注水が必要と判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替え、原子炉下部キャビティ直接注水を行う。</p>	<p>【重大事故等対処設備】</p> <p>原子炉下部キャビティ注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料取替用水タンク 復水タンク 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ</p> <p>【多様性拡張設備】</p> <p>ディーゼル消火ポンプ No. 1、2淡水タンク 燃料取替用水ポンプ 燃料取替用水タンク</p>

第2.2.1.9.1.8表 多様性拡張設備整理表 (8 / 19) (その4)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落した炉心を冷却するために必要な手順	全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失	原子炉下部キャビティ注水	代替格納容器スプレイ	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	<p>炉心の著しい損傷が発生し、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプの水源として燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水を実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p>	<p>【重大事故等対処設備】</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料取替用水タンク 復水タンク 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ</p> <p>【多様性拡張設備】</p> <p>ディーゼル消火ポンプ No. 1、2淡水タンク A、B内部スプレポンプ（自己冷却） 燃料取替用水タンク 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 送水車</p>

第2.2.1.9.1.8表 多様性拡張設備整理表 (8 / 19) (その5)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な手順	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能 健全	—	炉心注水	充てん／高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプによる高圧又は低圧注入ラインを使用した炉心注水 充てん／高圧注入ポンプによる充てんラインを使用した炉心注水	炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、充てん／高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプにより高圧又は低圧注入ラインを使用し燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、充てん／高圧注入ポンプにより充てんラインを使用して、燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 充てん／高圧注入ポンプの水源として燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。	【重大事故等対処設備】 充てん／高圧注入ポンプ 余熱除去ポンプ 燃料取替用水タンク 復水タンク

第2.2.1.9.1.8表 多様性拡張設備整理表 (8 / 19) (その6)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な手順	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能 健全	—	代替炉心注水	A、B内部スプレポンプ（R H R S – C S S 連絡ライン使用）による代替炉心注水	炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、A、B内部スプレポンプ（R H R S – C S S 連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 使用には、A、B内部スプレポンプが格納容器スプレイに使用していないことを確認して使用する。	【重大事故等対処設備】 A、B内部スプレポンプ（R H R S – C S S 連絡ライン使用） 恒設代替低圧注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料取替用水タンク 復水タンク 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー ¹ 燃料油移送ポンプ 【多様性拡張設備】 電動消火ポンプ ディーゼル消火ポンプ A、B淡水タンク N o. 1、2淡水タンク 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) 送水車 恒設代替低圧注水ポンプ 海水ポンプ

第2.2.1.9.1.8表 多様性拡張設備整理表 (8 / 19) (その7)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な手順	全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失	代替炉心注水	恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 恒設代替低圧注水ポンプの水源として、燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプを使用する場合は、代替格納容器スプレイに使用していないことを確認して使用する。なお、炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要となれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替える。	【重大事故等対処設備】 恒設代替低圧注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 C充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却） 燃料取替用水タンク 復水タンク 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー ¹ 燃料油移送ポンプ 【多様性拡張設備】 A、B内部スプレポンプ（自己冷却）（R H R S-C S S連絡ライン使用） 燃料取替用水タンク ディーゼル消火ポンプ N o. 1、2淡水タンク 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 送水車	

第2.2.1.9.1.9表 多様性拡張設備整理表（9／19）

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による損傷を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な手順	—	—	水素濃度低減 原子炉格納容器水素燃焼装置 水素濃度監視 ガスクロマトグラフ	静的触媒式水素再結合装置 炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器内の水素濃度を低減させるために設置している静的触媒式水素再結合装置の動作状況を確認する。 ジルコニウムー水反応により短期的に発生する水素及び水の放射線分解等により長期的に緩やかに発生し続ける水素を除去し、継続的に水素濃度低減を図るため、静的触媒式水素再結合装置を格納容器内に5基設置している。 静的触媒式水素再結合装置は電源等の動力源を必要としない静的な装置であり、格納容器内の水素濃度上昇にしたがって自動的に触媒反応するため、運転員等による準備や起動操作は不要である。 静的触媒式水素再結合装置の動作状況については、水素再結合反応時の温度上昇により確認する。 原子炉格納容器水素燃焼装置 炉心の著しい損傷が発生した場合、ジルコニウムー水反応により短期的に発生する水素及び水の放射線分解等により長期的に緩やかに発生し続ける水素を除去し、格納容器内の水素濃度を低減させるために、原子炉格納容器水素燃焼装置により水素濃度低減を行う。 炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器内の水素濃度低減を進めるため、水素濃度低減設備として原子炉格納容器水素燃焼装置を格納容器内に12個（予備1個（ドーム部））設置している。 原子炉格納容器水素燃焼装置は、生成した水素が格納容器内に拡散して蓄積する前に、水素を強制的に燃焼できるよう、水素放出が想定される箇所に加え、その隣接区画あるいは水素の主要な通過経路に設置している。仮にこれらの原子炉格納容器水素燃焼装置によって処理できず、格納容器ドーム部頂部に水素が滞留又は成層化した場合に、早期段階から確実に処理するために、格納容器ドーム部頂部付近に1個（予備1個）を設置する。 水素濃度監視 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 ガスクロマトグラフ 事故時の格納容器内の水素濃度を測定するための設備として、試料採取管に格納容器雰囲気ガスを採取し、化学室にて手分析により間欠的に水素濃度を監視するガスクロマトグラフを設置している。なお、ガスクロマトグラフは、常用母線が受電中において使用可能である。 炉心の損傷が発生した場合、可搬型格納容器内水素濃度計測装置による水素濃度の監視ができない場合にガスクロマトグラフによる水素濃度の監視を行う。	【重大事故等対処設備】 静的触媒式水素再結合装置 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー ¹ 燃料油移送ポンプ 【多様性拡張設備】 ガスクロマトグラフ 格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置	

第2.2.1.9.1.10表 多様性拡張設備整理表（10／19）

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設（以下「原子炉建屋等」という。）の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合には、水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な手順	—	—	水素排出	水素排出（アニュラス空気再循環設備）	<p>炉心の著しい損傷が発生し、水素が格納容器内に放出され、格納容器から格納容器周囲のアニュラスに漏えいした場合において、アニュラス循環ファンを運転し、アニュラス内の水素を含むガスを放射性物質低減機能を有するアニュラス循環フィルタユニットを通して屋外へ排出する。</p> <p>また、全交流動力電源が喪失した場合においても、B系アニュラス循環系のダンパに窒素ポンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用）から窒素を供給することにより、アニュラス空気再循環設備を運転するための系統構成を行い、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電した後、Bアニュラス循環ファンを運転する。</p> <p>なお、重大事故等時においてアニュラス循環ファンにより、アニュラス循環フィルタユニットを通して排気を行うことで、アニュラス内の放射性物質を低減し、被ばく低減を図る。</p> <p>操作手順については、交流動力電源及び直流電源が健全な場合と喪失した場合に分けて記載する。</p>	【重大事故等対処設備】 アニュラス循環ファン アニュラス循環フィルタユニット 窒素ポンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用） 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー ¹ 燃料油移送ポンプ
				水素濃度監視	可搬型アニュラス内水素濃度計測装置による水素濃度測定	炉心の著しい損傷が発生し、水素が格納容器内に放出され、格納容器から格納容器周囲のアニュラスへ漏えいした場合、可搬型アニュラス内水素濃度計測装置によりアニュラス内の水素濃度を測定及び監視する。	【重大事故等対処設備】 可搬型アニュラス内水素濃度計測装置 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー ¹ 燃料油移送ポンプ 【多様性拡張設備】 アニュラス内水素濃度計測装置 格納容器排気筒高レンジガスマニタ 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 大容量ポンプ 可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ 可搬型格納容器ガス試料圧縮装置 格納容器雰囲気ガスサンプリング冷却器 格納容器雰囲気ガスサンプリング湿分分離器
				可搬型格納容器内水素濃度計測装置による水素濃度推定	炉心の著しい損傷が発生し、水素が格納容器内に放出され、格納容器から格納容器周囲のアニュラスへの漏えいを、可搬型アニュラス内水素濃度計測装置による水素濃度を監視する機能が喪失した場合、可搬型格納容器内水素濃度計測装置を用いて測定した格納容器内水素濃度により、アニュラス内の水素濃度を推定し、監視する。		
				アニュラス内水素濃度計測装置による水素濃度測定	炉心の著しい損傷が発生し、水素が格納容器内に放出され、格納容器から格納容器周囲のアニュラスに漏えいした場合、アニュラス内の環境悪化の影響によりアニュラス内水素濃度計測装置が使用できなくなるまでの間において、アニュラス内水素濃度計測装置によりアニュラス内の水素濃度を測定及び監視する。		

第2.2.1.9.1.11表 多様性拡張設備整理表 (11/19) (その1)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する設計基準対象施設の冷却設備又は注水設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順	<p>1 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順</p> <p>2 使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順</p>	使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能喪失時	<p>使用済燃料ピットポンプ、 使用済燃料ピットクーラー 又は 燃料取替用水タンク、 燃料取替用水ポンプ、 2次系純水タンク、 2次系純水ポンプ</p>	燃料取替用水タンクから使用済燃料ピットへの注水	—	使用済燃料ピットの冷却機能喪失時又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、燃料取替用水タンクから使用済燃料ピットへ注水する。	【多様性拡張設備】 燃料取替用水タンク 燃料取替用水ポンプ

第2.2.1.9.1.11表 多様性拡張設備整理表 (11/19) (その2)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する設計基準対象施設の冷却設備又は注水設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順	1 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順 2 使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順	使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能喪失時 使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時	使用済燃料ピットポンプ、 使用済燃料ピットクーラー 又は 燃料取替用水タンク、 燃料取替用水ポンプ、 2次系純水タンク、 2次系純水ポンプ	A、B淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水	—	使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、消防ポンプを使用し、A、B淡水タンクから使用済燃料ピットへ注水する。	【多様性拡張設備】 A、B淡水タンク 消防ポンプ
			1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水	—	—	使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、1次系純水タンクから使用済燃料ピットへ注水する。	【多様性拡張設備】 1次系純水タンク 1次系純水ポンプ
			海水から使用済燃料ピットへの注水	—	—	使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、送水車を使用し、海水から使用済燃料ピットへ注水する。	【重大事故等対処設備】 送水車 軽油用ドラム缶

第2.2.1.9.1.11表 多様性拡張設備整理表 (11/19) (その3)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する設計基準対象施設の冷却設備又は注水設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順	<p>1 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順</p> <p>2 使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順</p>	使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時	<p>送水車による使用済燃料ピットへのスプレー</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水</p> <p>使用済燃料ピットからの漏えい緩和</p>	—	—	<p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生した場合に、送水車及びスプレイヘッダにより海水を使用済燃料ピットへスプレーする。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生した場合において、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により海水を原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生した場合において、あらかじめ準備している漏えい緩和のための設備を用いて、使用済燃料ピット内側からの漏えいを緩和する。</p>	<p>【重大事故等対処設備】 送水車 軽油用ドラム缶 スプレイヘッダ</p> <p>【重大事故等対処設備】 大容量ポンプ（放水砲用） 放水砲 燃料油貯蔵タンク タンクローリー 燃料油移送ポンプ</p> <p>【多様性拡張設備】 ゴムシート 鋼板 防水テープ 吸水性ポリマー 補修材 ロープ（吊り降ろし用）</p>

第2.2.1.9.1.11表 多様性拡張設備整理表 (11/19) (その4)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する設計基準対象施設の冷却設備又は注水設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順	<p>1 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順</p> <p>2 使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順</p>	重大事故等時における使用済燃料ピットの監視	<p>常設設備による使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>代替電源設備からの給電の確保</p>	—	<p>常設設備による使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>代替電源設備からの給電の確保</p>	<p>通常時の使用済燃料ピットの状態監視は、使用済燃料ピット水位（狭域）、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット区域エリアモニタ、使用済燃料ピットエリア監視カメラにより実施する。重大事故等発生時においては、重大事故等対処設備である使用済燃料ピット水位（広域）、使用済燃料ピット温度（AM用）、使用済燃料ピットエリア監視カメラにより、使用済燃料ピットの水位、水温及び状態監視を行う。上記の監視計器は常設設備であり設置等を必要としないため、継続的に監視を実施する。</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能喪失時又は配管の漏えいにより使用済燃料ピットの水位が低下した場合に、可搬型設備である可搬型使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を配置し中央制御室で使用済燃料ピットの状態監視を実施する。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係を評価し、各設置場所間での関係性を把握し、指示値の傾向を確認することで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。</p> <p>また、携帯型水温計、携帯型水位計及び携帯型水位、水温計を用いて、現場で使用済燃料ピットの状態監視を実施する。</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する。</p>	<p>【重大事故等対処設備】 使用済燃料ピット水位（広域） 可搬型使用済燃料ピット水位 使用済燃料ピット温度（AM用） 可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ 使用済燃料ピットエリア監視カメラ 使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置</p> <p>【多様性拡張設備】 使用済燃料ピット水位（狭域） 使用済燃料ピット温度 使用済燃料ピット区域エリアモニタ 携帯型水温計 携帯型水位計 携帯型水位、水温計</p> <p>【重大事故等対処設備】 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ</p>

第2.2.1.9.1.12表 多様性拡張設備整理表 (12/19) (その1)

手順分類	手順分類の概要	分類	想定する重大事故等対象設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損	—	大気への拡散抑制 海洋への拡散抑制 放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制 シルトフェンスによる海洋への拡散抑制 放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着	炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損のおそれがある場合は、炉心注入及び格納容器スプレイを実施する。これらの機能が喪失した場合を想定し、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により原子炉格納容器及びアニュラス部へ海水を放水する。 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損のおそれがある場合において、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉格納容器及びアニュラス部への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、シルトフェンスにより汚染水の海洋への拡散抑制を行う。 放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通って海へ流れることで、排水路にシルトフェンスを設置し、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。 汚染水が発電所から海洋に流出する箇所は2箇所（取水口側1箇所、放水口側1箇所）で、設置箇所については、損傷箇所、放水砲の設置箇所等から汚染水の流出予測、状況を勘案して実施する。なお、1重目シルトフェンス設置により、放射性物質の海洋への拡散抑制が期待できることから、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による放水を実施する。	【重大事故等対処設備】 大容量ポンプ（放水砲用） 放水砲 燃料油貯蔵タンク タンクローリー ¹ 燃料油移送ポンプ
		貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷		大気への拡散抑制	送水車及びスプレイヘッダによる大気への拡散抑制 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制	貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合において、送水車及びスプレイヘッダにより原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ海水を放水する。 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合において、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ海水を放水する。	【重大事故等対処設備】 送水車 スプレイヘッダ 軽油用ドラム缶 大容量ポンプ（放水砲用） 放水砲 燃料油貯蔵タンク タンクローリー ¹ 燃料油移送ポンプ

第2.2.1.9.1.12表 多様性拡張設備整理表 (12/19) (その2)

手順分類	手順分類の概要	分類	想定する重大事故等対象設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順	貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷	—	海洋への拡散抑制	シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	<p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合において、送水車及びスプレイヘッダ又は大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、シルトフェンスにより汚染水の海洋への拡散抑制を行う。</p> <p>放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通って海へ流れるとため、排水路にシルトフェンスを設置し、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>汚染水が発電所から海洋に流出する箇所は2箇所（取水口側1箇所、放水口側1箇所）で、設置箇所については、損傷箇所、放水砲の設置箇所等から汚染水の流出予測、状況を勘案して実施する。なお、1重目シルトフェンス設置により、放射性物質の海洋への拡散抑制が期待できることから、送水車及びスプレイヘッダ又は大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による放水を実施する。</p>	<p>【重大事故等対処設備】 シルトフェンス</p> <p>【多様性拡張設備】 放射性物質吸着剤</p>
原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災	初期対応における泡消火及び延焼防止処置	—	初期対応における泡消火及び延焼防止処置	化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃による泡消火	原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃により初期対応における泡消火及び延焼防止処置を行う。使用可能な淡水源がある場合は、消火栓（淡水タンク）又は防火水槽を使用する。なお、使用可能な淡水がなければ小型動力ポンプ付水槽車の他に、送水車（消火用）により海水を使用する手段もある。（「淡水タンク」は、A、B淡水タンク及びNo. 1、2淡水タンクの総称。）	<p>【多様性拡張設備】 化学消防自動車 小型動力ポンプ付水槽車 泡消火剤等搬送車 送水車（消火用） 中型放水銃 泡原液搬送車</p>	
	航空機燃料火災への泡消火	—	送水車（消火用）及び中型放水銃による泡消火	原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、送水車（消火用）及び中型放水銃により初期対応における泡消火及び延焼防止処置を行う。使用可能な淡水源がある場合は、消火栓（淡水タンク）又は防火水槽を使用する。なお、使用可能な淡水がなければ海水を使用し消火する手段もある。	原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、火災対応を行うために大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器により航空機燃料火災へ泡消火する。	<p>【重大事故等対処設備】 大容量ポンプ（放水砲用） 放水砲 泡混合器 燃料油貯蔵タンク タンクローリー 燃料油移送ポンプ</p>	

第2.2.1.9.1.13表 多様性拡張設備整理表 (13 / 19) (その1)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
重大事故等の収束に必要となる水の供給手順	設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な手順	蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)のための代替手段及び復水タンクへの供給	復水タンク(枯渇又は破損)	復水タンクから2次系純水タンクへの水源切替	—	重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)中に復水タンクが枯渇、破損等により機能喪失した場合、復水タンクから2次系純水タンクへの水源切替を行う。	【多様性拡張設備】 2次系純水タンク 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ
			海水を用いた2次系純水タンクへの補給	—	重大事故等の発生時において、復水タンクから2次系純水タンクへの水源切替後、2次系純水タンクを水源とした蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)中に2次系純水タンクの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合、海水を水源とした消防ポンプにより2次系純水タンクに補給する。	【多様性拡張設備】 消防ポンプ	
			復水タンクから脱気器タンクへの水源切替	—	重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)中に復水タンクが枯渇、破損等により機能喪失し、2次系純水タンクが破損等により機能喪失した場合、脱気器タンクへの水源切替えを行う。	【多様性拡張設備】 脱気器タンク 主給水ポンプ 蒸気発生器水張りポンプ	
			復水タンクから海水への水源切替(海水ポンプを用いた補助給水ポンプ直接供給)	—	重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)中に復水タンクが枯渇、破損等により機能喪失し、脱気器タンクが破損等により機能喪失した場合、海水ポンプを用いた補助給水ポンプ直接供給への水源切替を行う。	【多様性拡張設備】 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ	
			復水タンクから海水への水源切替(送水車を用いたタービン動補助給水ポンプ直接供給)	—	重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)中に復水タンクが枯渇、破損等により機能喪失し、海水ポンプを用いた補助給水ポンプ直接供給による蒸気発生器への注水ができない場合、送水車を用いたタービン動補助給水ポンプ直接供給への水源切替を行う。	【重大事故等対処設備】 送水車 タービン動補助給水ポンプ 軽油用ドラム缶	
			1次冷却系のフィードアンドブリード	—	重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側への注水機能が喪失した場合、燃料取替用水タンク水を充てん／高圧注入ポンプにより原子炉に注水する操作と加圧器逃がし弁の開操作により格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。	【重大事故等対処設備】 燃料取替用水タンク 充てん／高圧注入ポンプ 加圧器逃がし弁	

第2.2.1.9.1.13表 多様性拡張設備整理表 (13 / 19) (その2)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
重大事故等の収束に必要となる水の供給手順	設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な手順	蒸気発生器 2次側による 炉心冷却 (注水)のため の代替手 段及び復 水タンクへの 供給	復水タンク (枯渇)	2次系純水タンク から復水タンクへ の補給	—	重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)中に復水タンクの水位が低下し、補給が必要な場合、2次系純水タンクから復水タンクへ補給する。	【多様性拡張設備】 2次系純水タンク 2次系純水ポンプ
			淡水タンクから復 水タンクへの補給	—	—	重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)中に復水タンクの水位が低下し続け、補給が必要であることを確認した場合、淡水タンクから復水タンクに補給する。	【多様性拡張設備】 A、B淡水タンク No. 1、2淡水タンク 電動消火ポンプ ディーゼル消火ポンプ
			A、B淡水タンク から復水タンクへ の補給	—	—	重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)中に復水タンクの水位が低下し続け、補給が必要であることを確認した場合、A、B淡水タンクから復水タンクに補給する。	【多様性拡張設備】 A、B淡水タンク 消防ポンプ
			海水を用いた復 水タンクへの補給	—	—	重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)中に復水タンクの水位が低下し続け、補給が必要であることを確認した場合、海水を水源とした送水車により復水タンクに補給する。	【重大事故等対処設備】 送水車 軽油用ドラム缶

第2.2.1.9.1.13表 多様性拡張設備整理表 (13 / 19) (その3)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
重大事故等の収束に必要となる水の供給手順	設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な手順	炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水タンクへの供給	燃料取替用水タンク(枯渇又は破損)	燃料取替用水タンクから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの水源切替	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能が喪失した場合、燃料取替用水タンクから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの水源切替を行う。	【多様性拡張設備】 1次系純水タンク 1次系純水ポンプ ほう酸タンク ほう酸ポンプ 充てん／高压注入ポンプ
			燃料取替用水タンクから淡水タンクへの水源切替	—	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能が喪失した場合、燃料取替用水タンクからA、B淡水タンク又はN o. 1、2淡水タンクへの水源切替を行う。	【多様性拡張設備】 A、B淡水タンク N o. 1、2淡水タンク 電動消火ポンプ ディーゼル消火ポンプ
			燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替	—	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能が喪失した場合、燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替を行う。	【重大事故等対処設備】 復水タンク 恒設代替低圧注水ポンプ 充てん／高压注入ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー ¹ 燃料油移送ポンプ
			海水を用いた復水タンクへの補給(水源切替後)	—	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能喪失し、燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替後、海水を水源とした送水車による復水タンクに補給する。	【重大事故等対処設備】 送水車 軽油用ドラム缶
			燃料取替用水タンクから海水への水源切替	—	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能が喪失した場合、燃料取替用水タンクから海水への水源切替を行う。	【重大事故等対処設備】 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) 燃料油貯蔵タンク タンクローリー ¹ 燃料油移送ポンプ 送水車 軽油用ドラム缶
			燃料取替用水タンクから海水への水源切替(海水ポンプを用いた恒設代替低圧注水ポンプ直接供給)	—	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能が喪失した場合、海水ポンプを用いた恒設代替低圧注水ポンプ直接供給による水源切替を行う。	【重大事故等対処設備】 海水ポンプ 恒設代替低圧注水ポンプ

第2.2.1.9.1.13表 多様性拡張設備整理表 (13 / 19) (その4)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
重大事故等の収束に必要となる水の供給手順	設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な手順	炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水タンクへの供給	燃料取替用水タンク(枯渇)	1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水タンクへの補給	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要な場合、1次系純水タンク水及びほう酸タンク水の混合によるほう酸水を燃料取替用水タンクへ補給する。	【多様性拡張設備】 1次系純水タンク 1次系純水ポンプ ほう酸タンク ほう酸ポンプ
			1次系純水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	1次系純水タンクから使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要な場合、1次系純水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。	【多様性拡張設備】 1次系純水タンク 1次系純水ポンプ
			2次系純水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水タンクへの補給	—	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要な場合、2次系純水タンクから使用済燃料ピット経由によりほう酸水を燃料取替用水タンクへ補給する。	【多様性拡張設備】 2次系純水タンク 2次系純水ポンプ 使用済燃料ピットポンプ
			淡水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	—	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要な場合、A、B淡水タンク又はNo. 1、2淡水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。	【多様性拡張設備】 A、B淡水タンク No. 1、2淡水タンク 電動消火ポンプ ディーゼル消火ポンプ
			復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	—	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要な場合、復水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。	【重大事故等対処設備】 復水タンク
			海水を用いた復水タンクへの補給	—	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要な場合、復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給実施後、海水を水源とした送水車により復水タンクに補給する。	【重大事故等対処設備】 送水車 軽油用ドラム缶

第2.2.1.9.1.13表 多様性拡張設備整理表 (13 / 19) (その5)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
重大事故等の収束に必要となる水の供給手順	設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な手順	格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水タンクへの供給	燃料取替用水タンク(枯渇又は破損)	燃料取替用水タンクから淡水タンクへの水源切替	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能が喪失した場合、燃料取替用水タンクから淡水タンクへの水源切替を行う。	【多様性拡張設備】 A、B淡水タンク No. 1、2淡水タンク 電動消火ポンプ ディーゼル消火ポンプ
			燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替	—	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能が喪失した場合、燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替を行う。	【重大事故等対処設備】 復水タンク 恒設代替低圧注水ポンプ 原子炉下部キャビティ注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ
			海水を用いた復水タンクへの補給(水源切替後)	—	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能喪失し、燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替後、海水を水源とした送水車により復水タンクに補給する。	【重大事故等対処設備】 送水車 軽油用ドラム缶
			燃料取替用水タンクから海水への水源切替	—	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能が喪失した場合、燃料取替用水タンクから海水への水源切替を行う。	【多様性拡張設備】 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) 送水車
			燃料取替用水タンクから海水への水源切替(海水ポンプを用いた恒設代替低圧注水ポンプ及び原子炉下部キャビティ注水ポンプ直接供給)	—	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能喪失し供給できない場合、燃料取替用水タンクから海水ポンプを用いた恒設代替低圧注水ポンプ、原子炉下部キャビティ注水ポンプ直接供給への水源切替を行う。	【多様性拡張設備】 海水ポンプ 恒設代替低圧注水ポンプ 原子炉下部キャビティ注水ポンプ

第2.2.1.9.1.13表 多様性拡張設備整理表 (13 / 19) (その6)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
重大事故等の収束に必要となる水の供給手順	設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な手順	格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水タンクへの供給	燃料取替用水タンク(枯渇)	1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水タンクへの補給	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要な場合、1次系純水タンク水及びほう酸タンク水の混合によるほう酸水を燃料取替用水タンクへ補給する。	【多様性拡張設備】 1次系純水タンク 1次系純水ポンプ ほう酸タンク ほう酸ポンプ
			1次系純水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	1次系純水タンクから使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要な場合、1次系純水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。	【多様性拡張設備】 1次系純水タンク 1次系純水ポンプ
			2次系純水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水タンクへの補給	—	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要な場合、2次系純水タンクから使用済燃料ピット経由によりほう酸水を燃料取替用水タンクへ補給する。	【多様性拡張設備】 2次系純水タンク 2次系純水ポンプ 使用済燃料ピットポンプ
			淡水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	—	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要な場合、淡水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。	【多様性拡張設備】 A、B淡水タンク No. 1、2淡水タンク 電動消火ポンプ ディーゼル消火ポンプ
			復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	—	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要な場合、復水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。	【重大事故等対処設備】 復水タンク
			海水を用いた復水タンクへの補給	—	—	重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要な場合、復水タンクから燃料取替用水タンクへ補給実施後、海水を水源とした送水車による復水タンクに補給する。	【重大事故等対処設備】 送水車 軽油用ドラム缶

第2.2.1.9.1.13表 多様性拡張設備整理表 (13 / 19) (その7)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
重大事故等の収束に必要となる水の供給手順	設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な手順	格納容器再循環サンプルポンプを水源とした再循環運転	余熱除去ポンプ 又は充てん／高圧注入ポンプ 余熱除去クーラー	代替再循環運転	A、B内部スプレポンプ（R H R S - C S S 連絡ライン使用）による代替再循環運転	重大事故等の発生により、再循環運転中に非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去クーラーの故障等により格納容器再循環サンプル水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合に、A、B内部スプレポンプ（R H R S - C S S 連絡ライン使用）、A内部スプレクーラーにより格納容器再循環サンプル水を原子炉へ注水する。	【重大事故等対処設備】 格納容器再循環サンプルポンプ 格納容器再循環サンプルスクリーン A、B内部スプレポンプ（R H R S - C S S 連絡ライン使用） A内部スプレクーラー

第2.2.1.9.1.13表 多様性拡張設備整理表 (13 / 19) (その8)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
重大事故等の収束に必要となる水の供給手順	設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な手順	使用済燃料ピットへの水の供給	燃料取替用水タンク(枯渇又は破損)	2次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水	—	使用済燃料ピットへの水の供給が必要な場合に、2次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水。	【多様性拡張設備】 2次系純水タンク 2次系純水ポンプ
			淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水	—	—	使用済燃料ピットへの水の供給が必要な場合に、淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水。	【多様性拡張設備】 A、B淡水タンク No. 1、2淡水タンク 電動消火ポンプ ディーゼル消火ポンプ
			A、B淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水	—	—	使用済燃料ピットへの水の供給が必要な場合に、消防ポンプによるA、B淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水。	【多様性拡張設備】 A、B淡水タンク 消防ポンプ
			1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水	—	—	使用済燃料ピットへの水の供給が必要な場合に、1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水。	【多様性拡張設備】 1次系純水タンク 1次系純水ポンプ
			海水から使用済燃料ピットへの注水	—	—	使用済燃料ピットへの水の供給が必要な場合に、海水から使用済燃料ピットへの注水。	【重大事故等対処設備】 送水車 軽油用ドラム缶

第2.2.1.9.1.13表 多様性拡張設備整理表 (13 / 19) (その9)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
重大事故等の収束に必要となる水の供給手順	設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な手順	使用済燃料ピットから の大量の水の漏えい発 生時の使用済燃料ピッ ト又は原子炉補助建屋 (貯蔵槽内燃料体等) へのスプレー及び放水	—	送水車による使用 済燃料ピット又は 原子炉補助建屋 (貯蔵槽内燃料体等) へのスプレー	—	使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生した場合に、送水車及びスプレイヘッダにより海水を使用済燃料ピットへスプレーする。	【重大事故等対処設備】 送水車 軽油用ドラム缶 スプレイヘッダ

第2.2.1.9.1.13表 多様性拡張設備整理表 (13/19) (その10)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
重大事故等の収束に必要となる水の供給手順	設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な手順	格納容器及びアニュラス部への放水	—	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による格納容器及びアニュラス部への放水	—	重大事故等の発生により、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により海水を格納容器及びアニュラス部へ放水を行う。	【重大事故等対処設備】 大容量ポンプ（放水砲用） 放水砲 燃料油貯蔵タンク タンクローリー 燃料油移送ポンプ

第2.2.1.9.1.14表 多様性拡張設備整理表 (14/19) (その1)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
電源の確保 に関する手順	電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止における発電用原子炉内の燃料体(以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。)の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順	交流電源喪失	ディーゼル発電機(全交流動力電源)	代替電源(交流)からの給電	空冷式非常用発電装置による代替電源(交流)からの給電 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電 号機間電力融通恒設ケーブル(1, 2号~3号)を使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電 電源車による代替電源(交流)からの給電	全交流動力電源喪失時に、ディーゼル発電機から独立及び位置的分散を図った重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置により、原子炉冷却、格納容器冷却等に係る設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の駆動電源等の非常用高圧母線へ代替電源(交流)から給電する。 空冷式非常用発電装置による代替電源(交流)からの給電が実施できない場合に、予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による非常用高圧母線への代替電源(交流)から給電する。 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電が実施できない場合に、号機間電力融通恒設ケーブル(1, 2号~3号)を使用した号機間融通による非常用高圧母線への代替電源(交流)から給電する。 号機間電力融通恒設ケーブル(1, 2号~3号)を使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電が実施できない場合に、電源車により非常用高圧母線への代替電源(交流)から給電する。 なお、電源車の接続場所は位置的に分散した2ヶ所を整備する。	【重大事故等対処設備】 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ 電源車 タンクローリー 燃料油移送ポンプ 【多様性拡張設備】 予備変圧器2次側恒設ケーブル 号機間電力融通恒設ケーブル(1, 2号~3号)

第2.2.1.9.1.14表 多様性拡張設備整理表（14／19）（その2）

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
電源の確保 に関する手順	電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止における発電用原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順	直流電源喪失	ディーゼル発電機（全交流動力電源）	代替電源（直流）による給電	蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電	全交流動力電源喪失時は、蓄電池（安全防護系用）により、非常用直流母線へ代替電源（直流）が自動で給電される。このため、蓄電池（安全防護系用）による直流電源を給電する。 また、非常用高圧母線の電圧が確認できた場合、計器用電源（無停電電源装置）の負荷である運転コンソール復旧。	【重大事故等対処設備】 蓄電池（安全防護系用） 計器用電源（無停電電源装置）

第2.2.1.9.1.14表 多様性拡張設備整理表 (14 / 19) (その3)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
電源の確保 に関する手順	電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止における発電用原子炉内の燃料体(以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。)の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順	直流電源喪失	ディーゼル発電機(全交流動力電源)及び蓄電池(安全防護系用)(枯渇)	代替電源(直流)による給電	蓄電池(3系統目)による代替電源(直流)からの給電	全交流動力電源喪失時に、蓄電池(安全防護系用)により、直流母線電圧を維持できない場合は、蓄電池(3系統目)による代替電源(直流)から給電する。	【重大事故等対処設備】 蓄電池(3系統) 計器用電源(無停電電源装置)
				可搬式整流器による代替電源(直流)からの給電		全交流動力電源喪失時に蓄電池(安全防護系用)及び蓄電池(3系統目)の電圧が低下する(24時間以降)前までに、可搬式整流器による代替電源(直流)から非常用直流母線へ給電する。	【重大事故等対処設備】 可搬式整流器 計器用電源(無停電電源装置)
				空冷式非常用発電装置による代替電源(交流)からの給電		全交流動力電源喪失時に、ディーゼル発電機から独立及び位置的分散を図った重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置により、原子炉冷却、格納容器冷却等に係る設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の駆動電源等の非常用高圧母線へ代替電源(交流)から給電する。	【重大事故等対処設備】 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ 電源車 タンクローリー 燃料油移送ポンプ 【多様性拡張設備】 予備変圧器2次側恒設ケーブル 号機間電力融通恒設ケーブル(1, 2号~3号)
				予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電		空冷式非常用発電装置による代替電源(交流)からの給電が実施できない場合に、予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による非常用高圧母線への代替電源(交流)から給電する。	
				号機間電力融通恒設ケーブル(1, 2号~3号)を使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電		予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電が実施できない場合に、号機間電力融通恒設ケーブル(1, 2号~3号)を使用した号機間融通による非常用高圧母線への代替電源(交流)から給電する。	
				電源車による代替電源(交流)からの給電		号機間電力融通恒設ケーブル(1, 2号~3号)を使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電が実施できない場合に、電源車により非常用高圧母線への代替電源(交流)から給電する。 なお、電源車の接続場所は位置的に分散した2ヶ所を整備する。	

第2.2.1.9.1.14表 多様性拡張設備整理表 (14 / 19) (その4)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
電源の確保 に関する手順	電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止における発電用原子炉内の燃料体(以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。)の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順	所内電気設備機能喪失	所内電気設備	代替所内電気設備による交流 及び直流の給電(交流、直 流)給電	代替所内電気設備による交流 及び直流の給電(空冷式非常用発電装置)	所内電気設備の2系統が同時に機能喪失した場合は、共通要因で機能を失うことがないように、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保し、常設重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置、代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤と、可搬型重大事故等対処設備である可搬式整流器により、原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器(恒設代替低圧注水ポンプ、原子炉下部キャビティ注水ポンプ、アクチュレータ出口電動弁、計器用電源(無停電電源装置)、アニュラス循環ファン、可搬式整流器及び可搬式空気圧縮機(加圧器逃がし弁作動用)、燃料油移送ポンプ)へ代替電源から給電する。	【重大事故等対処設備】 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ 代替所内電気設備分電盤 代替所内電気設備変圧器 可搬式整流器 【多様性拡張設備】 電源車

第2.2.1.9.1.15表 多様性拡張設備整理表 (15/19) (その1)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失の想定	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
事故時の計装に関する手順	重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するためには有効な情報を把握するために必要な手順	監視機能の喪失	計器の故障	他チャンネル又は他ループによる計測	—	—	【重大事故等対処設備】 当該パラメータの他チャンネル又は他ループの重要計器 【多様性拡張設備】 当該パラメータの他チャンネル又は他ループの常用計器

第2.2.1.9.1.15表 多様性拡張設備整理表 (15 / 19) (その2)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失の想定	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
事故時の計装に関する手順	重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するためには効的な情報を把握するために必要な手順	監視機能の喪失	計器の故障	代替パラメータによる推定	原子炉圧力容器内の水位の推定	<p>加圧器水位の計測が困難となった場合は、代替パラメータの原子炉水位により原子炉圧力容器内の水位を推定する。また、1次冷却材サブクール度（VDU）（多様性拡張設備）、冷却材圧力（広域）及び1次冷却材高温側広域温度により、原子炉圧力容器内がサブクール状態又は飽和状態であることを監視することで、原子炉圧力容器内の水位が、炉心上端以上で、冠水状態であることを確認する。重大事故等時において、加圧器水位の計測範囲外となった場合、原子炉圧力容器内の水位は直接計測している原子炉水位を優先して使用し確認する。なお、原子炉圧力容器内が過熱状態の場合、炉心注入水により原子炉水位の指示に影響を及ぼす可能性があることを考慮し、関連パラメータを複数確認した中から有効な情報を組み合わせて推定する。</p> <p>原子炉水位の計測が困難となった場合、加圧器水位により、原子炉圧力容器内の水位を推定する。また、1次冷却材サブクール度（VDU）（多様性拡張設備）、冷却材圧力（広域）及び炉内温度（多様性拡張設備）、1次冷却材高温側広域温度、1次冷却材低温側広域温度により原子炉圧力容器内がサブクール状態又は飽和状態であることを監視することで、原子炉圧力容器内の水位が、炉心上端以上で冠水状態であることを確認する。</p> <p>プラント停止中における RCS ミッドループ運転時において、RCS ノズルセンタ水位（多様性拡張設備）の計測が困難となった場合、代替パラメータの1次冷却材高温側広域温度及び1次冷却材低温側広域温度の傾向監視、又は余熱除去ポンプ出口圧力（多様性拡張設備）の傾向監視により水位を推定する。この推定方法では、温度の急上昇により原子炉圧力容器内の水位が、炉心上端以下で冠水していないことを推定する。また、余熱除去ポンプの出口圧力の低下により原子炉圧力容器内の水位が低下していることを推定する。</p>	【重大事故等対処設備】 重要代替計器 【多様性拡張設備】 常用代替計器

第2.2.1.9.1.15表 多様性拡張設備整理表 (15/19) (その3)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失の想定	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
事故時の計装に関する手順	重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するためには有効な情報を把握するために必要な手順	監視機能の喪失	計器の故障	代替パラメータによる推定	原子炉格納容器への注水量の推定 原子炉格納容器内の温度の測定 原子炉格納容器内の圧力の推定	<p>格納容器スプレ流量積算、恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算及び原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算の計測が困難になった場合、代替パラメータの燃料取替用水タンク水位、復水タンク水位、及び格納容器再循環サンプ水位（広域）の水位変化により原子炉格納容器への注水量を推定する。この推定方法では、環境悪化の影響を受けることが小さい水源である燃料取替用水タンク水位、復水タンク水位を優先して使用し推定するが、可搬式代替低圧注水ポンプを使用する場合及び復水タンクに淡水や海水を補給している場合は、補給に使用したポンプの性能並びに運転時間により算出した注水量を考慮する。また、格納容器再循環サンプ水位（広域）は、水位変化により原子炉格納容器への注水量を推定する。</p> <p>安全注入流量、補助安全注入流量、余熱除去クーラ出口流量及び充てん流量（多様性拡張設備）の計測が困難になった場合は、代替パラメータの燃料取替用水タンク水位及び格納容器再循環サンプ水位（広域）の水位変化により、原子炉格納容器への注水量を推定する。この推定方法では、環境悪化の影響を受けることが小さい水源である燃料取替用水タンク水位を優先して使用し推定する。格納容器再循環サンプ水位（広域）は、水位変化により原子炉格納容器への注水量を推定する。</p> <p>内部スプレ系連絡消火水流量積算（多様性拡張設備）の計測が困難となった場合、燃料取替用水タンク水位、復水タンク水位及び格納容器再循環サンプ水位（広域）の水位変化により注水量を推定する。</p> <p>内部スプレ系連絡消火水流量積算（多様性拡張設備）の計測が困難となった場合、水源である淡水タンク水位及び格納容器再循環サンプ水位（広域）の水位変化により注水量を推定する。</p>	【重大事故等対処設備】 重要代替計器 【多様性拡張設備】 常用代替計器

第2.2.1.9.1.15表 多様性拡張設備整理表 (15 / 19) (その4)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失の想定	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
事故時の計装に関する手順	重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するため監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために必要な手順	監視機能の喪失	計器の故障	代替パラメータによる推定	原子炉格納容器内の水位の推定 原子炉格納容器内の水素濃度の推定 アニュラス内の水素濃度の推定	<p>格納容器再循環サンプル水位（広域）の計測が困難となった場合は、測定範囲内であれば、格納容器再循環サンプル水位（狭域）、又は原子炉下部キャビティ水位、原子炉格納容器水位及び注水源である燃料取替用水タンク水位、復水タンク水位、格納容器スプレ流量積算、恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算及び原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算により、原子炉格納容器内の水位を推定する。この推定方法では、計測範囲内であれば、相関関係があり連続的な監視ができる格納容器再循環サンプル水位（狭域）を優先して使用し、推定する。なお、溶融炉心の冷却に必要な水位を確認する場合は、原子炉格納容器水位及び原子炉下部キャビティ水位により確認する。また、注水量による原子炉格納容器内水位の推定は、炉心注入及び格納容器スプレイでの注水量の合計値と水位の相関関係により推定する。</p> <p>格納容器再循環サンプル水位（狭域）の計測が困難になった場合、代替パラメータである格納容器再循環サンプル水位（広域）により、広域水位と狭域水位の相関関係を用いて推定する。</p> <p>原子炉下部キャビティ水位の計測が困難になった場合、代替パラメータである格納容器再循環サンプル水位（広域）、又は燃料取替用水タンク水位、復水タンク水位、格納容器スプレ流量積算、恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算及び原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算の合計値（注水量）と原子炉格納容器内水位の相関関係を用いて推定する。</p> <p>原子炉格納容器水位の計測が困難になった場合、代替パラメータである燃料取替用水タンク水位、復水タンク水位、格納容器スプレ流量積算、恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算及び原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算の合計値（注水量）と原子炉格納容器内の水位の相関関係を用いて推定する。</p> <p>格納容器水素濃度の計測が困難になった場合、短時間で取り替えが可能な予備の可搬型格納容器内水素濃度計測装置に取り替え水素濃度を計測する。また、代替パラメータによる推定方法は、原子炉格納容器内の水素発生量と静的触媒式水素再結合装置及び原子炉格納容器水素燃焼装置の動作特性（水素処理特性）の関係から、静的触媒式水素再結合装置及び原子炉格納容器水素燃焼装置の動作状況を確認することにより、原子炉格納容器内の水素濃度が大規模な水素燃焼が生じない領域であるか否かを確認する。なお使用可能であれば、ガスクロマトグラフ（多様性拡張設備）により水素濃度を推定する。</p> <p>原子炉格納容器内の水素濃度を装置の動作特性を用いて推定する場合は、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。</p> <p>アニュラス水素濃度の計測が困難となった場合は、短時間で取り替えが可能な予備の可搬型アニュラス内水素濃度計測装置に取り替えて計測する。また、格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）及び格納容器排気筒高レンジガスマニタ（多様性拡張設備）の放射線量率の比によりアニュラスへの漏えい率を推定し、格納容器水素濃度とアニュラスへの漏えい率から評価された相関図により、アニュラス水素濃度を推定する。</p> <p>アニュラス内の水素濃度を推定する場合は、パラメータの相関関係を用いて、間接的な情報により推定するため不確かさが生じることを考慮する。</p> <p>また、使用可能であれば、アニュラス内水素濃度計測装置（多様性拡張設備）を使用し、アニュラス内水素濃度を計測する。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に、アニュラス周辺で作業を開始するにあたっては、作業エリアの環境を確認後、作業を行う。</p>	【重大事故等対処設備】 重要代替計器 【多様性拡張設備】 常用代替計器

第2.2.1.9.1.15表 多様性拡張設備整理表 (15/19) (その5)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失の想定	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
事故時の計装に関する手順	重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するためには有効な情報を把握するために必要な手順	監視機能の喪失	計器の故障	代替パラメータによる推定	原子炉格納容器内の放射線量率の推定	<p>格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の計測が困難になった場合、代替パラメータの格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及びモニタポスト（多様性拡張設備）の指示により炉心損傷のおそれが生じているか推定する。この推定方法では、格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）の上限値を超えることとなるが、炉心損傷のおそれが生じている場合には、原子炉格納容器内の放射線量率は急上昇すると考えられ、同じくモニタポスト（多様性拡張設備）の値も数倍から1桁程度急上昇することで推定できる。</p> <p>格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）の計測が困難になった場合、格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）、格納容器入口エリアモニタ（多様性拡張設備）及び炉内計装区域エリアモニタ（多様性拡張設備）により、炉心損傷のおそれが生じていない放射線量率であることを推定する。なお、格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の測定範囲より低く、格納容器入口エリアモニタ（多様性拡張設備）及び炉内計装区域エリアモニタ（多様性拡張設備）の測定範囲より高い場合は、その間の放射線量率と推定する。</p> <p>格納容器入口エリアモニタ（多様性拡張設備）、炉内計装区域エリアモニタ（多様性拡張設備）、格納容器じんあいモニタ（多様性拡張設備）及び格納容器ガスモニタ（多様性拡張設備）の計測が困難になった場合、測定範囲内であれば格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）の上昇により、原子炉格納容器内の放射線量率の上昇を推定する。</p>	<p>【重大事故等対処設備】 重要代替計器</p> <p>【多様性拡張設備】 常用代替計器</p>

第2.2.1.9.1.15表 多様性拡張設備整理表 (15/19) (その6)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失の想定	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
事故時の計装に関する手順	重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するため有効な情報を把握するために必要な手順	監視機能の喪失	計器の故障	代替パラメータによる推定	最終ヒートシンクの確保の推定	<p>格納容器圧力の計測が困難になった場合、代替パラメータの格納容器圧力（広域）及び格納容器内温度により、原子炉格納容器内の圧力、温度が低下していることで最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。この推定方法では、原子炉格納容器内が飽和状態である場合に適用できるが、飽和状態でないことが確認された場合は、不確かさを考慮し、関連パラメータを複数確認した中から有効な情報を組み合わせて推定する。</p> <p>1次系冷却水タンク水位の計測が困難となった場合、代替パラメータの格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（S A）の傾向監視により原子炉格納容器内の除熱のための原子炉補機冷却系が健全かつ最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p> <p>1次系冷却水タンク圧力（多様性拡張設備）の計測が困難となった場合、代替パラメータである1次系冷却水タンク加压ライン圧力により推定する。この推定方法は1次系冷却水タンク加压ライン圧力の計測装置を接続し推定する。</p> <p>格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（S A）の計測が困難になった場合、短時間で取り替えが可能な予備の格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（S A）に取り替えて格納容器循環冷暖房ユニット入口温度及び出口温度を計測する。また、代替パラメータによる推定方法は、代替パラメータの格納容器内温度及び格納容器圧力の低下により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p> <p>格納容器空調装置冷却水流量（多様性拡張設備）の計測が困難になった場合、代替パラメータの格納容器内温度及び格納容器圧力の低下により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p> <p>主蒸気圧力の計測が困難となった場合、蒸気発生器2次側は、温度計測ができないため、代替パラメータである1次冷却材低温側広域温度又は1次冷却材高温側広域温度の傾向監視により、蒸気発生器2次側における水の飽和圧力と飽和温度の関係から蒸気ラインの圧力を推定する。この推定方法では、1次冷却系が満水状態で蒸気発生器2次側が飽和状態にある場合は、1次冷却材低温側広域温度と蒸気発生器2次側の器内温度はほぼ等しくなることから推定が可能である。なお、1次冷却材高温側広域温度は、蒸気発生器2次側の温度よりも高めの指示となるため1次冷却材低温側広域温度を優先し推定する。また、蒸気発生器2次側が飽和状態になるまでの間（未飽和状態）は不確かさが生じることを考慮し、関連パラメータを複数確認した中から有効な情報を組み合わせて推定する。</p> <p>蒸気発生器水位（狭域）の計測が困難になった場合、代替パラメータである蒸気発生器水位（広域）との相関関係により保有水量を推定する。また、1次冷却材低温側広域温度及び1次冷却材高温側広域温度の変化を傾向監視することにより蒸気発生器2次側の保有水の有無を推定する。この推定方法では、蒸気発生器水位（広域）を優先する。なお、蒸気発生器2次側の急激な減圧やドライアウト時にパラメータの計測に必要な基準配管の水が蒸発し、高めで不確かな水位を示す可能性があるため、そのような場合には1次冷却材低温側広域温度、1次冷却材高温側広域温度の変化により推定する。</p>	【重大事故等対処設備】 重要代替計器 【多様性拡張設備】 常用代替計器

第2.2.1.9.1.15表 多様性拡張設備整理表 (15/19) (その7)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失の想定	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
事故時の計装に関する手順	重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために必要な手順	監視機能の喪失	計器の故障	代替パラメータによる推定	最終ヒートシンクの確保の推定（続き）	<p>蒸気発生器水位（広域）の計測が困難となった場合は、代替パラメータである蒸気発生器水位（狭域）、1次冷却材低温側広域温度及び1次冷却材高温側広域温度の変化を傾向監視することにより蒸気発生器2次側の保有水の有無を推定する。この推定方法では、計測範囲であれば蒸気発生器水位（狭域）との相関関係を優先し推定する。また、蒸気発生器2次側がドライアウトした場合の判断は、蒸気発生器2次側の保有水の減少に伴う除熱能力の低下により、1次冷却材低温側広域温度及び1次冷却材高温側広域温度が上昇傾向となることで推定することができ、有効性評価の評価条件である蒸気発生器ドライアウトの判断に、代替パラメータを用いたとしても操作遅れ等の影響はない。なお、蒸気発生器2次側の急激な減圧やドライアウト時にパラメータの計測に必要な基準配管の水が蒸発し、高めで不確かな水位を示す可能性があるため、そのような場合には1次冷却材低温側広域温度、1次冷却材高温側広域温度の変化により蒸気発生器保有水の有無を推定する。</p> <p>補助給水流量の計測が困難になった場合、代替パラメータである復水タンク水位、蒸気発生器水位（広域）及び蒸気発生器水位（狭域）の傾向監視により、補助給水流量を推定する。この推定方法では、水源である復水タンク水位を優先し推定する。</p> <p>主蒸気流量（多様性拡張設備）の計測が困難となった場合は、代替パラメータの主蒸気圧力の変化を傾向監視することにより、蒸気発生器2次側による除熱状況を監視する。また、蒸気発生器水位（狭域）及び蒸気発生器水位（広域）の変化傾向と補助給水流量を監視することにより主蒸気流量を推定する。</p>	【重大事故等対処設備】 重要代替計器 【多様性拡張設備】 常用代替計器

第2.2.1.9.1.15表 多様性拡張設備整理表 (15/19) (その8)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失の想定	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
事故時の計装に関する手順	重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するためには効的な情報を把握するために必要な手順	監視機能の喪失	計器の故障	代替パラメータによる推定	格納容器バイパス監視の推定	<p>蒸気発生器水位（狭域）の計測が困難になった場合、代替パラメータである蒸気発生器水位（広域）により蒸気発生器伝熱管破損を推定する。また、主蒸気圧力の上昇及び補助給水流量の減少を傾向監視することでも推定することができる。</p> <p>主蒸気圧力の計測が困難になった場合、代替パラメータである蒸気発生器水位（広域）の上昇及び補助給水流量の減少を傾向監視することで蒸気発生器伝熱管破損を推定することができる。</p> <p>冷却材圧力（広域）の計測が困難になった場合、代替パラメータである蒸気発生器水位（狭域）の上昇及び主蒸気圧力の上昇にて蒸気発生器伝熱管破損を、蒸気発生器伝熱管破損がないこと及び格納容器再循環サンプル水位（広域）の上昇がないことで、インターフェイスシステムLOCAを推定する。また、原子炉圧力容器内が飽和状態であれば、1次冷却材高温側広域温度又は1次冷却材低温側広域温度により、原子炉圧力容器内の圧力と水の飽和温度の関係から原子炉圧力容器内の圧力を推定する。この推定方法では、原子炉圧力容器内が飽和状態である場合に適用できるが、飽和状態がない場合は、不確かさが生じることを考慮する必要がある。なお、測定範囲内であれば測定精度が詳細な加圧器圧力（多様性拡張設備）により推定する。</p> <p>復水器空気抽出器ガスモニタ（多様性拡張設備）、蒸気発生器プローダウン水モニタ（多様性拡張設備）及び高感度型主蒸気管モニタ（多様性拡張設備）の計測が困難となった場合は、代替パラメータである蒸気発生器水位（狭域）及び主蒸気圧力の変化により蒸気発生器伝熱管破損を推定する。</p> <p>補助建屋排気筒ガスモニタ（多様性拡張設備）、補助建屋サンプル水位（多様性拡張設備）及び余熱除去ポンプ出口圧力（多様性拡張設備）の計測が困難になった場合、代替パラメータの冷却材圧力（広域）、加圧器水位、格納容器再循環サンプル水位（広域）、蒸気発生器水位（狭域）及び主蒸気圧力により、インターフェイスシステムLOCAを推定する。</p> <p>加圧器逃がしタンク圧力（多様性拡張設備）、加圧器逃がしタンク水位（多様性拡張設備）及び加圧器逃がしタンク温度（多様性拡張設備）の計測が困難になった場合、代替パラメータの冷却材圧力（広域）及び加圧器水位の低下、格納容器サンプル水位（多様性拡張設備）の上昇がないことにより、インターフェイスシステムLOCAを推定する。</p>	【重大事故等対処設備】 重要代替計器 【多様性拡張設備】 常用代替計器

第2.2.1.9.1.15表 多様性拡張設備整理表 (15/19) (その9)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失の想定	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
事故時の計装に関する手順	重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するためには効的な情報を把握するために必要な手順	監視機能の喪失	計器の計測範囲を超えた場合	代替パラメータによる推定	原子炉圧力容器内の水位 原子炉圧力容器内の温度 可搬型計測器による計測	原子炉圧力容器内の水位のパラメータである加圧器水位は、原子炉圧力容器より上に位置し、水位が低下し計測範囲以下となつた場合は、原子炉水位で計測する。原子炉水位を計測する計器の計測範囲は、原子炉容器の底部から頂部までを0~100%としているため、重大事故等時において原子炉圧力容器内の水位を計器の計測範囲内で測定が可能である。 原子炉圧力容器内の温度のパラメータである1次冷却材温度が計測範囲（0~400°C）を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を測定し、換算表を用いて温度へ変換する。これにより、検出器の耐熱温度である500°C程度までは温度測定できる。多様性拡張設備である炉内温度が健全である場合は、炉内温度による測定を優先する。 【重大事故等対処設備】 重要代替計器 【多様性拡張設備】 常用代替計器	【重大事故等対処設備】 重要代替計器 【多様性拡張設備】 常用代替計器
	計器電源の喪失	全交流動力電源喪失 直流電源喪失	代替電源の供給（交流）	—	ディーゼル発電機の故障により非常用高圧母線への交流電源による給電ができない場合は、代替電源（交流）により非常用高圧母線へ給電する。	【重大事故等対処設備】 空冷式非常用発電装置 電源車 燃料油貯蔵タンク タンクローリー 燃料油移送ポンプ 可搬式オイルポンプ 【多様性拡張設備】 可搬型バッテリ（炉外核計装盤、放射線監視盤） ジャンパ器具	【重大事故等対処設備】 空冷式非常用発電装置 電源車 燃料油貯蔵タンク タンクローリー 燃料油移送ポンプ 可搬式オイルポンプ 【多様性拡張設備】 可搬型バッテリ（炉外核計装盤、放射線監視盤） ジャンパ器具
			可搬型バッテリ（炉外核計装盤、放射線監視盤）による電源の供給	—	全交流動力電源喪失等により直流電源が喪失した場合において、中央制御室での監視ができない場合に、炉外核計装盤、放射線監視盤の可搬型バッテリにより電源を供給する。	【重大事故等対処設備】 蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（3系統目） 可搬式整流器 計器用電源（無停電電源装置）	【重大事故等対処設備】 蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（3系統目） 可搬式整流器 計器用電源（無停電電源装置）
			代替電源の供給（直流）	—	ディーゼル発電機の故障により非常用直流母線への直流電源による給電ができない場合は、直流電源設備により非常用直流母線へ給電する。	【重大事故等対処設備】 蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（3系統目） 可搬式整流器 計器用電源（無停電電源装置）	【重大事故等対処設備】 蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（3系統目） 可搬式整流器 計器用電源（無停電電源装置）
			可搬型計測器による計測	—	全交流動力電源喪失時等により直流電源が喪失した場合において、中央制御室での監視ができなくなった場合の手段として、特に重要なパラメータ及び有効な監視パラメータについて、可搬型計測器で測定可能なものを計測し、監視する。	【重大事故等対処設備】 可搬型計測器	【重大事故等対処設備】 可搬型計測器
	—	—	記録	重大事故等時のパラメータを記録する手順	パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータ（原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び放射線量率等）は、S P D S、S P D S表示装置及び可搬型温度計測装置により計測結果を記録する。ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する監視パラメータ（計測結果を含む。）の値や現場操作時の監視する現場の指示値は記録用紙に記録する。 S P D S、S P D S表示装置及び可搬型温度計測装置に記録された監視パラメータの計測結果は、記録容量を超える前に定期的にメディア（記録媒体）に保存する。 有効な監視パラメータのうち記録可能なものについては、S P D S又はユニット総合管理計算機等により計測結果及び警報等を記録する。	【重大事故等対処設備】 安全パラメータ表示システム（S P D S） S P D S表示装置 可搬型温度計測装置（格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（S A）用） 【多様性拡張設備】 ユニット総合管理計算機	【重大事故等対処設備】 安全パラメータ表示システム（S P D S） S P D S表示装置 可搬型温度計測装置（格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（S A）用） 【多様性拡張設備】 ユニット総合管理計算機

第2.2.1.9.1.16表 多様性拡張設備整理表（16／19）

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
原子炉制御室の居住性等に関する手順	原子炉制御室に関し、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な手順	—	—	居住性の確保	中央制御室換気設備の運転手順	環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するため、中央制御室換気設備にて外気を遮断した状態で中央制御室換気隔離モードを行い、中央制御室非常用循環フィルタユニットに内蔵されたよう素フィルタ及び微粒子フィルタにより放射性物質を除去する。全交流動力電源が喪失した場合は、手動による系統構成を行い、代替交流電源設備により受電し中央制御室換気設備を運転する。	【重大事故等対処設備】 中央制御室遮蔽 中央制御室非常用循環ファン 制御建屋送気ファン 制御建屋循環ファン 中央制御室非常用循環フィルタユニット 可搬型照明（S A） 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ 【多様性拡張設備】 中央制御室非常用照明 【資機材】 全面マスク
				中央制御室の照明を確保する手順	中央制御室の居住性確保の観点から、中央制御室非常用照明が使用できない場合において、内蔵蓄電池及び代替交流電源設備から給電可能な可搬型照明（S A）により照明を確保する。		
				中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	中央制御室内の居住性確保の観点から、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。		
				重大事故等時の全面マスクの着用手順	炉心損傷が予想される事態となった場合又は炉心損傷の兆候が見られた場合は、運転員等の内部被ばくを低減するために全面マスクを着用する。		
				汚染の持ち込み防止	チェンジングエリアの設置手順	中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体サペイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する手順を整備する。なお、チェンジングエリアの区画は恒設化しており、ゴミ箱等の設置を行うことにより使用可能となる。 また、可搬型照明（S A）を設置し、代替交流電源設備に接続する。	【重大事故等対処設備】 可搬型照明（S A） 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ 【多様性拡張設備】 チェンジングエリア非常用照明 【資機材】 防護具及びチェンジングエリア用資機材
				放射性物質の濃度低減	アニュラス空気再循環設備の運転手順	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するために必要な手段として、アニュラス空気再循環設備による放射性物質の濃度低減を行う。 アニュラス循環ファンを運転し、原子炉格納容器から漏えいした空気を放射性物質の濃度低減機能を有するアニュラス循環フィルタユニットを通して排出し、放出される放射性物質の濃度を低減する。 また、全交流動力電源が喪失した場合においても、B系アニュラス循環系のダンパに窒素ボンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用）から窒素を供給することにより、アニュラス空気再循環設備を運転するための系統構成を行い、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電した後、Bアニュラス循環ファンを運転する。	【重大事故等対処設備】 アニュラス循環ファン アニュラス循環フィルタユニット 窒素ボンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用） 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ

第2.2.1.9.1.17表 多様性拡張設備整理表 (17/19) (その1)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
監視測定等に関する手順	1 重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順 2 重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な手順	—	モニタステーション及びモニタポスト	放射性物質の濃度及び放射線量の測定 （発電所敷地境界付近） 放射線量の代替測定（発電所敷地境界付近及び原子炉格納施設を含む8方位） 放射線量の測定（発電所の周辺海域） 放射性物質の濃度の測定（発電所及びその周辺（周辺海域を含む。） （ β (γ)線（セシウム、ヨウ素等） （ α 線（ウラン、ブルトニウム等） （ β 線（ストロンチウム等）））	モニタステーション及びモニタポストによる放射線量の測定 （発電所敷地境界付近） 可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定 （発電所敷地境界付近及び原子炉格納施設を含む8方位） 海上モニタリング測定 移動式放射能測定装置（モニタ車）による空気中の放射性物質の濃度の測定	重大事故等時の発電所敷地境界付近の放射線量は、モニタステーション及びモニタポストにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 モニタステーション及びモニタポストは、通常時から放射線量を連続測定しており、重大事故等時に放射線量の測定機能が喪失していない場合は、継続して放射線量を連続測定し、測定結果は記録紙に記録し、保存する。なお、モニタステーション及びモニタポストによる放射線量の測定は、手順を要するものではなく自動的な連続測定である。 重大事故等時にモニタステーション又はモニタポストが機能喪失した場合、可搬式モニタリングポストにより放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 可搬式モニタリングポストによる代替測定地点については、計測データの連続性を考慮し、モニタステーション及び各モニタポストに隣接した位置に配置することを原則とする。ただし、地震等でアクセス不能となった代替測定については、可搬式モニタリングポストにより原子炉中心から同じ方向の測定にて確認する。 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、発電所海側敷地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬式モニタリングポストにより監視し、及び測定し、並びにその測定結果を記録する。ただし、多様性拡張設備であるモニタステーション及びモニタポストが使用できる場合の当該4方位（モニタステーション及びモニタポストの設置場所が2方位について重なるため4方位となる。）の測定については、モニタステーション及びモニタポストを優先して使用する。 なお、配置する可搬式モニタリングポストのうち、緊急時対策所付近に設置する1台を緊急時対策所内の加圧判断用のモニタとして使用する。	【多様性拡張設備】 モニタステーション及びモニタポスト
		—				【重大事故等対処設備】 可搬式モニタリングポスト	
		—				【重大事故等対処設備】 電離箱サーバイメータ 小型船舶	
		—				【多様性拡張設備】 移動式放射能測定装置（モニタ車）	

第2.2.1.9.1.17表 多様性拡張設備整理表 (17/19) (その2)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
監視測定等に関する手順	<p>1 重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順</p> <p>2 重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な手順</p>	—	移動式放射能測定装置（モニタ車）	放射性物質の濃度及び放射線量の測定 放射性物質の濃度の測定（発電所及びその周辺（周辺海域を含む。） (β(γ)線（セシウム、ヨウ素等）) (α線（ウラン、プルトニウム等） (β線（ストロンチウム等）)	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定 可搬型放射線計測装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定 海上モニタリング測定	重大事故等時の放射性物質の濃度（空気中）は、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、Na Iシンチレーションサーベイメータ）により監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。放射性物質の濃度（空気中）を測定する優先順位は、多様性拡張設備である移動式放射能測定装置（モニタ車）を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、Na Iシンチレーションサーベイメータ）を使用する。 重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。 重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出のおそれがある、又は放出された場合に、可搬型放射線計測装置により水中の放射性物質の濃度の測定を行う。 重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の土壤中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。 発電所の周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合に、小型船舶で電離箱サーベイメータ及び可搬型放射線計測装置により放射性物質の濃度及び放射線量測定を行う。	【重大事故等対処設備】 可搬型放射線計測装置 可搬式ダストサンプラ 汚染サーベイメータ Na Iシンチレーションサーベイメータ ZnSシンチレーションサーベイメータ β線サーベイメータ

第2.2.1.9.1.17表 多様性拡張設備整理表 (17/19) (その3)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備	
監視測定等に関する手順	1 重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順 2 重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な手順	—	—	風向、風速などの気象条件の測定	風向、風速・日射量・放射収支量・雨量の測定	気象観測設備による気象観測項目の測定	重大事故等が発生した場合に、気象観測設備により発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録する。 気象観測設備は、通常時から風向、風速その他の気象条件を連続測定しており、重大事故等時にその測定機能が使用できる場合は、継続して連続測定し、測定結果は記録装置（電子メモリ）に記録し、保存する。なお、気象観測設備による風向、風速その他の気象条件の測定は、手順を要するものではなく自動的な連続測定である。	【重大事故等対処設備】 可搬型気象観測装置 【多様性拡張設備】 気象観測設備
			気象観測設備			可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定	重大事故等時の風向、風速その他気象条件は、可搬型気象観測装置により測定し、及びその結果を記録する。風向、風速その他気象条件を測定する優先順位は、多様性拡張設備である気象観測設備を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型気象観測装置を使用する。 可搬型気象観測装置による代替測定地点については、計測データの連続性を考慮し、発電所構内に配置することを原則とする。	
		—	電源確保	給電	モニタステーション及びモニタポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタステーション及びモニタポストへ給電する。給電の優先順位は、多様性拡張設備であるモニタステーション及びモニタポスト専用の無停電電源装置からの給電を優先し、代替交流電源設備による給電が開始されれば給電元が自動で切り替わる。その後、代替交流電源設備（空冷式非常用発電装置）によりモニタステーション及びモニタポストへ給電する。 なお、モニタステーション及びモニタポストは、電源が喪失した状態から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。	【重大事故等対処設備】 空冷式非常用発電装置 可搬型モニタリングポスト 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ 【多様性拡張設備】 モニタステーション及びモニタポスト専用の無停電電源装置	
		—	ディーゼル発電機					
		—	放射線量の測定					

第2.2.1.9.1.18表 多様性拡張設備整理表（18／19）（その1）

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
緊急時対策所の居住性等に関する手順	緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順	—	—	居住性の確保	緊急時対策所の立ち上げの手順	重大事故が発生するおそれがある場合等、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げる。	【重大事故等対処設備】 緊急時対策所遮蔽 緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気供給装置 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ 可搬式モニタリングポスト 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 電源車（緊急時対策所用） 燃料油貯蔵タンク タンクローリー [†] 燃料油移送ポンプ
					原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順	原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所内へ放射性物質等の侵入量が微量のうちに検知するため、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置する。 また、原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。	【多様性拡張設備】 モニタステーション モニタポスト
					重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順	重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保する。	

第2.2.1.9.1.18表 多様性拡張設備整理表（18／19）（その2）

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
緊急時対策所の居住性等に関する手順	緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順	—	—	必要な指示及び通信連絡	緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順	重大事故等が発生した場合、緊急時対策所情報収集設備である安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム及びS P D S表示装置により重大事故等に対処するため必要なプラントパラメータ等を監視する。	【重大事故等対処設備】 S P D S表示装置 安全パラメータ表示システム（S P D S） 安全パラメータ伝送システム 衛星電話（固定） 衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬） 緊急時衛星通報システム 携行型通話装置 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（T V会議システム、I P電話、I P-F A X） 電源車（緊急時対策所用） 燃料油貯蔵タンク タンクローリー ¹ 燃料油移送ポンプ 空冷式非常用発電装置 可搬式オイルポンプ
					重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について	安全・防災室長他は、重大事故等が発生した場合に備え、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に配備し、資料が更新された場合には資料の差替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持・管理する。	【多様性拡張設備】 運転指令設備 加入電話 加入ファクシミリ 電力保安通信用電話設備 社内T V会議システム 無線通話装置
					通信連絡に関する手順	重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、原子力事業本部、本店、国、地方公共団体及びその他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。	【資機材】 対策の検討に必要な資料

第2.2.1.9.1.18表 多様性拡張設備整理表 (18 / 19) (その3)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
緊急時対策所の居住性等に関する手順	緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順	—	—	必要な要員の収容	放射線管理用資機材、飲料水、食料等の維持管理等について	<p>緊急時対策所には、7日間外部からの支援がなくとも活動が可能なよう放射線管理用資機材（線量計、マスク等）、飲料水及び食料等を配備又は備蓄するとともに、通常時から維持・管理する。</p> <p>重大事故等が発生した場合には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等の被ばく線量管理を行うため、個人線量計を常時装着させるとともに、線量評価を行う。</p> <p>また、緊急安全対策要員は、必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量測定等を行う。</p> <p>緊急時対策所内の飲食の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空気中の放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ないことを確認する。</p> <p>ただし、緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安値（$1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$未満）よりも高くなった場合であっても、発電所本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p>	<p>【重大事故等対処設備】 緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 電源車（緊急時対策所用） 燃料油貯蔵タンク タンクローリー[†] 燃料油移送ポンプ</p> <p>【資機材】 防護具及びチェンジングエリア用資機材 飲料水、食料等</p>
	サポート系機能喪失時	緊急時対策所全交流動力電源	代替交流電源設備からの給電の確保	電源車（緊急時対策所用）による給電	放射線管理に関する手順	<p>a. チェンジングエリアの運用手順 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するための身体サーベイ（必要により物品等のサーベイを含む）及び防護具の着替え等を行うチェンジングエリアは、通常時から設置し、事故発生後、直ぐに運用開始ができる。</p> <p>b. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの性能の低下等、緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合に、待機側を起動し、切替えを実施する。</p>	<p>【重大事故等対処設備】 電源車（緊急時対策所用） 燃料油貯蔵タンク タンクローリー[†] 燃料油移送ポンプ 空冷式非常用発電装置 可搬式オイルポンプ</p>

第2.2.1.9.1.19表 多様性拡張設備整理表 (19/19) (その1)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
通信連絡に関する手順	重大事故等が発生した場合において発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順	—	発電所内の通信連絡	発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順	重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所内）により、運転員等及び緊急安全対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、移動式放射能測定装置（モニタ車）及び緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、無線通話装置、トランシーバー、携行型通話装置、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））を使用する。 また、データ伝送設備（発電所内）により緊急時対策所へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（S P D S）及びS P D S表示装置を使用する。	【重大事故等対処設備】 衛星電話（固定） 衛星電話（携帯） トランシーバー 携行型通話装置 安全パラメータ表示システム（S P D S） S P D S表示装置 【多様性拡張設備】 無線通話装置 運転指令設備 電力保安通信用電話設備 (保安電話（固定）、保安電話（携帯）)	
		代替電源設備からの給電の確保	代替電源設備から給電する手順等	計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等	直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、可搬型使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携行型通話装置を使用し、現場又は中央制御室と緊急時対策所との連絡には衛星電話（固定）及び衛星電話（携帯）を使用する。	全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（T V会議システム、I P電話及びI P-F A X）、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム及びS P D S表示装置へ給電する。 衛星電話（携帯）の電源は、充電池を使用する。使用前及び使用中の充電池の残量確認で、残量が少ない場合、別の端末と交換することにより、継続して通話を可能とし、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電する。 トランシーバーの電源は、充電池又は乾電池を使用する。充電池を用いるものについては、使用前及び使用中の充電池の残量確認で、残量が少ない場合、別の端末と交換することにより、継続して通話を可能とし、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電する。また、乾電池を用いるものについては、使用前及び使用中の乾電池の残量確認で、残量が少ない場合、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続しての通話を可能とする。 携行型通話装置の電源は、乾電池を使用する。使用前及び使用中の乾電池の残量確認で、残量が少ない場合、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続しての通話を可能とする	【重大事故等対処設備】 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ 電源車（緊急時対策所用） タンクローリー 燃料油移送ポンプ

第2.2.1.9.1.19表 多様性拡張設備整理表 (19/19) (その2)

手順分類	手順分類の概要	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応手順	対応手順の概要	対応設備
通信連絡に関する手順	重大事故等が発生した場合において発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順	—	発電所外（社内外）の通信連絡	発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、緊急時対策所の緊急安全対策要員が、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、移動式放射能測定装置（モニタ車）、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）、加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話）、社内TV会議システム、無線通話装置及び緊急時衛星通報システムを使用する。 また、データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを使用する。	【重大事故等対処設備】 衛星電話（固定） 衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬） 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX） 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム 緊急時衛星通報システム 【多様性拡張設備】 加入電話 加入ファクシミリ 携帯電話 電力保安通信用電話設備 〔保安電話（固定）、保安電話（携帯）、衛星保安電話〕 社内TV会議システム 無線通話装置	
		代替電源設備からの給電の確保	代替電源設備から給電する手順等	計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等	直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、可搬型使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。	全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置へ給電する。 衛星電話（携帯）の電源は、充電池を使用する。使用前及び使用中の充電池の残量確認で、残量が少ない場合、別の端末と交換することにより、継続して通話を可能とし、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電する。 トランシーバーの電源は、充電池又は乾電池を使用する。充電池を用いるものについては、使用前及び使用中の充電池の残量確認で、残量が少ない場合、別の端末と交換することにより、継続して通話を可能とし、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電する。また、乾電池を用いるものについては、使用前及び使用中の乾電池の残量確認で、残量が少ない場合、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続しての通話を可能とする。 携行型通話装置の電源は、乾電池を使用する。使用前及び使用中の乾電池の残量確認で、残量が少ない場合、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続しての通話を可能とする。	【重大事故等対処設備】 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ 電源車（緊急時対策所用） タンクローリー 燃料油移送ポンプ

第 2.2.1.9.2.1 表 多様性拡張設備仕様表 (第 2.2.1.9.1.1 表関連)

機器名称	常設 ／可搬	耐震性	容量	揚程	台数
MG セット電源 (常用母線 440V しや断器操作器) (中央制御盤)	常設	C クラス	約 3,000A*	—	2 台
制御棒操作器 (中央制御盤)	常設	C クラス	—	—	1 個
MG セット電源 (発電機出力しや断器スイッチ) (現場盤)	常設	C クラス	約 1,600A*	—	2 台
原子炉トリップしや断器スイッチ (現場盤)	常設	S クラス	約 1,600A*	—	2 台
タービントリップスイッチ (中央制御盤)	常設	C クラス	—	—	1 個

* しや断器本体の容量

第 2.2.1.9.2.2 表 多様性拡張設備仕様表（第 2.2.1.9.1.2 表関連）

機器名称	常設 ／可搬	耐震性	容量	揚程	台数
主給水ポンプ	常設	C クラス	約 2,700t/h	約 710m	3 台
蒸気発生器水張りポンプ	常設	C クラス	約 135m ³ /h	約 830m	1 台
脱気器タンク	常設	C クラス	約 350m ³	—	1 基
蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ (電動)	可搬	—	約 30m ³ /h	約 300m	2 台
発電機 (蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ用)	可搬	—	約 125kVA	—	1 台
復水タンク	常設	S クラス	約 700m ³	—	1 基
電動補助給水ポンプ	常設	S クラス	約 85m ³ /h	約 950m	2 台
タービン動補助給水ポンプ	常設	S クラス	約 170m ³ /h	約 950m	1 台
海水ポンプ	常設	S クラス	約 3,200m ³ /h	約 30m	4 台
タービンバイパス弁	常設	C クラス	—	—	8 個
窒素ポンベ (主蒸気逃がし弁作動用)	可搬	—	約 7Nm ³	—	9 本 (予備 1 本)
可搬式空気圧縮機 (主蒸気逃がし弁作動用)	可搬	—	約 14.4m ³ /h	吐出圧力 約 0.65MPa [gage]	2 台 (予備 1 台)
大容量ポンプ	可搬	—	約 1,440m ³ /h	約 120m	2 台 (予備 1 台)
B 計器用空気圧縮機 (海水冷却)	常設	S クラス	約 10Nm ³ /min	約 70m	1 台

第 2.2.1.9.2.3 表 多様性拡張設備仕様表（第 2.2.1.9.1.3 表関連）

機器名称	常設 ／可搬	耐震性	容量	揚程	台数
主給水ポンプ	常設	C クラス	約 2,700t/h	約 710m	3 台
蒸気発生器水張りポンプ	常設	C クラス	約 135m ³ /h	約 830m	1 台
脱氣器タンク	常設	C クラス	約 350m ³	—	1 基
蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ (電動)	可搬	—	約 30m ³ /h	約 300m	2 台
発電機 (蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ用)	可搬	—	約 125kVA	—	1 台
復水タンク	常設	S クラス	約 700m ³	—	1 基
電動補助給水ポンプ	常設	S クラス	約 85m ³ /h	約 950m	2 台
タービン動補助給水ポンプ	常設	S クラス	約 170m ³ /h	約 950m	1 台
海水ポンプ	常設	S クラス	約 3,200m ³ /h	約 30m	4 台
タービンバイパス弁	常設	C クラス	—	—	8 個
加圧器補助スプレ止弁	常設	S クラス	—	—	1 個
窒素ポンベ (主蒸気逃がし弁作動用)	可搬	—	約 7Nm ³	—	9 本 (予備 1 本)
可搬式空気圧縮機 (主蒸気逃がし弁作動用)	可搬	—	約 14.4m ³ /h	吐出圧力 約 0.65MPa [gage]	2 台 (予備 1 台)
大容量ポンプ	可搬	—	約 1,440m ³ /h	約 120m	2 台 (予備 1 台)
B 計器用空気圧縮機 (海水冷却)	常設	S クラス	約 10Nm ³ /min	約 70m	1 台

第 2.2.1.9.2.4 表 多様性拡張設備仕様表（第 2.2.1.9.1.4 表関連）（その 1）

機器名称	常設 ／可搬	耐震性	容量	揚程	台数
電動消火ポンプ	常設	C クラス	約 320m ³ /h	約 100m	1 台
ディーゼル消火ポンプ	常設	C クラス	約 650m ³ /h	約 100m	2 台
N o. 1、2 淡水タンク	常設	C クラス	約 3,000m ³	—	2 基
A、B 淡水タンク	常設	C クラス	約 3,000m ³	—	2 基
恒設代替低圧注水ポンプ	常設	— (S クラスに適用される地震力と同等)	約 120m ³ /h	約 165m	1 台
海水ポンプ	常設	S クラス	約 3,200m ³ /h	約 30m	4 台
ほう酸ポンプ	常設	S クラス	約 17m ³ /h	約 72m	3 台
ほう酸タンク	常設	S クラス	約 30.3m ³	—	2 基
1 次系純水ポンプ	常設	B クラス	約 40m ³ /h	約 70m	2 台
1 次系純水タンク	常設	B クラス	約 510m ³	—	1 基

第 2.2.1.9.2.4 表 多様性拡張設備仕様表（第 2.2.1.9.1.4 表関連）（その 2）

機器名称	常設 ／可搬	耐震性	容量	揚程	台数
A、B 内部スプレポンプ（自己冷却） (R H R S - C S S 連絡ライン使用)	常設	S クラス	約 423m ³ /h	約 124m	2 台
燃料取替用水タンク	常設	S クラス	約 1,720m ³	—	1 基
A 余熱除去ポンプ（空調用冷水）	常設	S クラス	約 852m ³ /h (安全注入時及び再循環時) 約 681m ³ /h (余熱除去時)	約 73m (安全注入時及び再循環時) 約 82m (余熱除去時)	1 台
格納容器再循環サンプ	常設	S クラス	—	—	2 基
格納容器再循環サンプスクリーン	常設	S クラス	約 1,698m ³ /h	—	2 個
原子炉下部キャビティ注水ポンプ	常設	— (S クラスに適用される地震力と同等)	約 120m ³ /h	約 165m	1 台

第 2.2.1.9.2.4 表 多様性拡張設備仕様表（第 2.2.1.9.1.4 表関連）（その 3）

機器名称	常設 ／可搬	耐震性	容量	揚程	台数
可搬式代替低圧注水ポンプ	可搬	—	約 150m ³ /h	約 150m	2 台 (予備 1 台)
電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)	可搬	—	約 610kVA	—	2 台 (予備 1 台)
送水車	可搬	—	約 300m ³ /h	約 130m	2 台 (予備 1 台)
主給水ポンプ	常設	C クラス	約 2,700t/h	約 710m	3 台
蒸気発生器水張りポンプ	常設	C クラス	約 135m ³ /h	約 830m	1 台
脱氣器タンク	常設	C クラス	約 350m ³	—	1 基
蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）	可搬	—	約 30m ³ /h	約 300m	2 台
発電機 (蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ用)	可搬	—	約 125kVA	—	1 台
電動補助給水ポンプ	常設	S クラス	約 85m ³ /h	約 950m	2 台
タービン動補助給水ポンプ	常設	S クラス	約 170m ³ /h	約 950m	1 台
復水タンク	常設	S クラス	約 700m ³	—	1 基
タービンバイパス弁	常設	C クラス	—	—	8 個
消防ポンプ	可搬	—	約 36m ³ /h～ 約 54m ³ /h	約 80m～ 約 100m	19 台 (予備 1 台)
燃料取替用水タンク（重力注入）	常設	S クラス	約 1,720m ³	—	1 基

第 2.2.1.9.2.5 表 多様性拡張設備仕様表（第 2.2.1.9.1.5 表関連）（その 1）

機器名称	常設 ／可搬	耐震性	容量	揚程	台数
主給水ポンプ	常設	C クラス	約 2,700t/h	約 710m	3 台
蒸気発生器水張りポンプ	常設	C クラス	約 135m ³ /h	約 830m	1 台
脱気器タンク	常設	C クラス	約 350m ³	—	1 基
蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ (電動)	可搬	—	約 30m ³ /h	約 300m	2 台
発電機 (蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ用)	可搬	—	約 125kVA	—	1 台
復水タンク	常設	S クラス	約 700m ³	—	1 基
雑用空気圧縮機	常設	C クラス	約 8.3Nm ³ /min	約 65m	2 台
タービンバイパス弁	常設	C クラス	—	—	8 個
窒素ボンベ（主蒸気逃がし弁作動用）	可搬	—	約 7Nm ³	—	9 本 (予備 1 本)
可搬式空気圧縮機 (主蒸気逃がし弁作動用)	可搬	—	約 14.4m ³ /h	吐出圧力 約 0.65MPa [gage]	2 台 (予備 1 台)

第 2.2.1.9.2.5 表 多様性拡張設備仕様表（第 2.2.1.9.1.5 表関連）（その 2）

機器名称	常設 ／可搬	耐震性	容量	揚程	台数
消防ポンプ	可搬	—	約 36m ³ /h～ 約 54m ³ /h	約 80m～ 約 100m	19 台 (予備 1 台)
B 計器用空気圧縮機（海水冷却）	常設	S クラス	約 10Nm ³ /min	約 70m	1 台
冷水ポンプ (A 余熱除去ポンプ冷却用)	常設	C クラス	約 174m ³ /h	約 24m	2 台
大容量ポンプ	可搬	—	約 1,440m ³ /h	約 120m	2 台 (予備 1 台)
余熱除去ポンプ	常設	S クラス	約 852m ³ /h (安全注入時及び再循環時) 約 681m ³ /h (余熱除去時)	約 73m (安全注入時及び再循環時) 約 82m (余熱除去時)	2 台
1 次系冷却水ポンプ	常設	S クラス	約 1,150m ³ /h	約 60m	4 台
1 次系冷却水クーラ	常設	S クラス	約 10MW	—	3 基

第 2.2.1.9.2.6 表 多様性拡張設備仕様表（第 2.2.1.9.1.6 表関連）

機器名称	常設 ／可搬	耐震性	容量	揚程	台数
1 次系高圧ガス供給設備	常設	—	約 200Nm ³ /h	—	1 台
電動消火ポンプ	常設	C クラス	約 320m ³ /h	約 100m	1 台
ディーゼル消火ポンプ	常設	C クラス	約 650m ³ /h	約 100m	2 台
A、B 淡水タンク	常設	C クラス	約 3,000m ³	—	2 基
N o. 1、2 淡水タンク	常設	C クラス	約 3,000m ³	—	2 基
可搬式代替低圧注水ポンプ	可搬	—	約 150m ³ /h	約 150m	2 台 (予備 1 台)
電源車（可搬式代替低圧ポンプ用）	可搬	—	約 610kVA	—	2 台 (予備 1 台)
送水車	可搬	—	約 300m ³ /h	約 130m	2 台 (予備 1 台)
A、B 内部スプレポンプ（自己冷却）	常設	S クラス	約 423m ³ /h	約 124m	2 台
燃料取替用水タンク	常設	S クラス	約 1,720m ³	—	1 基
よう素除去薬品タンク	常設	S クラス	約 15m ³	—	1 基
恒設代替低圧注水ポンプ	常設	— (S クラスに適用される地震力と同等)	約 120m ³ /h	約 165m	1 台
原子炉下部キャビティ注水ポンプ	常設	— (S クラスに適用される地震力と同等)	約 120m ³ /h	約 165m	1 台
海水ポンプ	常設	S クラス	約 3,200m ³ /h	約 30m	4 台

第 2.2.1.9.2.7 表 多様性拡張設備仕様表（第 2.2.1.9.1.7 表関連）

機器名称	常設 ／可搬	耐震性	容量	揚程	台数
1次系高圧ガス供給設備	常設	—	約 200Nm ³ /h	—	1 台
電動消火ポンプ	常設	C クラス	約 320m ³ /h	約 100m	1 台
ディーゼル消火ポンプ	常設	C クラス	約 650m ³ /h	約 100m	2 台
A、B 淡水タンク	常設	C クラス	約 3,000m ³	—	2 基
N o. 1、2 淡水タンク	常設	C クラス	約 3,000m ³	—	2 基
A、B 内部スプレポンプ（自己冷却）	常設	S クラス	約 423m ³ /h	約 124m	2 台
燃料取替用水タンク	常設	S クラス	約 1,720m ³	—	1 基
可搬式代替低圧注水ポンプ	可搬	—	約 150m ³ /h	約 150m	2 台 (予備 1 台)
電源車（可搬式代替低圧ポンプ用）	可搬	—	約 610kVA	—	2 台 (予備 1 台)
送水車	可搬	—	約 300m ³ /h	約 130m	2 台 (予備 1 台)
恒設代替低圧注水ポンプ	常設	— (S クラスに適用される地震力と同等)	約 120m ³ /h	約 165m	1 台
原子炉下部キャビティ注水ポンプ	常設	— (S クラスに適用される地震力と同等)	約 120m ³ /h	約 165m	1 台
海水ポンプ	常設	S クラス	約 3,200m ³ /h	約 30m	4 台

第 2.2.1.9.2.8 表 多様性拡張設備仕様表（第 2.2.1.9.1.8 表関連）（その 1）

機器名称	常設 ／可搬	耐震性	容量	揚程	台数
電動消火ポンプ	常設	C クラス	約 320m ³ /h	約 100m	1 台
ディーゼル消火ポンプ	常設	C クラス	約 650m ³ /h	約 100m	2 台
A、B 淡水タンク	常設	C クラス	約 3,000m ³	—	2 基
N o. 1、2 淡水タンク	常設	C クラス	約 3,000m ³	—	2 基
燃料取替用水ポンプ	常設	S クラス	約 30m ³ /h	約 60m	2 台
燃料取替用水タンク	常設	S クラス	約 1,720m ³	—	1 基
原子炉下部キャビティ注水ポンプ	常設	— (S クラスに適用される地震力と同等)	約 120m ³ /h	約 165m	1 台
恒設代替低圧注水ポンプ	常設	— (S クラスに適用される地震力と同等)	約 120m ³ /h	約 165m	1 台
海水ポンプ	常設	S クラス	約 3,200m ³ /h	約 30m	4 台

第 2.2.1.9.2.8 表 多様性拡張設備仕様表（第 2.2.1.9.1.8 表関連）（その 2）

機器名称	常設 ／可搬	耐震性	容量	揚程	台数
可搬式代替低圧注水ポンプ	可搬	—	約 150m ³ /h	約 150m	2 台 (予備 1 台)
電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)	可搬	—	約 610kVA	—	2 台 (予備 1 台)
送水車	可搬	—	約 300m ³ /h	約 130m	2 台 (予備 1 台)
A、B 内部スプレポンプ (自己冷却)	常設	S クラス	約 423m ³ /h	約 124m	2 台

第 2.2.1.9.2.9 表 多様性拡張設備仕様表 (第 2.2.1.9.1.9 表関連)

機器名称	常設 ／可搬	耐震性	検出方式／容量	測定範囲 ／吐出圧力	台数
ガスクロマトグラフ	可搬	—	熱伝導度型検出器	0%～100%	1 台
格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置	常設	C クラス	約 600NL/h	約 20kPa [gage]	1 台

第 2.2.1.9.2.10 表 多様性拡張設備仕様表（第 2.2.1.9.1.10 表関連）

機器名称	常設 ／可搬	耐震性	検出方式／容量	計測範囲／揚程	台数
アニラス内水素濃度計測装置	常設	S クラス	熱伝導式	0～20vol%	1 台
格納容器排気筒高レンジガスマニタ	常設	C クラス	GM 管	約 $10^1 \sim 10^7$ cpm	1 個
格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	常設	S クラス	電離箱	約 $10^3 \sim 10^8$ mSv/h	2 個
可搬型格納容器内水素濃度計装装置	可搬	—	熱伝導式	約 0～20vol%	1 台 (予備 1 台)
大容量ポンプ	可搬	—	約 $1,440 \text{m}^3/\text{h}$	約 120m	2 台 (予備 1 台)
可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	可搬	—	約 $1 \text{m}^3/\text{h}$	—	1 台 (予備 1 台)
可搬型格納容器ガス試料圧縮装置	可搬	—	約 $0.6 \text{m}^3/\text{h}$	—	1 台 (予備 1 台)
格納容器雰囲気ガスサンプリング 冷却器	常設	— (S クラスに 適用される地 震力と同等)	約 4.4kW	—	1 基
格納容器雰囲気ガスサンプリング 湿分分離器	常設	— (S クラスに 適用される地 震力と同等)	約 22L	—	1 基

第 2.2.1.9.2.11 表 多様性拡張設備仕様表（第 2.2.1.9.1.11 表関連）

機器名称	常設 ／可搬	耐震性	容量	揚程	台数
燃料取替用水タンク	常設	S クラス	約 1,720m ³	—	1 基
燃料取替用水ポンプ	常設	S クラス	約 30m ³ /h	約 60m	2 台
2 次系純水タンク	常設	C クラス	約 1,500m ³	—	1 基
2 次系純水ポンプ	常設	C クラス	約 150m ³ /h	約 35m	2 台
N o. 1、2 淡水タンク	常設	C クラス	約 3,000m ³	—	2 基
電動消火ポンプ	常設	C クラス	約 320m ³ /h	約 100m	1 台
ディーゼル消火ポンプ	常設	C クラス	約 650m ³ /h	約 100m	2 台
A、B 淡水タンク	常設	C クラス	約 3,000m ³	—	2 基
1 次系純水タンク	常設	B クラス	約 510m ³	—	1 基
1 次系純水ポンプ	常設	B クラス	約 40m ³ /h	約 70m	2 台
消防ポンプ	可搬	—	約 36.0～ 約 54.0m ³ /h	約 80～ 約 100m	20 台 ^{※1}
ゴムシート 鋼板 防水テープ 吸水性ポリマー 補修材 ロープ（吊り降ろし用）	可搬	—	—	—	1 式
使用済燃料ピット水位 (狭域)	常設	C クラス	—	—	2 個
使用済燃料ピット温度	常設	C クラス	—	—	1 個
使用済燃料ピット区域 エリアモニタ	常設	C クラス	—	—	1 個
携帯型水温計	可搬	—	—	—	1 台
携帯型水位計	可搬	—	—	—	1 台
携帯型水位、水温計	可搬	—	—	—	1 台

※ 1 消防ポンプ 予備 1 台含む

第 2.2.1.9.2.12 表 多様性拡張設備仕様表（第 2.2.1.9.1.12 表関連）

機器名称	常設 ／可搬	耐震性	容量	揚程	台数
化学消防自動車	可搬	—	水槽：1,300ℓ 泡原液：500ℓ	—	1 台
小型動力ポンプ付水槽車	可搬	—	5,000ℓ	—	1 台
泡消火剤等搬送車	可搬	—	1,500ℓ	—	1 台
送水車（消火用）	可搬	—	—	—	1 台
中型放水銃	可搬	—	—	—	1 台
泡原液搬送車	可搬	—	5,000ℓ	—	2 台
放射性物質吸着剤	可搬	—	5,000kg	—	1 式

第 2.2.1.9.2.13 表 多様性拡張設備仕様表（第 2.2.1.9.1.13 表関連）（その 1）

機器名称	常設 ／可搬	耐震性	容量	揚程	台数
2 次系純水タンク	常設	C クラス	約 1,500m ³	—	1 基
電動補助給水ポンプ	常設	S クラス	約 85m ³ /h	約 950m	2 台
タービン動補助給水ポンプ	常設	S クラス	約 170m ³ /h	約 950m	1 台
脱気器タンク	常設	C クラス	約 350m ³	—	1 基
主給水ポンプ	常設	C クラス	約 2,700t/h	約 710m	3 台
蒸気発生器水張りポンプ	常設	C クラス	約 135m ³ /h	約 830m	1 台
海水ポンプ	常設	S クラス	約 3,200m ³ /h	約 30m	4 台
2 次系純水ポンプ	常設	C クラス	約 150m ³ /h	約 35m	2 台
N o. 1、2 淡水タンク	常設	C クラス	約 3,000m ³	—	2 基
電動消火ポンプ	常設	C クラス	約 320m ³ /h	約 100m	1 台
ディーゼル消火ポンプ	常設	C クラス	約 650m ³ /h	約 100m	2 台
A、B 淡水タンク	常設	C クラス	約 3,000m ³	—	2 基
消防ポンプ	可搬	—	約 36m ³ /h～ 約 54m ³ /h	約 80m～ 約 100m	19 台 (予備 1 台)
1 次系純水タンク	常設	B クラス	約 510m ³	—	1 基
1 次系純水ポンプ	常設	B クラス	約 40m ³ /h	約 70m	2 台
ほう酸タンク	常設	S クラス	約 30.3m ³	—	2 基
ほう酸ポンプ	常設	S クラス	約 17m ³ /h	約 72m	3 台

第 2.2.1.9.2.13 表 多様性拡張設備仕様表（第 2.2.1.9.1.13 表関連）（その 2）

機器名称	常設 ／可搬	耐震性	容量	揚程	台数
充てん／高圧注入ポンプ	常設	S クラス	約 34m ³ /h～ 約 147m ³ /h	約 732m～ 約 1,770m	3 台
加圧器逃がしタンク	常設	B クラス	約 36.8m ³	—	1 基
格納容器冷却材ドレンポンプ	常設	B クラス	A：約 11.4m ³ /h B：約 34.1m ³ /h	約 53m	2 台
使用済燃料ピットポンプ	常設	B クラス	約 523m ³ /h	約 38m	2 台
可搬式代替低圧注水ポンプ	可搬	—	約 150m ³ /h	約 150m	2 台 (予備 1 台)
電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	可搬	—	約 610kVA	—	2 台 (予備 1 台)
恒設代替低圧注水ポンプ	常設	— (S クラスに 適用される地 震力と同等)	約 120m ³ /h	約 165m	1 台
原子炉下部キャビティ注水ポンプ	常設	— (S クラスに 適用される地 震力と同等)	約 120m ³ /h	約 165m	1 台

第 2.2.1.9.2.13 表 多様性拡張設備仕様表（第 2.2.1.9.1.13 表関連）（その 3）

機器名称	常設 ／可搬	耐震性	容量	揚程	台数
送水車	可搬	—	約 300m ³ /h	約 130m	2 台 (予備 1 台)
A 余熱除去ポンプ	常設	S クラス	約 852m ³ /h (安全注入時及び再循環時) 約 681m ³ /h (余熱除去時)	約 73m (安全注入時及び再循環時) 約 82m (余熱除去時)	1 台
格納容器再循環サンプ	常設	S クラス	—	—	2 基
格納容器再循環サンプスクリーン	常設	S クラス	約 1,698m ³ /h	—	2 個

第 2.2.1.9.2.14 表 多様性拡張設備仕様表（第 2.2.1.9.1.14 表関連）

機器名称	常設 ／可搬	耐震性	公称電圧	容量	数
予備変圧器 2 次側恒設ケーブル	常設	C クラス	6,600V	660A	1 組
号機間電力融通恒設ケーブル (1, 2 号～3 号)	常設	—	6,600V	510A	1 組
			6,600V	390A	1 組
電源車	可搬	転倒評価	6,600V	約 610kVA	2 台 (予備 1 台)

第 2.2.1.9.2.15 表 多様性拡張設備仕様表（第 2.2.1.9.1.15 表関連）

機器名称	常設／可搬	耐震性	容量	数量
可搬型バッテリ (炉外核計装盤、放射線監視盤)	可搬	—	4,500Wh／個他	18 台
ジャンパ器具	可搬	—	—	1 式
ユニット総合管理計算機	常設	C クラス	—	1 式

機器名称	常設／可搬	耐震性	計測範囲	数量
1 次系冷却水タンク圧力	常設	C クラス	0~500kPa[gage]	1 台

第 2.2.1.9.2.16 表 多様性拡張設備仕様表（第 2.2.1.9.1.16 表関連）

機器名称	常設／可搬	耐震性	照度（ルクス）
中央制御室非常用照明	常設	C クラス	200 ルクス
チェンジングエリア非常用照明	常設	C クラス	20 ルクス以上

2.2.2 国内外の最新の科学的知見及び技術的知見

国内外の最新の科学的知見及び技術的知見（以下「新知見」という。）に関して、原子炉施設における保安活動へ適切に反映するため、新知見に関する情報の収集、分析・評価、反映に係る仕組みを整備しており、保安活動の継続的な改善へと展開している。

原子力発電については、実用化以降現在に至るまで、技術的な進歩等により安全性、信頼性の向上に有効な多くの新しい知見が得られてきている。

美浜発電所3号機の建設に当たっては、その当時の知見を設計に反映するとともに、営業運転開始後に得られた新たな知見についても評価のうえ、設備改造や運用面の改善等により適切に反映してきた。

例えば、2011年3月に発生した福島第一原子力発電所事故から得られた知見については、原子炉等規制法等に新規制基準として反映（2013年7月に改正施行）され、当社は、これに適合すべく設計基準事象及び重大事故等に係る安全対策へ反映している。

また、この事故から得られた教訓として、「発生確率が極めて小さいとして、シビアアクシデントへの取組みが不十分だったのではないか」、「法令要求を超えて、安全性を自ら向上させるという意識が低かったのではないか」、「世界の安全性向上活動に学び、改善していくという取組みが不足していたのではないか」との点を踏まえ、原子力発電の特性とリスクを十分認識し、絶えずリスクを抽出及び評価し、それを除去又は低減する取組みを継続することで、原子力発電の安全性の更なる向上に取り組んできている。

ここでは、原子力安全に係るリスクの除去、低減及びプラントの安全性、信頼性の向上に資する重要な新知見について、以下の分野ごとに収集結果及びそれらの反映状況を示す。

- a. 発電用原子炉施設の安全性を確保する上で重要な設備に関する、より一層の安全性の向上を図るための安全に係る研究等（以下「安全に係る研究」という。）
- b. 国内外の原子力施設の運転経験から得られた教訓

- c. 確率論的リスク評価を実施するために必要なデータ
- d. 国内外の基準等
- e. 国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報以外）
- f. 国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報）
- g. 設備の安全性向上に係るメーカ提案

2.2.2.1 新知見の収集方法

(1) 収集の仕組み

a. 安全に係る研究

当社が実施した研究は、社内のデータベース「研究業務支援システム」にて管理することとなっており、各所管箇所が行った安全に係る研究の成果については、このシステムより情報を入手する。

その他、国内外の機関が実施した安全に係る研究の成果については、(一財)電力中央研究所、日本エヌ・ユー・エス(株)等の協力を得て公開情報を収集し、電気事業連合会を構成する事業者等にて共同でスクリーニングを行う仕組みを整備している。

研究の成果は、設計管理における設計へのインプット要求事項にあげており、新たな設備の設置や既設備の原設計の変更等を実施する際には、新たな研究成果がないか確認する。

実機への反映については、各所管箇所が、研究成果を踏まえプラントの設備や運用への反映方法を検討する。この際、必要に応じて設置変更許可申請、設計及び工事計画認可申請等の手続きを行い、実機に反映する。

b. 国内外の原子力施設の運転経験から得られた教訓

原子力発電所の安全、安定運転を確保し、より安全性、信頼性を維持、向上させるためには、厳正な運転管理、施設管理等を行うことはもとより、美浜発電所3号機での事故、故障等の経験を含めた国内外の原子力施設の運転による事故、故障等から得られた教訓について新たな知見として採り上げ、再発防止対策を反映することが重要である。当社はこの仕組みを未然防止処置として整備しており、設備及び運用管理の継続的な改善活動を展開している。

国内外の原子力施設の運転経験から得られた教訓については、この未然防止処置の仕組みを通じて入手した情報をもとに記載する。以降にこの仕組みの概要を示す。

当社原子力発電所の事故、故障等は、当該発電所で原因の究明、再発防止対策の立案が行われたうえで、その情報が原子力事業本部に送付される。

国内他社原子力施設の事故、故障等の情報は、原子力施設情報公開ライブラリー（以下「ニューシア」という。）の活用等により入手している。ニューシアは保安活動の向上の観点から産官学で情報を共有化することを目的に、（一社）原子力安全推進協会（以下「JANSI」という。）にて運営されているデータベースであり、2003年10月から運用が開始され、2007年5月に登録基準が追加されるとともに、2010年5月の設備更新にあわせて、運用の拡充がなされている。なお、2003年9月までについては、（財）電力中央研究所原子力情報センター（当時の名称。以下「NIPC」という。）にて国内外の原子力施設の事故、故障等の情報が一元的に収集、分析、評価されており、NIPCからの情報を活用してきた。

国外の原子力施設で発生した事故、故障等の情報については、米国原子力規制委員会（以下「NRC」という。）の情報、米国原子力発電協会（以下「INPO」という。）の情報、世界原子力発電事業者協会（以下「WANO」という。）の情報等を対象とし、JANSIの協力を得て入手し、検討を行っている。

これらの情報は、JANSI、（株）原子力安全システム研究所、加圧水型軽水炉を保有する事業者、プラントメーカ等で構成されるPWR海外情報検討会において検討され、反映が必要と判断されたものは提言等として事業者に通知される。

このほか、未然防止処置の仕組みにおいては、原子力施設以外の情報として、当社他部門（火力、工務等）や他産業における不具合情報についても採り上げ、同種不適合の再発防止、設備改善等に資することとしている。

入手した情報は、原子力事業本部において、当社プラントの安全面、設備面、運転管理面から直接関係する事例を抽出し、必要

な改善対策の検討を行っている。また、検討の結果、発電所にて反映が必要な事項については、原子力事業本部から発電所等に改善対策の指示を行っている。

なお、原子力事業本部での検討においては、適宜、発電所と意見を交換しつつ未然防止処置の要否、未然防止処置内容の検討を行っている。

また、国内の他の電気事業者（以下「国内事業者」という。）が、公開を行った安全性向上評価にて抽出された安全性向上に資する自主的な追加措置（以下「追加措置」という。）を収集し、当社プラントへの反映要否を検討する仕組みを整備している。

c. 確率論的リスク評価を実施するために必要なデータ

確率論的リスク評価を実施するために必要なデータについては、当社プラント固有の運転実績に関する情報の蓄積のほか、当社が原子力発電所を有する電力会社と共に実施した研究（以下「電力共通研究」という。）の成果等を通じて、入手することとしている。このほか、国内外の知見について、（一財）電力中央研究所、プラントメーカー等の協力を得て、情報収集の仕組みを整備している。

d. 国内外の基準等

国内の安全審査指針類については、従来から設置変更許可申請にあわせて最新のものが取り入れられている。具体的には、設置変更許可申請に際して、申請案件に係る設置変更許可申請及び安全審査に係る実施体制が定められ、各所管箇所が分担して設置変更許可申請書を作成する。申請書の作成にあたり各所管箇所が関連する安全審査指針類を確認することから、その過程において、最新の安全審査指針類がプラント設計や設備、運用に反映されることとなる。

民間規格類については、それらが制定、改訂された後、国による技術評価を経て規制に取り入れられるものもあるため、原子力発電所の安全性、信頼性を確保するうえでは、これら民間規格類

の制定、改訂動向を把握し、適宜、既設プラントの設計面や設備の運用面に反映していくことが重要である。

このことから、各所管箇所において、設置変更許可、設計及び工事計画認可等の申請、定期事業者検査要領書及び社内標準の制定、改正の際に、民間規格類の制定、改訂に係る状況を確認し、適宜、反映することとしている。その他の民間規格についても、必要に応じて社内標準等への反映を行っている。

国外の基準等については、日本エヌ・ユー・エス（株）の協力を得て公開情報を収集し、電気事業連合会を構成する事業者等にて共同でスクリーニングを行う仕組みを整備しており、既設プラントの安全性、信頼性の確保や、今後、国内規制化された場合における対応の円滑化の観点から、制定、改訂に係る動向を把握することとしている。

e. 国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報以外）

国際機関及び国内外の学会等の情報については、国内関係機関、海外電力会社及び海外の団体等との情報交換を通じて入手するほか、（一財）電力中央研究所、日本エヌ・ユー・エス（株）の協力を得て公開情報を収集し、電気事業連合会を構成する事業者等にて共同でスクリーニングを行う仕組みを整備している。これら国内外の先進事例に係る情報の収集を通じて、適宜、既設プラントの設計や設備、運用の改善に役立てることとしている。

f. 国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報）

自然現象に関する情報については、電気事業連合会や（一財）電力中央研究所等の協力を得て、情報を収集する仕組みを整備している。

入手した情報は、社内の「耐震・耐津波情報検討会」、「竜巻・火山情報検討会」において、当社プラントへの反映要否に関する検討を行っており、既設プラントの設計、設備運用の前提となっている条件の変更を要するような情報の有無を把握し、適切に管

理することとしている。

g. 設備の安全性向上に係るメーカー提案

メーカー提案に関する情報については、従来より施設管理の仕組みの中で、メーカーから設備の運用・保守性の向上や設備改善の推奨提案、部品の製造中止情報等を受け、既設プラントへの反映要否を検討している。

(2) 収集期間

新知見に関する情報の収集期間は、2015年4月1日^{※1}から評価時点となる第26回定期事業者検査終了日（2022年9月26日）までを基本とする。

なお、収集対象の分野によって、例えば数ヶ月ごとや年度ごとにまとめて入手する情報もあるため、当社が整備している情報収集の仕組みを通じて、上記収集期間に入手した情報を検討対象とする。

※1：美浜発電所3号機の前回定期安全レビューの評価期間
(2005年4月1日～2015年3月31日)との連続性を考慮

(3) 収集対象

各収集分野における新知見に関する情報の収集対象は以下のとおりとする。

a. 安全に係る研究

収集対象とする研究成果は、当社が実施した研究（以下「自社研究」という。）及び電力共通研究、原子力規制委員会等が実施している安全規制のための研究開発並びに国外機関が実施している研究開発とする。

具体的な収集対象を第2.2.2.1表「安全に係る研究の収集対象」に示す。

b. 国内外の原子力施設の運転経験から得られた教訓

原子力施設の安全性、信頼性に係る運転経験から得られた教訓を反映する仕組み（未然防止処置）を通じて入手した情報（当社原子力発電所、国内他社及び国外原子力施設の不具合情報等）及び原子力規制委員会が文書で指示等を行った事項、並びに国内事

業者の安全性向上評価にて抽出された追加措置を収集対象とする。

具体的な収集対象を第2.2.2.2表「国内外の原子力施設の運転経験から得られた教訓の収集対象」に示す。

c. 確率論的リスク評価を実施するために必要なデータ

「3.1.3 内部事象及び外部事象に係る確率論的リスク評価（PRA）」を実施するうえで必要なデータについては、「原子力発電所の出力運転状態を対象とした確率論的リスク評価に関する実施基準（レベル1 PRA編）：2013」((一社)日本原子力学会発行)等の確率論的リスク評価を実施するにあたり参考とする実施基準に示される作業項目に該当するものを収集対象とする。

具体的な収集対象を第2.2.2.3表「確率論的リスク評価を実施するために必要なデータの収集対象」に示す。

d. 国内外の基準等

国内の民間規格類として、原子力発電所の設計、運用に適用されている、(一社)日本電気協会、(一社)日本機械学会、(一社)日本原子力学会の発行する規格基準類及び原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。）が発行したレポート、ガイド類を収集対象とする。

また、国外の規格基準類については、原子力発電所を有する諸外国及び国際機関のうち、公開情報等を通じて規制動向の把握が可能な米国、欧州主要国及び国際機関の基準類を収集対象とする。

具体的な収集対象を第2.2.2.4表「国内外の基準等の収集対象」に示す。

e. 國際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報以外）

国際機関及び国内外の学会活動として、各種委員会や大会での報告、論文発表がなされており、原子力発電所の安全性、信頼性の維持、向上に関連する先進事例が発信されている。公開情報等を通じて、これらの検討状況の把握が可能な主要機関、学会等の情報を収集対象とする。

具体的な収集対象を第2.2.2.5表「国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報以外）の収集対象」に示す。

f. 国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報）

自然現象（地震、津波、竜巻、火山）に関する情報として、国の機関等の報告、学協会等の大会報告、論文、雑誌等の刊行物、海外情報等を収集対象とする。

具体的な収集対象を第2.2.2.6表「国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報）の収集対象」に示す。

g. 設備の安全性向上に係るメーカ提案

メーカから得られる設備の安全性、信頼性の維持、向上に関する提案を収集対象とする。

具体的な収集対象を第2.2.2.7表「設備の安全性向上に係るメーカ提案」に示す。

(4) 整理、分類方法

収集対象の情報について、検討対象とする情報を以下の考え方により整理、分類した。

a. 安全に係る研究

自社研究、電力共通研究については、収集対象期間中に研究開発が完了したものを対象とし、その研究成果がプラントの設備設計や社内マニュアル等へ反映されたものを新知見に関する情報として抽出し、記載対象とする。なお、未反映の研究成果のうち、将来の活用が見込まれるものについては、参考情報として整理し、今後の安全性向上評価のタイミングにおいて活用状況を確認する。

自社研究、電力共通研究に係る新知見に関する情報の整理、分類の考え方を第2.2.2.1図「安全に係る研究の整理、分類方法（自社研究、電力共通研究）」に示す。

国内機関、国外機関の研究開発については、収集対象期間中に研究成果が公表されたものの中から、当社プラントへの適用性を踏まえ、原子力施設の安全性、信頼性の維持、向上の観点で、有効と思われるものを新知見に関する情報として抽出し、記載対象

とする。また、直ちに当社プラントへの反映は不要であるが、今後の動向を把握すべきものについては、参考情報として抽出し、記載対象とするとともに、今後の安全性向上評価のタイミングにおいて情報分類に変更がないか確認する。

国内機関、国外機関の研究開発に係る新知見に関する情報については、第2.2.2.5図「国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報以外）の整理、分類方法」に示す整理、分類方法とする。

b. 国内外の原子力施設の運転経験から得られた教訓

国内外の原子力施設において発生した事故、故障等の情報を反映する仕組みは、第2.2.2.2図「国内外の原子力施設の運転経験から得られた教訓の整理、分類方法」に示すとおりであり、事故、故障等の情報を踏まえ、美浜発電所3号機の同一機器、設備又は類似設備に対する評価、検討を行い、同種トラブルの発生防止の観点から未然防止処置が必要と判断されたものを新知見に関する情報として抽出し、記載対象とする。

原子力規制委員会が文書で指示等を行った事項については、収集対象期間中に発出されたもののうち、美浜発電所3号機が対象となっているものを抽出し、記載対象とする。

収集対象期間中に提出された国内事業者の安全性向上評価届出書にて抽出された追加措置については、当社プラントへの適用性を踏まえ、原子力施設の安全性、信頼性の維持、向上の観点で、有効と思われるものを新知見に関する情報として抽出し、記載対象とする。

c. 確率論的リスク評価を実施するために必要なデータ

確率論的リスク評価を実施するうえで必要なデータとして、収集対象期間中に入手したデータについて、新規性の有無、美浜発電所3号機の確率論的リスク評価への適用性を踏まえ、新知見及び参考情報に関する情報を抽出する。

確率論的リスク評価を実施するうえで必要なデータに係る新知

見及び参考情報に関する情報の整理、分類の考え方を第 2.2.2.3 図「確率論的リスク評価を実施するために必要なデータの整理、分類方法」に示す。

d. 国内外の基準等

国内の基準等の情報については、原子力発電所に適用されるものの中から、収集対象期間中に新たに制定若しくは改定され、発刊された民間規格類を対象とし、国の技術評価を受ける等により、安全規制に取り入れられた民間規格類を抽出する。また、未だ具体的な安全規制へ取り入れられていないものについても、当社プラントの設備設計や運用面等に活用している民間規格類を抽出する。

国内の基準等に係る新知見に関する情報の整理、分類の考え方を第 2.2.2.4 図「国内外の基準等の整理、分類方法（国内規格基準）」に示す。

国外の基準等の情報については、当社プラントへの適用性を踏まえ、原子力施設の安全性、信頼性の維持、向上の観点で、有効と思われるものを抽出し、記載対象とする。また、直ちに当社プラントへの反映は不要であるが、今後の動向を把握すべきものについては、参考情報として抽出し、記載対象とするとともに、今後の安全性向上評価のタイミングにおいて情報分類に変更がないか確認する。

国外の基準等に係る新知見に関する情報については、第 2.2.2.5 図「国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報以外）の整理、分類方法」に示す整理、分類方法とする。

e. 国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報以外）

国際機関及び国内外の学会等の情報については、当社プラントへの適用性を踏まえ、原子力施設の安全性、信頼性の維持、向上の観点で、有効と思われるものを抽出し、記載対象とする。また、直ちに当社プラントへの反映は不要であるが、今後の動向を把握

すべきものについては、参考情報として抽出し、記載対象とするとともに、今後の安全性向上評価のタイミングにおいて情報分類に変更がないか確認する。

収集対象の情報の整理、分類の考え方を第2.2.2.5図「国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報以外）の整理、分類方法」に示す。

f. 国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報）

自然現象に関する情報から、地震、津波、竜巻及び火山の各現象に対する原子力施設の安全性に関連する可能性のある情報を抽出し、原子力施設への適用範囲や適用条件、設計、評価への反映の要否等の観点から、以下のとおり分類した。

① 反映が必要な新知見情報（記載対象）

客観的な根拠、関連するデータ等の蓄積された新たな知見を含み、国内の原子力施設での諸条件を考慮して、適用範囲、適用条件が合致し、設計、評価への反映が必要な情報（現状評価の見直しの必要性があるもの）。

② 新知見関連情報（記載対象）

客観的な根拠、関連するデータ等の蓄積された新たな知見を含むものの、設計、評価を見直す必要がない情報（現状評価の見直しの必要がないもの）。

③ 参考情報（記載対象外）

今後の研究動向等によっては、設計、評価に対する信頼性及び裕度向上につながりうる情報。

④ 検討対象外情報（記載対象外）

基礎的な研究等のため、反映が必要な新知見情報、新知見関連情報及び参考情報には分類されない情報。

自然現象に係る新知見に関する情報の整理、分類の考え方を第2.2.2.6図「国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報）の整理、分類方法」に示す。

なお、地震、津波に対する原子力施設の安全性に関する知見

の整理、分類については、2009年5月8日付け指示文書「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等のための取組について」（平成21・04・13原院第3号）に基づき、2009年度から2015年度まで継続的に実施し、原子力安全・保安院又は原子力規制委員会に報告してきた。その後、2016年6月27日付け文書「「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等について（内規）」を用いないことについて（通知）（原規規発第1606278号）」により報告は不要となつたが、知見の収集等に係る取組みは現在も継続しており、本項で示す地震、津波に関する知見の整理、分類方法は、この取組みと同様の方法である。

g. 設備の安全性向上に係るメーカ提案

メーカ提案については、原子力事業本部にて原則年1回実施している長期保全計画検討会において、検討・採用された案件から当該プラントの安全性向上に資すると判断される知見を抽出する。

2.2.2.2 安全性向上に資する新知見情報

今回「2.2.2.1 新知見の収集方法」に基づき収集した情報は、全収集分野の総計で約 360,000 件であった。これを「2.2.2.1(4) 整理、分類方法」に基づき収集分野ごとに整理、分類した結果を以下に示す。

(1) 新知見情報の収集結果

a. 安全に係る研究

安全に係る研究から抽出された新知見に関する情報の収集結果を以下に示す。

(a) 自社研究、電力共通研究

美浜発電所 3 号機に反映した安全研究成果について、3 件抽出された。抽出結果を第 2.2.2.8 表「美浜発電所 3 号機に反映した安全研究成果（自社研究、電力共通研究）」に示す。

(b) 国内機関、国外機関の安全に係る研究開発

① 反映が必要な新知見情報

反映が必要な新知見情報について、2 件抽出された。抽出結果を第 2.2.2.9 表「国内機関、国外機関の安全に係る研究開発のうち反映が必要な新知見情報」に示す。

② 参考情報

参考情報について、14 件抽出された。抽出結果を第 2.2.2.10 表「国内機関、国外機関の安全に係る研究開発に関する参考情報」に示す。

b. 国内外の原子力施設の運転経験から得られた教訓

国内外の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見に関する情報の収集結果を以下に示す。

(a) 当社の原子力施設の運転経験から得られた教訓

当社の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見情報については、25 件抽出された。抽出結果を第 2.2.2.11 表「当社の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見」に示す。

(b) 国内の原子力施設の運転経験から得られた教訓

国内の原子力施設の運転経験から得られた教訓のうち反映が必要な新知見情報について、51 件抽出された。抽出結果を第 2.2.2.12 表「国内の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見」に示す。

(c) 国外の原子力施設の運転経験から得られた教訓

国外の原子力施設の運転経験から得られた教訓のうち反映が必要な新知見情報について、16 件抽出された。抽出結果を第 2.2.2.13 表「国外の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見」に示す。

(d) 原子力規制委員会指示文書等

原子力規制委員会指示文書及び被規制者向け情報通知文書のうち、美浜発電所 3 号機が対象のものについて、11 件抽出された。抽出結果を第 2.2.2.14 表「原子力規制委員会指示文書リスト及び被規制者向け情報通知文書とその対応」に示す。

(e) 国内事業者の安全性向上評価届出書にて抽出された追加措置

国内事業者の安全性向上評価届出書にて抽出された追加措置のうち、反映が必要な新知見情報は、抽出されなかった。

c. 確率論的リスク評価を実施するために必要なデータ

確率論的リスク評価を実施するために必要なデータにおける新知見及び参考情報について、新知見情報が 6 件抽出された。抽出結果を第 2.2.2.15 表「確率論的リスク評価を実施するために必要なデータにおける新知見」に示す。

d. 国内外の基準等

国内外の基準等に係る新知見に関する情報の収集結果を以下に示す。

(a) 国内の規格基準

新知見に関する情報について、21 件抽出された。抽出結果を第 2.2.2.16 表「国内の規格基準等に係る新知見情報」に示す。

(b) 国外の規格基準

反映が必要な新知見情報は抽出されなかった。

e. 國際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報以外）

自然現象に関する情報以外の新知見に関する情報の収集結果を以下に示す。

① 反映が必要な新知見情報

反映が必要な新知見情報は抽出されなかった。

② 参考情報

参考情報について 17 件抽出された。抽出結果を第 2.2.2.17 表「国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報以外）に係る参考情報」に示す。

f. 國際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報）

自然現象に係る新知見に関する情報の収集結果を以下に示す。

① 反映が必要な新知見情報

反映が必要な新知見情報として竜巻関連の情報 1 件が抽出された。抽出結果を第 2.2.2.18 表に示す。

② 新知見関連情報

新知見関連情報については、地震関連が 25 件、津波関連が 4 件、竜巻関連が 16 件、火山関連が 2 件抽出された。抽出結果を第 2.2.2.19 表「国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報）に係る新知見関連情報」に示す。

g. 設備の安全性向上に係るメーカ提案

メーカ提案からの新知見として、1 件抽出された。抽出結果を第 2.2.2.20 表「設備の安全性向上に係るメーカ提案に係る新知見情報」に示す。

(2) まとめ

今回の評価対象期間に収集した新知見に関する情報に対して評価を行い、安全性向上に資すると判断し、美浜発電所 3 号機に反映すべき知見を抽出した。

美浜発電所3号機に反映すべき知見については、その反映状況を確認し、既に反映されていること又は反映に向けた検討が進められていることを確認した。

このことから、新知見に関する情報の収集、評価及びプラントへの反映に係る仕組みは適切に機能しており、この仕組みに係る新たな改善事項は認められなかった。

第 2.2.2.1 表 安全に係る研究の収集対象

区分	収集対象
自社研究及び電力共通研究	<ul style="list-style-type: none"> ・自社研究 ・電力共通研究
国内機関の研究開発	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省（M E T I） ・日本原子力研究開発機構（J A E A） ・原子力規制委員会（N R A）
国外機関の研究開発	<ul style="list-style-type: none"> ・経済協力開発機構／原子力機関（O E C D／N E A） ・国際 P S A M*協会 ・米国 原子力規制委員会（N R C） N U R E G／C R 報告書 ・米国 電力研究所（E P R I） ・E U 安全研究（N U G E N I A） ・欧洲 原子力学会（E N S） ・欧洲 技術安全機関（E U R O S A F E）

※ Probabilistic Safety Assessment and Management

第 2.2.2.2 表 国内外の原子力施設の運転経験から得られた教訓の収集対象

区分	収集対象
国内及び国外不具合情報	<ul style="list-style-type: none"> ・当社原子力発電所不具合情報 ・国内他社原子力発電所、原子燃料サイクル事業者等不具合情報 (ニューシア情報(トラブル情報、保全品質情報)) ・国外原子力発電所不具合情報 米国 原子力規制委員会(NRC)情報 米国 原子力発電運転協会(INPO)情報 世界原子力発電事業者協会(WANO)情報 国際原子力機関(IAEA)のIRS^{*1}情報 (INES^{*2}≥2) 仏国 安全規制当局(ASN)情報 ・国内外メーカ情報 ・原子力安全推進協会重要度文書 ・国内事業者の安全性向上評価届出書における追加措置
原子力規制委員会指示事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会指示文書(旧原子力安全・保安院指示文書を含む) ・被規制者向け情報通知文書

※1 International Reporting System for Operating Experience

※2 International Nuclear Event Scale

第 2.2.2.3 表 確率論的リスク評価を実施するために必要なデータの収集対象

項目	収集対象
プラント情報の調査	プラントの設計、運用等のデータ他
ハザード評価	第 2.2.2.6 表 (1 / 3) を参照
フラジリティ評価	電力共通研究
システム評価 (CDF 評価／CFF 評価*)	<ul style="list-style-type: none"> ・伊方プロジェクトにおける原子力リスク研究センター (N R R C) 技術諮問委員会 (T A C) 及び海外専門家レビューコメント ・電力中央研究所報告書 ・N R C 報告書 (N U R E G 等)
(1) 起因事象の選定及び発生頻度の設定／プラント損傷状態の分類及び発生頻度の定量化	
(2) 成功基準の設定	
(3) 事故シーケンスの分析	
(4) システム信頼性の評価	
(5) 信頼性パラメータの設定	
(6) 人的過誤の評価	
(7) 炉心損傷頻度／格納容器機能喪失頻度の定量化	
ソースターム評価	
被ばく評価	
上記以外の知見	
国内知見	<ul style="list-style-type: none"> ・電力共通研究 ・電力中央研究所報告書
海外知見	N R R C 技術諮問委員会 (T A C) コメント

※ 炉心損傷頻度評価を CDF 評価、格納容器機能喪失頻度評価を CFF 評価と表す。

第 2.2.2.4 表 国内外の基準等の収集対象

区分	収集対象
国内の規格基準	<ul style="list-style-type: none"> ・日本電気協会規格（規程（J E A C）、指針（J E A G）） ・日本機械学会規格 ・日本原子力学会標準 ・原子力エネルギー協議会技術レポート ・原子力エネルギー協議会ガイド文書
国外の規格基準	<ul style="list-style-type: none"> ・国際原子力機関（I A E A）基準 ・米国 原子力学会（A N S）基準 ・米国 連邦規則（1 0 C F R）連邦規制コード ・米国 N R C 審査ガイド(Reg.Guide) ・米国 N R C 標準審査指針（S R P） ・米国 暫定スタッフ指針（I S G） ・米国 原子力規制委員会（N R C）一般連絡文書（Bulletin, Generic Letter, Order） ・米国 原子力エネルギー協会（N E I）ガイダンス ・欧州連合（E U）指令 ・西欧原子力規制者会議（W E N R A）ガイダンス ・仏国 政令(décret)、省令(arrêté) ・仏国 基本安全規則（R F S）、原子力安全規制機関（A S N）ガイド ・仏国 原子力安全規制機関（A S N） 決定(décision)、見解(avis) ・独国 原子力技術基準委員会（K T A）基準 ・独国 連邦環境・自然保護・建設・原子炉安全省（B M U B）指針等 ・独国 原子力安全委員会（R S K）勧告 ・独国 放射線防護委員会（S S K）勧告 ・独国 廃棄物管理委員会（E S K）勧告 ・英國 基本安全原則（S A P）等 ・英國 技術評価、技術検査ガイド（T A G、T I G） ・スウェーデン 放射線安全庁 安全規則（S S M F S） ・フィンランド 政令、安全指針（Y V L）

第 2.2.2.5 表 国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報以外）の収集対象

区分	収集対象
国内の学会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・日本原子力学会（和文論文誌、Journal of Nuclear Science and Technology） ・日本機械学会（日本機械学会論文集、Mechanical Engineering Journal） ・日本電気協会 ・電気学会（論文誌B）
国際機関及び 国外の学会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・米国 原子力学会（A N S）（Nuclear Science and Engineering、Nuclear Technology） ・米国 機械学会（A S M E）（Journal of Nuclear Engineering and Radiation Science） ・Institute of Electrical and Electronic Engineers（I E E E）（Nuclear & Plasma Sciences Society） ・国際原子力機関（I A E A）会議資料、関連資料 ・米国 原子力エネルギー協会（N E I）会議資料 ・シビアアクシデント研究に関する欧州レビュー会議（E R M S A R）予稿 ・米国 原子力規制委員会（N R C）規制情報会議（R I C）セッション

第 2.2.2.6 表 国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報）の収集対象（1／3）（地震、津波）

区分	収集対象
国の機関等の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震調査研究推進本部 ・ 中央防災会議 ・ 地震予知連絡会 ・ 原子力規制庁 ・ 産業技術総合研究所 ・ 海上保安庁 ・ 他
学協会等の大会報告、論文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本機械学会 ・ 日本建築学会 ・ 日本地震学会 ・ 日本地震工学会 ・ 日本地質学会 ・ 日本原子力学会 ・ 日本活断層学会 ・ 日本堆積学会 ・ 日本学術会議 ・ 日本第四紀学会 ・ 日本海洋学会 ・ 日本船舶海洋工学会 ・ 日本自然災害学会 ・ 日本計算工学会 ・ 日本混相流学会 ・ 日本地すべり学会 ・ 日本応用地質学会 ・ 地盤工学会 ・ 土木学会 ・ 日本コンクリート工学会 ・ 日本地球惑星科学連合 ・ 歴史地震研究会 ・ 原子力安全推進協会 ・ 日本電気協会 ・ 他
雑誌等の刊行物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震研究所彙報 ・ 科学 ・ 月刊地球 ・ 他
海外情報等	<ul style="list-style-type: none"> ・ I A E A (International Atomic Energy Agency) ・ N R C (Nuclear Regulatory Commission) ・ A S M E (The American Society of Mechanical Engineers) ・ A G U (American Geophysical Union) ・ S S A (Seismological Society of America) ・ E E R I (Earthquake Engineering Research Institute) ・ U S G S (United States Geological Survey) ・ The Geological Society of London ・ I U G G (International Union of Geodesy and Geophysics) ・ 他
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力中央研究所 ・ 他

第 2.2.2.6 表 国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報）の収集対象（2／3）（竜巻）

区分	収集対象
国の機関等の報告	・環境省（原子力規制庁） ・気象庁
学協会等の大会報告、論文	・日本気象学会 ・土木学会 ・日本風工学会
雑誌等の刊行物	・Journal of Wind Engineering and Industrial Aerodynamics ・Boundary-layer Meteorology 他
その他	・電力中央研究所 他

第 2.2.2.6 表 国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報）の収集対象（3／3）（火山）

区分	収集対象
国の機関等の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省（原子力規制庁） ・気象庁 他
学協会等の大会報告、論文	<ul style="list-style-type: none"> ・日本第四紀学会 ・日本地質学会 ・日本地球惑星科学連合 ・日本堆積学会 ・日本応用地質学会 ・日本火山学会 ・日本地球化学会 他
雑誌等の刊行物	<ul style="list-style-type: none"> ・月刊地球 ・科学 他
海外情報等	<ul style="list-style-type: none"> ・Journal of Geophysical Research(Solid Earth) ・USGS Bulletin ・The Journal of the Geological Society ・Bulletin of Volcanology ・Journal of Volcanology and Geothermal Research ・Journal of Volcanology and Seismology ・Journal of Applied Volcanology ・Nature (GeoScience) 他
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・産業技術総合研究所 ・電力中央研究所 ・京都大学防災研究所 ・火山噴火予知連絡会 ・東京大学地震研究所 他

第 2.2.2.7 表 設備の安全性向上に係るメーカ提案

区分	収集対象
設備の安全性向上に係る メーカ提案	・長期保全計画検討会資料 他

第 2.2.2.8 表 美浜発電所 3 号機に反映した安全研究成果
(自社研究、電力共通研究)

No.	研究件名	研究概要	反映状況
1	原子力プラントの技術支援に関する研究（継続）	原子力災害時の対応能力向上のため、「シビアアクシデント解析技術の高度化」の開発を行う。	原子力総合防災訓練において、シビアアクシデント事象の解析結果を用いて、災害事象を想定した訓練を実施している。
2	燃料集合体 地震時制御棒挿入抗力に係る研究	本研究では、今後実機に想定される燃料集合体の地震応答を包含する範囲の試験データを取得するとともに、制御棒挿入性評価における燃料集合体の制御棒挿入抗力の妥当性を検証し、挿入時間評価手法の影響検討を行う。	「美浜発電所 3 号機耐震性に関する説明書に係る補足説明資料 制御棒挿入性の評価について」において、研究結果を用いて、変位抗力試験実施範囲と応答変位の比較を実施している。
3	PWR における過酷事故用電気計装品に関する経年劣化評価研究 Phase II（ケーブル）	重大事故等環境下において機能要求があるケーブルの経年劣化を踏まえた長期健全性の検証を実施している。具体的には対象ケーブルの供試体を熱、放射線による加速劣化し、その後に重大事故等環境を模擬した事故環境暴露試験を実施し、健全性を確認するものである。	研究成果を踏まえた寿命評価を実施中。

第2.2.2.9表 国内機関、国外機関の安全に係る研究開発のうち反映が必要な新知見情報

No.	表題	文献誌名	概要	反映状況
1	原子力発電所における高エネルギーアーク損傷(HEAF)に関する分析	NRA技術報告(NTEC-2016-1002)	HEAF試験の結果から得られたアークの放電特性、アーク放電による火災の発生、HEAF事象の熱的影響範囲に関する知見を取りまとめたもの	技術基準規則に反映(原規規発第1707197号(平成29年7月19日))され、これに伴い、保安電源設備において、高エネルギーのアーク放電による電気盤の損壊の拡大を防止することが要求されたことから、美浜3号機に対する必要な措置について工事計画の認可を受領し、必要な対策工事を実施済み。
2	中性子照射がコンクリートの強度に及ぼす影響	NRA技術報告(NTEC-2019-1001)	コンクリート骨材の石英含有率と中性子照射による累積放射線照射量が、コンクリートの強度に及ぼす影響に関する知見をとりまとめたもの	従来、高経年化技術評価においてコンクリートの強度低下が生じるとした中性子照射量よりも低い照射量にて強度低下が生じることが示されており、高経年化技術評価を実施する際は本知見を考慮するよう手順書に反映している。

第2.2.2.10表 国内機関、国外機関の安全に係る研究開発に関する参考情報

No.	表題	文献誌名
1	特殊環境下で使用可能な監視システム高度化	平成27年度発電用原子炉等安電対策高度化技術基盤整備事業報告書
2	薄型コアキャッチャーの技術開発に向けた基盤整備	平成27年度発電用原子炉等安全対策高度化技術基盤整備事業報告書
3	原子力発電施設に適用する制振装置開発に向けた基盤整備	平成27年度発電用原子炉等安全対策高度化技術基盤整備事業報告書
4	原子力発電所の建屋の材料、構造及び工法の高度化に向けた技術基盤整備	平成27年度発電用原子炉等安全対策高度化技術基盤整備事業報告書
5	軽水炉の重大事故の重要物理化学現象に係る実験	安全研究成果報告(RREP-2020-2001)
6	重大事故の事故シーケンスグループに係る事故進展解析	安全研究成果報告(RREP-2020-2002)
7	野島断層の断層破碎物質を用いた地震性すべりの直接的年代測定手法の検証	NRA技術報告(NTEC-2021-4001)
8	地震・津波及びその他の外部事象等に係る施設・設備のフラジリティ評価に関する研究	安全研究成果報告(RREP-2021-4001)
9	津波ハザード評価の信頼性向上に関する研究	安全研究成果報告(RREP-2021-4002)
10	人間工学に基づく人的組織的要因の体系的な分析に係る規制研究	安全研究成果報告(RREP-2022-2001)
11	経年配管を対象とした地震フラジリティ評価要領	JAEA-Research 2020-017
12	消化管吸収率に応じた内部被ばく線量係数(受託研究)	JAEA-Research 2021-001
13	Heat Release Rates of Electrical Enclosure Fires (HELEN-FIRE) (NRCによる電気盤火災試験の結果及び想定条件の見直し)	NUREG/CR報告書(NUREG/CR-7197)
14	Estimation of specific Common Cause Factors for Digital I&C Modules in the PSA (PSAにおけるデジタルI&Cモジュールの個別共通原因故障の評価)	PSAM2019 Topical(1C-1)

第 2.2.2.11 表 当社の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(1 / 1 0)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
1	2015 年 4 月 13 日	高浜 2 号	<p>定期検査中、A 非常用ディーゼル発電機室内の火災報知器の発報を確認したため、現場を確認したところ、室内で補助蒸気配管からの蒸気漏れを確認した。</p> <p>原因是、B 非常用ディーゼル発電機の起動前に補助蒸気配管内に蒸気を通した際、A 非常用ディーゼル発電機の補助蒸気配管内にドレン水が滞留していたため、蒸気が急激に凝縮されたことによりウォーターハンマー現象が発生し、その影響によりパッキンが破損し、蒸気漏れに至ったものと推定した。</p>	非常用ディーゼル発電機の起動前にウォーミングアップを行う場合は、事前に滞留したドレン水を抜く運用に変更し社内マニュアルに反映した。
2	2015 年 6 月 4 日	大飯 3、4 号	<p>定期検査中の廃棄物処理建屋内の通路において、火災報知器が発報した。</p> <p>原因是、溶接作業において耐火性能の低い吸込みホースを使用したことにより、溶接作業で発生したスパッタが吸込まれた際に吸込みホースに引火、延焼し、更に火を吸込んだことで溶接ヒューム用集煙機のフィルタが焦げたものと推定した。</p>	溶接作業に伴い溶接ヒューム用集煙機を使用する場合の吸込みホースに関する留意事項等を社内マニュアルに明記した。
3	2016 年 2 月 20 日	高浜 4 号	<p>定期検査中、1 次冷却材系統の昇温に向け化学体積制御系統の水をほう素熱再生系統に通水したところ、「1 次系床ドレン注意」警報が発信したため、現場を確認したところ、原子炉補助建屋の脱塩塔室前の床面に水溜りを確認した。</p> <p>原因是、冷却材脱塩塔の入口側弁のボルトの締め付け圧が低い状態のものがあつたため、化学体積制御系からほう素熱再生系統への通水操作による系統の圧力の一時的な上昇に伴い、当該弁から漏えいが発生したものと推定した。</p>	当該弁のダイヤフラムシートを新品に取り替えるとともに、当該弁をはじめ、1 次系冷却材が流れる系統の同種の弁作業の留意事項を社内マニュアルに反映した。

第 2.2.2.11 表 当社の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(2 / 10)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
4	2016年 2月 29日	高浜 4号	定期検査中、並列操作を実施した際、発電機が自動停止するとともに、タービン及び原子炉が自動停止した。原因は、保護リレーの設備故障ではなく、保護リレーの暫定整定値が適切でなかったことと推定した。	保護リレーの暫定整定値の立案段階において、保護リレーの整定値の検討時に確認すべき技術項目を含んだチェックシートを用いて検討を行うこと等を社内マニュアルに明記した。
5	2017年 1月 20日	高浜 2号	定期検査中、背面道路に設置していた大型クレーン 4 台のうち、2 号機燃料取扱建屋付近に設置していた 1 台のクレーンジブが損傷し、2 号機燃料取扱建屋及び補助建屋屋上に倒れていることを確認した。原因は、作業終了時の待機状態において、発電所構内の風速が急速に強まり、クレーン設置箇所上空において転倒の可能性のある風速以上の風が吹いたこと、強風の影響によるクレーンの転倒により、近傍の安全上重要な機器等に対して影響を与えるリスクについて、検討を行っていなかったことと推定した。	暴風や大雨等の自然環境の悪化を前提に、機材の転倒、損傷、飛散及び落下等による安全上重要な機器等への影響等、想定されるリスクを事前に検討するとともに、請負会社に対して、当該リスクに関する適切な処置を計画するよう要求し、満足していることを確認した。
6	2017年 2月 17日	大飯 4号	定期検査中、非常用ディーゼル発電機の定期負荷試験終了後に当該発電機を自動待機状態に切り替える操作を行ったが、正常に切替わらなかった。原因は、暖気運転の長期間停止に伴い起動空気だめに結露水が含まれた状態での圧縮空気を供給したことにより、圧縮空気内に存在する微小な粉体が機関停止用電磁弁(パイロット弁部)に滞留しやすくなり、その結果動作不良を起こし、制御用空気が機関停止装置に流れ続け、燃料遮断弁が閉じたままとなつたためと推定した。	暖気運転を長期間停止する場合の留意事項を社内マニュアルに明記するとともに、念のため電磁弁(パイロット弁部)の取替頻度を 2 F (2 定検ごと) に見直した。

第 2.2.2.11 表 当社の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(3 / 10)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
7	2018年 8月 19日	高浜 4号	<p>定期検査中、ターピン動補助給水ポンプの制御油系統の油供給継手部からの漏えいを確認した。</p> <p>原因是、前回の当該ポンプ分解点検後に、制御油系統の配管とホース継ぎ手部を接続する際、袋ナットを締めすぎたことにより、継ぎ手内のパッキンが損傷し、その後の定期的なポンプ起動試験に伴う圧力変動により損傷部分が拡大し、漏えいに至ったものと推定した。</p>	当該漏えい箇所のパッキンを新品に取替えを実施するとともに、制御油系統の配管とホース継手部を接続する袋ナットの締め付けに関する具体的な方法及び注意事項について、作業手順書に反映した。
8	2018年 8月 20日	高浜 4号	<p>定期検査中、最終ヒートアップ後の現場点検中に、原子炉容器上蓋の温度計引出管接続部から、わずかな蒸気が漏えいしていることを確認した。</p> <p>原因是、当該箇所の組立作業時に、養生テープ表面に付着していた何らかの微小な異物がコラムとフランジの隙間に混入し、パッキンのコラムとの接触面に噛み込んだ。その後、1次冷却材の温度上昇等に伴い、異物が押し出されたことにより、その部分が漏えい経路となり蒸気の漏えいに至ったものと推定した。</p>	当該漏えい箇所のパッキンを新品に取替えを実施するとともに、ボジショナ取付け前に、養生テープ表面の清掃を行うことを作業手順書に反映した。
9	2018年 9月 10日	高浜 3号	<p>定期検査中、原子炉格納容器内で、1次系大型弁定期点検工事に従事していた協力会社作業員が管理区域から退出しようとした際、警報付きデジタル線量計（以下、「ADD」という。）が、当日の計画線量を超過していることが判明した。</p> <p>原因是、当該作業員がイヤホンを使用しておらず、ADDの警報音を確認できなかつたこと、また放射線管理専任者が、当該作業員の作業内容を十分考慮せずに作業時間を設定したためと推定した。</p>	エアラインマスク等の着用の際には、イヤホンを使用することを周知徹底するとともに、作業前に着用していることを放射線管理専任者が確認する。また、放射線被ばくに関する時間管理をする作業については、作業開始前までに作業時間の妥当性について放射線管理専任者が確認するとともに、その内容を当社社員が確認する旨を各協力会社に周知徹底し、社内マニュアルに反映した。

第 2.2.2.11 表 当社の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(4 / 10)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
10	2018年 9月 12 日	高浜 3 号	<p>定期検査中、蒸気発生器の渦流探傷検査を実施したところ、蒸気発生器の伝熱管 1 本で外面からの微小な減肉と見られる信号指示が認められた。このため当該箇所を小型カメラで点検したところ、伝熱管と管支持板の間に減肉を確認した。</p> <p>原因是、伝熱管と管支持板の間に異物が入り込み、運転中に繰り返し伝熱管に接触したことで摩耗減肉が発生したと推定した。</p>	当該伝熱管について、高温側及び低温側管板部で閉止栓を施工し、使用しないこととした。また、弁やストレーナの分解点検時に使用する機材や内部に立ちに入る作業員の衣服等に異物の付着がないことを確認することについて、作業手順書に反映した。
11	2018年 10月 3 日	大飯	<p>原子力規制庁検査官による発電所構内のパトロールにおいて、No. 2 純水タンク北側付近に設置している大深度地震観測小屋が、防火帯に一部干渉していることが確認された。</p> <p>原因是、防火帯の境界を示す表示が認識しにくかったことに加え、他の場所ではモルタル部が防火帯の境界になっている場所があったことから、小屋設置位置箇所の周辺にあったモルタル部が防火帯の境界であり、防火帯幅は満足していると誤認識したためと推定した。</p>	当該エリア点検チェックシートに建物設置の有無を確認する項目を追加した。防火帯の境界を認識しやすくなった。
12	2018年 10月 17 日	大飯 3 号	<p>定格熱出力一定運転中、「充てんポンプ軸受油圧力低」等の警報が発信した。待機中の B 充てんポンプの補助油ポンプが停止していることを確認し、保安規定に定める運転上の制限を逸脱した。</p> <p>原因是、前回の分解点検時、冷却ファンの羽根に工具等が当たったことにより衝撃が加わって羽根にひびが発生し、その後の運転に伴う振動等で羽根が折損し、当該モータが過負荷にて停止したものと推定した。</p>	冷却ファンの取扱いに関する留意点を作業手順の注意事項に反映した。

第 2.2.2.11 表 当社の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(5 / 10)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
13	2019年 3月 6日	高浜 1 号	<p>定期検査中、原子炉格納容器内の配管耐震裕度向上工事として、原子炉格納容器貫通部にある主給水配管のカバー（伸縮継手）を溶断機で切断していたところ、溶断機のガスホースから発火したことを確認したため、直ちに現場作業員が消火器を用いて消火した。</p> <p>原因是、溶断作業で飛散したノロが 2 本のガスホースの間の窪みに落下してガスホースを溶かし、内部の可燃性ガスに引火したものと推定した。</p>	溶断作業に用いるガスホースにノロが付着しないよう、ガスホースを束ねないことや不燃シートで養生すること等を社内マニュアルに反映した。
14	2019年 4月 22日	大飯 3 号	<p>定期検査中、燃料集合体の移送中に燃料移送装置が使用済燃料ピット側の正規の位置を越えて自動停止したことを示す警報が発信した。</p> <p>原因是、速度切換スイッチ取付金具の固定ボルトの締付けが不十分であったことから、停止スイッチと速度切換スイッチが接触したことにより停止スイッチが変形したため、燃料移送時に燃料移送装置が正規の位置で停止せず警報が発信したものと推定した。</p>	当該スイッチや同様のスイッチの交換又は位置調整を行う際には、各固定ボルトが十分に締付けられていることを確認する手順を社内マニュアルに反映した。

第 2.2.2.11 表 当社の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(6 / 10)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
15	2019年 9月8日	高浜4号	<p>定格熱出力一定運転中、A蒸気発生器の主蒸気流量に関する警報が発信、復帰を繰り返す状態となつたことから、関連する計器を確認したところ、2系統あるA蒸気発生器主蒸気流量計のうち、1系統の指示値が低下、復帰を繰り返していることを確認した。</p> <p>メーカによる当該流量計を分解調査した結果、伝送器のカプセル内の高圧側固定電極面に微細な導電性物質の付着を確認し、成分分析した結果、ハウジングの微細な切削片であることが判明した。当該異物は、ハウジング加工工程で発生し、シリコンオイルと共にカプセル内に封入する際に混入したものと考えられ、感圧ダイヤフラムと高圧側固定電極区間のシリコンオイル内を浮遊し、電極間にて稀に導通したことマイナス方向へ指示変動に至った事象と判断した。</p>	<p>対象伝送器は重要度の高い設備に使用される原子力品質管理品であり、クリーンエリアにて製作・組立てられ、異物管理上、最も品質管理を徹底した製作ラインにて生産されているものである。過去実績を見ても1997年の生産開始から、他社含め1024台の納品実績があるが、異物関連不具合は4台と非常に少なく、安全系機器の要求故障率を十分下回る確率で信頼性は維持され、メーカは共通要因の不具合顕在化はないと判断している。</p> <p>しかしながら、異物の混入が確認できたことは事実であることから、メーカの工場検査の検査項目を充実化し、是正処置による品質監査を計画し、実施した結果を各所に別途高浜から共有し、今後生産される伝送器に万全を期すとした。</p>
16	2019年 10月17日	高浜4号	<p>定期検査中、蒸気発生器の渦流探傷検査を実施したところ、蒸気発生器の伝熱管5本で外面からの微小な減肉と見られる信号指示が認められた。このため当該箇所を小型カメラで点検したところ、伝熱管周辺の管支持板等に接触痕を確認した。</p> <p>原因是、管支持板下面に異物が留まり、その異物に伝熱管が繰り返し接触したこと摩耗減肉が発生したものと推定した。</p>	<p>当該伝熱管について、高温側及び低温側管板部で閉止栓を施工し、使用しないこととした。</p> <p>また、作業員が機器に立ち入る際には、作業服を着替えるとともに靴カバーを着用することや、垂直配管に取付けられている弁の点検後、目視による点検が困難な箇所に対してファイバースコープによる異物確認を行うことを社内マニュアルに反映した。</p>

第 2.2.2.11 表 当社の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(7 / 10)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
17	2020 年 2 月 18 日	高浜 3 号	<p>定期検査中に、蒸気発生器伝熱管の渦流探傷検査を実施したところ、B 及び C の伝熱管 1 本について、管支持板部付近に外面からの減肉とみられる有意な信号指示が認められた。</p> <p>外観を調査した結果、周方向のきず、当該伝熱管周辺の管支持板等に接触痕が認められた。</p> <p>原因是、前回の定期検査以前における弁等の分解点検時に混入した異物が、管支持板下面に留まり、伝熱管と繰り返し接触することで摩耗減肉が発生したものと推定した。</p>	機器開放作業時における消耗品の損傷等を確認した際の記録採取について、社内マニュアルに反映した。
18	2020 年 8 月 31 日	大飯 3 号	<p>定期検査中、加圧器スプレイ配管の超音波探傷検査を実施したところ、有意な指示が認められ、詳細な検査の結果、当該部に傷があると評価された。</p> <p>原因是、溶接時の過大な入熱と配管の形状による歪みの影響が重なり、溶接部近傍の表層の硬化が大きくなるとともに、溶接に伴い発生した高い応力が作用したことにより、粒界割れが発生し、その後、応力腐食割れが進展したものと推定した。</p>	<p>クラス 1 配管で運転温度 200°C 以上の配管突合せ周溶接を行う場合は、全層 T i g 溶接により施工を行う。溶接は、事前に溶接技能トレーニングを行い、溶接施工技能を有する溶接士にて施工を行う。また、作業要領書の打ち合わせ、溶接作業前の T B M 等にて、溶接入熱上限値を超えて溶接施工を実施してはいけない溶接部であること、溶接施工における注意点等を再認識した後に溶接を行う。なお、これらの内容については、調達管理に万全を期すため、工事仕様書に追記した。</p> <p>本事象と類似性の高い箇所に対しては 3 定検の間、毎定検で検査を実施する。なお、知見拡充や研究結果を踏まえて、対象・頻度を検討し、供用期間中検査計画に反映した。</p>

第 2.2.2.11 表 当社の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(8 / 10)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
19	2020 年 11 月 16 日	高浜 4 号	仮設分電盤に通電するため作業用分電盤の電源を入れたところ、分電盤同士を繋ぐ仮設ケーブルから発火した。原因は、前日に、2 本の仮設ケーブルを繋いで分電盤同士を接続するよう配置していたが、作業責任者等に連絡することを失念しており、別の作業員が 2 本の接続作業を行わずに電源を入れたため、通電された仮設ケーブル先端の端子部分で短絡が発生し、発火したものと推定した。	仮設電源投入前に実施する絶縁抵抗測定方法、複数本の仮設ケーブルを敷設する場合の対応について、社内マニュアルに反映した。
20	2020 年 11 月 20 日	高浜 4 号	定期検査中、蒸気発生器の渦流探傷検査を実施したところ、A-SG の伝熱管 1 本、C-SG の伝熱管 3 本について、第 3 管支持板部付近に外面（2 次側）からの減肉とみられる有意な信号指示が認められた。このため当該箇所を小型カメラで点検したところ、それぞれの伝熱管に摩耗減肉とみられるきずを確認した。また、A-SG のきずに接触する付着物を確認したことから回収した。原因は、これまでの運転に伴い伝熱管表面に生成された稠密なスケールが、プラント運転に伴い剥離し、管支持板下部に留まり、伝熱管に繰り返し接触したことで摩耗減肉が発生したものと推定した。	2 定期検査毎に SG 器内のスケールを回収し、稠密層厚さ及び摩耗体積比を確認する。 継続的な SG 器内スケール回収調査により、スケール性状の傾向監視を実施する。傾向監視の結果、判定基準に到達する兆候が確認された場合は、超過前に薬品洗浄を実施するよう計画する。また、判定基準を超過した場合は、当該定検で薬品洗浄を実施する。
21	2021 年 7 月 2 日	美浜 3 号	定期事業者検査中、タービン動補助給水ポンプの定期試験を行っていたところ、ポンプ入口にあるストレーナに設置した差圧計の指示値の上昇を確認した。このため試験を中断し、保安規定の運転上の制限を満足していない状態にあると判断した。原因は、鉄を成分とするスラッジがストレーナに付着し、差圧を上昇させたと推定した。	不具合・懸案事項にて報告された安全上重要な設備に対して、その設備機能への影響や処置内容の必要性を確認するために、安全機能への評価及び処置内容の妥当性を明確に記載することを社内マニュアルに追加した。

第 2.2.2.11 表 当社の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(9 / 10)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
22	2021年 7月 28日	高浜 3、4号	<p>充てん／高圧注入ポンプ配管室の天井に取り付けられている煙感知器 1 台が換気口の空気吹き出し口から水平距離で約 1.1m 離れた箇所に設置されており、消防法施行規則の条件を満たしていなかった。</p> <p>また、新規制基準適合に係る工事により、ほう酸ポンプ室前の天井に設置されていたケーブルトレイを 1 時間耐火シートで覆ったため天井面が約 90cm 低くなつたが、当該工事以前に設置されていた煙感知器の位置をそのままにしたため、1 時間耐火シートで覆われたケーブルトレイに周囲を囲まれ、くぼみに設置される状態となり、消防法施行規則の条件を満たしていなかった。</p>	消防法施行規則に基づくよう感知器の移設を行つた。
23	2022年 7月 13日	高浜 3 号	<p>定期事業者検査中、原子炉格納容器内を点検していたところ、原子炉水位計に信号を送る伝送器のフランジ部に水のにじみ跡を確認した。</p> <p>当該伝送器フランジ部のシート面の部品を取り替え、漏えい試験を行い、異常がないことを確認した。</p>	同型の伝送器において、異常検知の観点から、定期検査中の静圧特性試験時に各部の漏えい確認を社内マニュアルに追加した。

第 2.2.2.11 表 当社の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(1 0 / 1 0)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
24	2022年 7月 21日	高浜 3号	定期事業者検査中、タービン動補助給水ポンプ制御油圧の異常を示す警報が発信し、現場を確認した結果、床面に油が漏れていることを確認したため、制御油ポンプを停止した。このため保安規定の運転上の制限を満足していない状態にあると判断した。原因は、制御油ポンプ系統にあるオイルフィルタ蓋部のシート面のパッキンが中心からはずれて装着されていたこと、及びフィルタ容器側のシート面の点検手入れによってわずかな凹みが生じており、パッキンと容器側シート面の密着が不十分となり、油漏れが発生したと推定した。	タービン動補助給水ポンプの制御油系統フィルタ分解点検に係る作業について、パッキン寸法確認の実施、パッキン取付けが中心であるとの確認、蓋と胴のシート面あたり確認の実施及びトルクや隙間管理の実施を社内マニュアルに反映した。
25	2022年 8月 1日	美浜 3号	定期事業者検査中、封水注入流量の異常を示す警報が発信し、現場を確認した結果、封水注入フィルタ室付近の床面に水溜まりを発見した。原因は、前回定期事業者検査のフィルタ取替工事において、本来のトルク値より低い値でボルトを締め付けており、その後のプラントの運転等に伴う系統圧力により、当該フランジ部のOリングが徐々に外側に押し出され、漏えいが発生したものと推定した。	規定値の照合を実施することを社内マニュアルに反映した。

第 2.2.2.12 表 国内の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(1 / 16)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
1	2010 年 6 月 8 日	伊方 1 号	定期検査中、安全防護系シーケンス盤 1 A のシステムが停止していることを確認した。 原因は、前回定検で新設した安全防護系シーケンス盤の復旧操作方法に係る確認が十分でなかつたことから、システムの停止に至つたものと推定。	計装用電源装置の復旧に係る安全防護系シーケンス盤の復旧に関する留意事項については、社内マニュアルに反映した。
2	2010 年 12 月 2 日	敦賀	定格熱出力一定運転中、「ドラム貯蔵庫 A 棟火災」警報が発報。原因は、火災受信機補助盤内電気配線の被覆が、挿み込みによる損傷とその後の短絡による熱や、発熱した電子部品（バリスタ）との接触による熱と推定。	火災感知設備の点検作業時、配線の異常の有無の確認を実施するよう、社内マニュアルに明記した。
3	2012 年 4 月 4 日	女川 1 号	非常用補機冷却海水ポンプ電動機内部に水が浸入し、地絡、短絡したことから当該ポンプが自動停止した。 原因は、電動機の給油口の蓋の隙間から雨水等が浸入し、電動機内部で発生した錆により、負荷側コイルエンド部の絶縁が損傷し、自動停止に至つたものと推定。	設備の相違（電動機の構造が相違する。） なお、海水ポンプ、循環水ポンプのエアブリーザー一体型の給油口については、カバーナット部の締め付け及びコーティング処置を社内マニュアルに記載した。
4	2012 年 7 月 11 日	敦賀 1 号	補機冷却海水ポンプ（A）出口弁の弁箱より僅かな海水のにじみを確認した。また、補機冷却海水ポンプ（B）出口弁の弁箱からも僅かなにじみを確認した。 原因は、孔食に対し感受性が比較的高いステンレス鉄鋼をライニング加工せずに使用した為、弁箱に腐食孔が生じ、漏えいに至つたものと推定。	対象弁については耐食性に優れた材質の弁へ取り替えるか、ライニング施工を実施した。

第 2.2.2.12 表 国内の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(2 / 16)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
5	2013 年 7 月 10 日	浜岡 3 号	補助ボイラ建屋屋外にある補助ボイラ重油戻りベント配管から重油の漏えいと油だまりを確認した。 原因是、今回重油の漏えいが発生した配管には防食テープを施工していたものの、テープと配管との隙間から雨水が侵入し、配管外面に腐食が発生、進展し、配管を貫通したことにより、重油の漏えいに至ったと推定。	防食テープの施工された屋外配管について、外観点検を実施するとともに、屋外配管に防食テープを施工する場合の留意事項を社内マニュアルに反映した。
6	2013 年 7 月 29 日	柏崎刈羽 6 号	定期検査中、空気抽出器室において、蛍光灯からの発火を発見した。 原因是、蛍光灯の長期使用に伴い、コイルの絶縁物の機能が低下し、コイル巻線間のショートによる発熱により絶縁材が発火したものと推定。	発電所構内の照明安定器について、定期的な取替えを実施する運用に変更した。
7	2014 年 2 月 25 日	福島第一	発電所構内給油所において、作業員がドラム缶から給油器へガソリンを移送した後、移送ポンプに付着したガソリンの拭き取りをしていたところ発火し、作業員が着用していたカバーオール前面の一部に引火した。 原因是、危険物取扱作業時に静電気防止対策がなされていなかったことであると推定。	給油作業時には、静電気防止対策（アースコード接続等）を実施することをマニュアルに反映した。
8	2014 年 6 月 15 日	浜岡	協力会社倉庫付近（屋外）において、屋外に置かれた鉄製ゴミ箱より発煙していることを確認した。 原因是、非常用照明器具の傘が凹面鏡となり、太陽光を收れんした結果、鉄製ゴミ箱内の可燃物を発火させたと推定。	可燃物を含む産業廃棄物について分別の再徹底を行うとともに、收れん火災を防止するための留意事項について、社内マニュアルに反映した。

第 2.2.2.12 表 国内の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(3 / 16)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
9	2014 年 9 月 4 日	福島第一	屋外に設置された汚染水を内包する A 5 タンクと A 6 タンク間に設置されている連絡弁の弁箱から水が滴下していることを確認した。原因は、作業に伴いタンクと連絡配管の水抜きを実施した際、当該弁の密封室に水が残留し、その後、外気で冷やされた残留水が凍結し体積膨張したことにより弁箱に貫通き裂が発生し、漏えいに至ったものと推定。	冬季における弁前後の水抜き作業を実施する場合は、当該弁を一旦開放し、残留水をブローする運用を社内マニュアルへ注意事項として追記した。
10	2014 年 9 月 25 日	福島第二 1 号	定期検査中、残留熱除去機器冷却海水系水張り時に、ファンネルから水のオーバーフローを確認した。原因は、エア一抜きのために開けたベント弁を開けすぎていたためと推定。	系統の水張りイベント時には、ベント弁は適正開度で行う等の留意事項を社内マニュアルに反映した。
11	2015 年 6 月 2 日	浜岡 4 号	余熱除去ポンプミニマムフロー弁駆動部の電動機取替を実施していたところ、駆動部本体と電動機の動力を伝達するソフトクラッチ付ウォームシャフトギア内部のインサート（ナイロン樹脂）がないことを確認した。原因は、ギア内部にインサート片を確認したことから、弁作動による磨滅と推定。	同種設備であるソフトクラッチ仕様の駆動装置について、電動弁分解点検工事の社内マニュアルにインサートの取替えに関する内容を反映した。
12	2015 年 8 月 20 日	川内 1 号	調整運転中、2 次系の復水ポンプ出口の電気伝導率高警報が発信したため、調査を実施した結果、復水器 A ホットウェルの電気伝導率が上昇していること及び、微量な海水が混入したことを確認した。原因は、第 6 高圧給水加熱器非常用ドレン入口部には、細管に直接液滴衝突することができないよう受衝板を設置しているものの、受衝板からの噴流に含まれる高速の液滴が管支持板に沿って細管に衝突したため、細管にエロージョンが発生し、今回の事象に至ったものと推定。	渦流探傷検査（通常及び高感度）を実施し、異常がないことを確認した。

第 2.2.2.12 表 国内の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(4 / 16)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
13	2015 年 12 月 10 日	日本原燃	建屋内の地下 1 階において、清掃作業中の作業員が火災報知機の発報を確認した。原因は、清掃用器具につながっていた延長コードの三又コンセント内部に異物が付きコンセント内部で短絡が生じ、過電流が流れたことにより、火災に至ったものと推定。	使用している以外の空いているコンセント口の養生及び地絡・過電流保護回路又は過負荷短絡保護兼用型漏電しゃ断器付き電工ドラム等の使用を社内マニュアルに追記した。
14	2016 年 4 月 8 日	浜岡 3 号	重油タンクから補助ボイラへ重油を供給する配管に接続している重油流量計入口ストレーナから重油が漏えいしていることを発見した。原因は、系統の圧力を逃すために開状態で隔離中であった 2 つの流量調整弁が、コントローラの一時的な故障で全閉となった可能性が高く、このことにより予期せぬ隔離範囲が構成され、外気温度変化による重油系統の内圧上昇が発生し、系統の最高使用圧力を超えた状態となり、ストレーナの損傷に至ったと推定。	系統隔離を実施する場合、隔離範囲内の熱膨張により圧力が上昇しないよう処置（圧抜き、系統ブロー等）する等の留意事項を社内マニュアルに反映した。
15	2016 年 7 月 11 日	浜岡 4 号	余熱除去系熱交換器バイス弁の駆動部上部から、かすかな異音を確認したため、分解点検を実施したところ、駆動部のベアリングが一部損傷していることを確認した。原因は、駆動部に加わるスラスト荷重が過大になっていたこと、またグリス劣化による潤滑不足によるものであると推定。	駆動部に加わる荷重が設計スラスト荷重を超えていないことを確認するため、弁本体及び駆動部点検時に皿ばねのたわみ量を目視計測する等、点検計画に反映した。

第 2.2.2.12 表 国内の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(5 / 16)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
16	2016 年 7 月 17 日	伊方 3 号	<p>調整運転中、1 次冷却材ポンプの第 3 シールリークオフ流量が増加する事象が認められた。</p> <p>原因是、原子炉格納容器の耐圧検査時に、第 3 シールに通常より高い圧力がかかったことにより、シール構成部品である O リングの噛み込み等が発生し、摩擦力が大きくなり、1 次冷却材ポンプ起動時に、シールリングが傾いた状態となり、シート面に隙間が生じ、シールリークオフ流量が増加したものと推定。</p>	<p>原子炉格納容器の耐圧検査時の系統構成上 1 次冷却材ポンプ第 3 シールに逆差圧は発生しないことを確認した。</p> <p>今後の再稼動プラントにおいては、1 次冷却材ポンプシールの保管環境により、シール組み立て時には健全性の確認を実施した。</p>
17	2016 年 7 月 23 日	東通 1 号	<p>定期検査中、補助ボイラー建屋において、補助ボイラーから重油が漏えいしていることを確認した。</p> <p>原因是、重油バーナ清掃後の組立て時及び補助ボイラの起動後に行った当該継手部の締め付けが不十分であったことに加え、補助ボイラー運転による加温の影響でガスケットの密着性が低下したためと推定。</p>	重油バーナの締め付け管理方法について、トルク管理値を記載し、締め付けトルクを計測することを社内マニュアルに反映した。
18	2016 年 8 月 31 日	伊方 2 号	<p>定期検査中、余熱除去冷却器出口配管のベント弁の下流配管にほう酸と思われる付着物が認められたため、非破壊検査を実施したところ、溶接部にひび割れがあることを確認した。</p> <p>原因是、プラント長期停止期間のため、余熱除去冷却器をバイパスする系統での運転を長期間実施したことにより、当該配管に大きな振動が発生したことによるものと推定。</p>	<p>余熱除去ポンプフルフロー運転時には、余熱除去冷却器バイパスラインだけでなく、余熱除去冷却器ラインにも通水し、両系列通水する系統運用とすることを社内マニュアルに反映した。</p> <p>また、類似弁について、プラント再稼動前の R H R S - R C S の循環運転時に振動計測を実施し、応力評価結果、発生応力が許容応力を超過していないことを確認した。</p>

第 2.2.2.12 表 国内の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(6 / 16)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
19	2016年 12月8日	島根2号	定期検査中、中央制御室空調換気系のダクトに腐食孔が生じていることを確認した。 原因は、外気とともに取り込まれた水分及び海塩粒子がダクト内面に付着し、ダクト内面側を起点とした腐食が発生・進行し、腐食孔等に至ったものと推定。	類似箇所の外面点検を実施し異常の無い事を確認した。 また、更なる安全性確保の観点から、損傷発生の可能性が高い代表部位について内面点検を保全指針に反映した。
20	2017年 2月3日	敦賀2号	定期検査中、非常用ディーゼル発電機の無負荷試運転において、警報発報により、自動停止した。 原因は、非常用ディーゼル発電機シリンド冷却水ポンプのインペラは、新品取替しており、新品のインペラの取付け時にピン穴位置を合わせるため、強めのハンマリングにより内径を拡大させ挿入したことと、インペラナット座面を切削加工したことにより、インペラが主軸に対して傾いた状態で組み立てられ、試運転時の温度上昇及び遠心力によりインペラとマウスリングの接触に至り、インペラの損傷、主軸の曲がりが生じたと推定。	シリンド冷却水ポンプの保全に係る留意事項に関して、社内マニュアルに反映した。
21	2017年 4月2日	川内	通常運転中、調査のため外部電源を停止したことにより、外部電源の独立性を有していることが確認できなかつたため、保安規定に定める外部電源に係る運転上の制限逸脱を宣言した。 原因は、外部電源の独立性について判断する手順に不明確な記載があったと推定。	本事象で得られた新知見及び運用管理方法を社内マニュアルに反映した。

第 2.2.2.12 表 国内の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(7 / 16)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
22	2017年 8月7日	伊方 志賀 島根 敦賀	日立G E ニュークリア・エナジー(株)製の低レベル放射性廃棄物搬出検査装置の放射能測定プログラムの不具合に伴い、放射能測定時に採取したスライスデータの一部が欠損する事象が確認された。 原因は、スライス測定不良が発生しエラー信号を発信しても、エラー信号は放射能測定制御プログラムには取り込まれず、次スライスの測定に移行することにより、エラー信号のあったスライスデータの欠損が生じたと推定。	当社の装置の場合、エラー信号が発信し、操作員が認知、装置が停止するプログラムとなっているが、新規装置設置及びプログラム変更を伴う改造の際に同事象の発生を防止する必要があるため、汎用プログラムとメーカ製作プログラムが内臓されている場合は、両プログラムの取り合いを確認することを社内マニュアルに反映した。
23	2017年 11月6日	伊方3号	定期検査中、非常用ディーゼル発電機を起動したところ、燃料弁冷却水ポンプが過負荷により自動停止したため、非常用ディーゼル発電機を手動停止した。 原因は、ディーゼル発電機燃料弁冷却水ポンプ電動機の電源ケーブルにおいて、ケーブルを覆う保護シースがない状態の3相芯線のうち、1相の芯線の絶縁被覆がカッピング部に接触し、ディーゼル発電機等の振動により、絶縁シースがカッピング部でこすれ絶縁被覆が、徐々に損傷し、地絡に至ったと推定。	低圧電動機の分解点検・端子箱解結線時等の具体的な確認事項として「ケーブル芯線の保護状態及び絶縁被覆に損傷が無いことを確認する」を社内マニュアルに反映した。
24	2018年 1月15日	柏崎刈羽 3号	定期検査中、電源停止操作を実施していたところ、非常用電気品室にある受電用遮断器の切操作ができず、受電用遮断器の内部より火花の発生と異臭が確認された。 原因は、当該遮断器のリンク機構部へ潤滑剤を長期間注油していなかったことにより潤滑剤が劣化し固着した。これにより遮断器が正常に動作せずトリップコイルに所定の時間以上に電流が流れ続けたことで加熱され焼損に至ったものと推定。	遮断器が正常に動作しなかった場合の処置を社内マニュアルに反映した。

第 2.2.2.12 表 国内の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(8 / 16)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
25	2018年 2月 14 日	志賀	原子炉施設保安規定に定める「所員への保安教育」において実施すべき教育について、一部の所員への保安教育が有効期限内に実施されていなかつことを確認した。原因是、当該所員の人事異動の際、異動先で保安教育計画が迅速に作成されなかつこと及び有効期間のチェックが不十分であったと推定。	保安教育受講履歴管理のデータベースの構築について検討する。
26	2018年 3月 6 日	もんじゅ	ジャンパの誤りにより中央制御室の警報機能の一部喪失事象が発生した。原因是、ジャンパの計画段階における検討不足によるものと推定。	作業時の承認ルールを明確にするとともに、警報装置故障時の代替監視や対応協議（補修方法等）の手順について、社内マニュアルに反映した。
27	2018年 3月 29 日	島根 3 号	建設段階で、非常用ディーゼル発電機の確認運転を実施したところ、機関起動時に排気ガスの漏れを確認し、外観点検において、ベローズに割れを確認した。原因是、クランプ締付ボルトに緩みが生じ、排気管伸縮継手に接続している排気管の熱変位量及び振動振幅が大きくなることで、内筒との接触によりベローズが減肉し、当該部の応力が高くなるとともに、振動応力が増大して高サイクル疲労が支配的になり、疲労割れに至ったと推定。	ディーゼル機関排気管伸縮継手取替時の作業計画書にサポートボルト締付記録を採取することを明記することとした。また、念のためディーゼル機関点検時の負荷試運転後に排気管サポートボルト（可視部）について緩み確認・増締めを実施し、記録を採取することとした。
28	2018年 3月 30 日	玄海 3 号	調整運転中、脱気器空気抜き管からの微少な蒸気漏れを確認した。原因是、空気抜き管には外装板及び保温材が施工されており、外装板の隙間より雨水などが浸入し外面からの腐食が引き起こされ、さらに長期間湿潤環境となつたことにより、それが進展し貫通に至つたと推定。	現状保全に問題ないことの確認及び保温材施行状態の点検を実施し異常の無い事を確認した。

第 2.2.2.12 表 国内の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(9 / 16)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
29	2018年 6月 5日	浜岡 5号	定期検査中、定期試験中の非常用ディーゼル発電機の定格電力到達後に排気管付近からの気体の漏えいを確認したため機関を停止した。原因は、過去の排気管取替え作業時に生じた打痕及び熱疲労の複合要因により排気管伸縮継手のベローズが損傷したと推定。	伸縮継手取替作業に関する注意事項を次回の伸縮継手取替作業時に作業計画に反映するよう協力会社への指示を発行した。
30	2018年 8月 23日	浜岡	可搬型設備に燃料を供給するためのタンクローリーのタンク安全装置（安全弁）が鋲により固着し動作しないことを確認した。原因は、タンクローリーが空保管であること及び駐車場周辺の腐食環境により安全弁に鋲腐食が発生し弁体が固着したと推定。	タンクローリー安全弁の取替を実施した。また、定期点検にあわせて安全弁を新品に取替えを行うことを保全指針に反映した。
31	2018年 8月 30日	柏崎刈羽 1号	定期検査中、非常用ディーゼル発電機を定例試験のために起動し確認運転を実施していたところ、異音が発生するとともに、発電機出力が低下したため、手動停止した。原因は、レーシングワイヤ孔の製造時の加工不良及び塑性変形したタービンブレード取外・再取付けによる、ファッジ一部間の当たり状態の変化によるものと推定。	過給機分解点検周期に合わせ、目視にてタービンブレードの孔に異常な拡大が無いこと及び触診等にてレーシングワイヤのガタツキの有無を確認する対象部位を明確化し、点検記録を確認することを社内マニュアルに反映した。
32	2018年 11月 1日	柏崎刈羽	荒浜側立坑において火災・発煙が発生したことを確認した。原因は、ケーブル洞道内の雰囲気温度変化によりケーブル製造時の残留応力が解放され、ケーブル直線接続部においてシースが縮み、それが生じ（シュリンクバック現象）充電電流がシース内側にある半導電層へ通電により、発熱・発煙に至ったものと推定。	類似直線接続部について、ケーブル直線接続部両端の近傍を固定しケーブルの収縮及びずれを防止する対策を実施した。また、外観点検におけるシュリンクバックの傾向確認用として、近傍のシースに合いまークを付けることを社内マニュアルに反映した。

第 2.2.2.12 表 国内の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(10 / 16)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
33	2018年 11月 27日	浜岡 4号	250V系蓄電池の触媒栓の取替えを実施していたところ、蓄電池の樹脂製容器が破裂し、電解液が漏えいした。原因是、触媒栓を緩めた際に蓄電池内部に滯留していた水素と酸素が静電気により反応し、蓄電池の樹脂製容器の内圧が上昇して破裂したものと推定。	蓄電池の栓の開放時又は取替時に關する具体的な注意事項を社内マニュアルに反映した。
34	2018年 11月 28日	福島第二	発電所から本社に連絡した不適合事象について、本来実施すべき予防処置の必要性を検討するスクリーニングが本社で実施されていない事案を確認した。原因是、予防処置業務の詳細な手順が明確でなく、また、期限が定められていないために、定期的なモニタリングの活動が効果的に実施されていなかつたと推定。	発電所と事業本部で共有できるファイルを作成し、発電所から水平展開の検討依頼があった場合は、都度「共有ファイル」に登録し、発電所と事業本部双方で予防処置の実施状況を把握し管理する運用とした。
35	2018年 12月 11日	敦賀 2号	洗たく廃液を放出した際、放出前の放射性物質濃度測定後に僅かな水位上昇があり、放射性物質濃度が測定されていない僅かな廃液を放出したことを確認した。原因是、洗たく廃液モニタタンク入口弁にシートリークがあったと推定。	液体及び気体廃棄物放出前の確認事項として「サンプリング時の水位（圧力）から上昇がない事を確認する」旨を社内マニュアルに反映した。
36	2019年 7月 17日	伊方 1号	空冷式非常用発電装置 1号の定期運転において、補機が起動しなかったため、制御盤を確認したところ、ケーブルが黒く変色していることを確認した。原因是、補機制御盤内の端子台に締め付けられている補機用電源ケーブル接続部において、亜酸化銅が生成されたことによる発熱現象により接続部に異常な発熱が生じ、異常な発熱を受けた補機用電源ケーブルが変色及び断線し、起動しなかつたと推定。	年次点検等において、補機盤及び充電器盤、制御盤のケーブル接続部の締め付け確認（端子部マーキング含む）を行うことを作業手順書等に反映した。

第 2.2.2.12 表 国内の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(1 1 / 1 6)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
37	2019年 7月 22日	志賀 1号	定期検査中、1号機海水熱交換器建屋(非管理区域)のタービン補機冷却海水系海水ストレーナ(C)逆洗水出口配管から海水が漏えいしていることを確認した。 原因は、当該配管は、乱流が生じやすい配管径変化部であることに加え、海生生物等の影響を受けやすい箇所であり、配管内面に施工されているライニングが偶発的に損傷し、その後配管内面が腐食したことにより、配管そのものに小さな孔が開き、海水が漏えいしたものと推定。	海水ストレーナブローラインの点検対象範囲を明確化するため、社内マニュアルを改正した。
38	2019年 8月 16日	伊方 3号	通常運転中、格納容器スプレイポンプの定期運転のため、格納容器スプレイポンプテストラインの弁を操作していたところ、弁蓋と弁棒の隙間に弁誤開放防止用の鎖が噛み込み、当該弁の操作ができなくなったことを確認した。 原因は、鎖を弁ヨーク部にぶら下げた時に鎖と弁棒が接触し、弁の開操作により鎖が弁蓋と弁棒の隙間に噛み込んだものと推定。	弁操作を行う際には、弁から鎖を完全に取り外したのち操作する等、異物の噛み込み防止を注意喚起する内容を社内マニュアルに反映した。
39	2019年 8月 26日	伊方 1、2号	定期検査中、純水装置(屋外、管理区域外)の配管から塩酸が漏洩していることを確認した。 原因は、設備設置して以降、当該ガスケットが塩酸環境下での長期使用により劣化し、塩酸移送ポンプ運転、停止による圧力変動や屋外設置のための直射日光等の影響による温度上昇等によりガスケットの性能が低下することにより塩酸との接液側の端面が徐々に減肉変形し、ガスケットのシート力が低下し漏えいに至ったものと推定。	フランジ部の定期的な外観点検、ガスケット取替を行うことを保全指針に反映した。

第 2.2.2.12 表 国内の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(1 2 / 1 6)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
40	2020 年 1 月 12 日	伊方 3 号	<p>定期検査中、原子炉からの燃料取出の準備作業のため、原子炉容器上蓋を開放し、制御棒クラスタと駆動軸との切り離しを行った後、原子炉容器の上部炉心構造物を吊り上げしていたところ、制御棒クラスタ 1 体が上部炉心構造物とともに引き上げられていることを確認した。</p> <p>原因是、駆動軸取り外し軸下降時、ロックボタン廻りに付着した堆積物（スラッジ）が位置決めナットと接手の間に挟まり、駆動軸取り外し軸がスタッカした（詰まった）状態で制御棒クラスタに駆動軸を着座させた後、駆動軸が制御棒クラスタのスパイダ頭部内へ沈み込む不完全結合状態となり、上部炉心構造物吊り上げ時に制御棒クラスタ引き上がり事象が発生したものと推定。</p>	<p>制御棒駆動軸と制御棒クラスタの切り離しを確実に確認するため、駆動軸取り外し、工具の指示管（インジケーターロッド）のマーキング位置を確認する作業手順を追加した。</p> <p>また、制御棒の引き上がりが無いことを早期に検知するため、水中カメラによる監視を行い、上部炉心構造物の吊り上げを実施する旨、作業手順に追加した。</p>
41	2020 年 7 月 31 日	川内 2 号	<p>配線処理室内において、鉄製の囲いに覆われて設置されている A 系及び B 系の安全停止系ケーブルトレイ上面の一部に開口部があり、開口部に安全系のケーブルがむき出しのまま入線（以下「露出ケーブル」という。）していることを A 系で 3 箇所、B 系で 5 箇所確認された。このうち、A 系と B 系の露出ケーブル間の最短距離を実測したところ、直線距離で約 2.5m であったが、それぞれの露出ケーブルを隔てる鉄板等がなく、火災の影響軽減のための対策を満足していない状況であり、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則を満足していなかった。</p>	露出ケーブル箇所の調査及び再施工を行った。

第 2.2.2.12 表 国内の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(1 3 / 1 6)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
42	2020 年 8 月 28 日	伊方 3 号	<p>原子炉建屋の海水管トレーニング室において、A トレインの海水ポンプ等の制御ケーブルトレイの上面の一部に開口部が認められ、その直上から、換気空調用のケーブル 4 本がむき出しのまま入線している状況が 1 箇所確認された。また、耐火壁が設置されていない箇所から両方向に 6m 以上の範囲は、1 時間耐火障壁をケーブルトレイに設置すべきであるが、露出ケーブルの開口部は、耐火壁が途切れている部分から約 60cm であり、「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書（工事計画認可申請資料 7 伊方発電所第 3 号機）」を満足しておらず、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準」という。）第 11 条（火災による損傷の防止）第 3 号を満足していなかった。</p>	露出ケーブル箇所の調査及び再施工を行った。
43	2020 年 8 月 28 日	伊方 3 号	<p>制御盤室内の天井に取り付けられている自動火災感知器のうち、熱感知器（1 台）が換気口の空気吹出し口から約 1.2m しか離れおらず、消防法施行第 23 条第 4 項第 8 号（感知器は、換気口等の空気吹出し口から 1.5m 以上離れた位置に設ける）の条件を満足していないことが確認された。</p> <p>「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書（工事計画認可申請 資料 7 伊方発電所第 3 号機）」を満足しておらず、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第 11 条（火災による損傷の防止）第 2 号を満足していなかった。</p>	火災感知器増設のバックフィット工事内で、既存の感知器に対して消防法施行規則第 23 条第 4 項第 8 号に適合しているかを調査し、適合していない場合には、当該感知器の移設を行った。

第 2.2.2.12 表 国内の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(1 4 / 1 6)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
44	2021年 6月1日	浜岡5号	<p>定期事業者検査中、巡視点検中の社員が非常用ディーゼル発電機燃料油ドレンタンク上蓋より、燃料油が漏えいしていること、及び漏えいした燃料油がドレンランク下部のオイルパン内に収まっていることを確認した。</p> <p>原因は、作業の一環で燃料油ドレンポンプの制御回路電源を「切」とし、ポンプが自動起動しない状態となっていたが、燃料油ドレンタンクへの流入を制限するために流入元の手動弁の閉止措置を実施しなかったため、漏えいに至ったものと推定。</p>	タンク類の排水ポンプ隔離時に必要な措置が確実にとられていることを確認することを機器隔離の検討の際に使用する社内マニュアルに反映した。
45	2021年 7月2日	伊方3号	伊方発電所において、重大事故等の対応を行う要員が宿直勤務中に無断で発電所外へ出ており、保安規定に定められた要員数を満足していない時間帯があった。	抜き打ち点呼を実施し、その運用について、社内マニュアルに反映した。
46	2021年 7月18日	伊方3号	<p>定期事業者検査中、総合排水処理装置建屋（管理区域外）内に、塩酸ガスが発生したことを示す警報が発信した。現場を確認したところ、塩酸注入ポンプ出口フランジ付近から塩酸が漏えいしていることを確認した。</p> <p>原因は、配管接続部の締め付け力によりガスケットがライニング被膜を押し付け、ライニング被膜に膨れが発生し、膨れた箇所で微小な傷が生じてライニング被膜が裂け、そこから塩酸が侵入し配管部材内面の腐食が進展し、漏えいに至ったものと推定。</p>	フランジ部の消耗品取替周期を設定した。

第 2.2.2.12 表 国内の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(1 5 / 1 6)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
47	2021 年 7 月 23 日	伊方 3 号	<p>定期事業者検査中、空冷式非常用発電装置 4 号の異常を示す信号が発信した。現場を確認したところ、始動用バッテリーの電圧が低下していることを確認した。</p> <p>原因是、充電モード選択スイッチの操作を行う点検である、始動用バッテリー電圧確認を行った際に、選択スイッチを戻し忘れ、スイッチが「切」であったことから、始動用バッテリー電圧が低下したと推定。</p>	充電器盤の充電モード選択スイッチが「浮動充電（TRICKLE）」位置になっていることを空冷式非常用発電装置点検の社内マニュアルに反映した。
48	2022 年 1 月 7 日	伊方 3 号	<p>通常運転中、エタノールアミン排水処理装置ガス希釈ファン B の駆動用ベルトを取り付けているプーリーが主軸から外れていることを確認した。</p> <p>原因是、運転中の微小な振動の繰り返しにより、止めねじのねじ部先端が徐々にへたり、止めねじの主軸及びキーへの食い込み力が低下したことにより主軸及びプーリーの一体化が低下し、運転中の微小な振動でプーリーががたついたことにより、プーリーが脱落したものと推定。</p>	プーリー構造があり、主軸との連結に止めねじを使用している機器を点検する際には、止めねじ取替え若しくは目視点検をするなどを社内マニュアルに追加した。
49	2022 年 3 月 1 日	柏崎刈羽 4 号	<p>定期事業者検査中、高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機の排気管において、伸縮継手フランジ部のボルト緩み・脱落と排気漏えい跡を確認した。</p> <p>原因是、当該排気管フランジ部は、建設時から未点検の部位であり、ボルト緩みの徵候や脱落に至る過程を検知できなかつたと推定。</p>	次回シリンダから過給機排気管伸縮継手取替えにあわせて、伸縮継手取り外し前にフランジボルトの緩みの有無を確認する。

第 2.2.2.12 表 国内の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(1 6 / 1 6)

No.	発生年月日	ユニット	概要	反映内容
50	2022 年 3 月 18 日	伊方 3 号	<p>通常運転中、使用済燃料ピット監視カメラの点検を実施中に、当該カメラが正常に動作しないことを確認した。このため保安規定の運転上の制限を満足していない状態にあると判断した。</p> <p>原因是、偶発的に発生したフリーズ時に、サーバの負荷が一時的に上昇したことが起因となり、サーバがバックアップの生成に失敗あるいは生成されたバックアップデータの破損により、起動時にバックアップデータを正常に読み込めず、O S が自動修復を試みていたため再起動に時間を要したものであると推定。</p>	使用済燃料ピット監視カメラシステム制御盤のサーバについて負荷低減による設備信頼性向上の観点から「ハードディスクの省電力」「CPU の省電力」「高速起動」の各種設定を「無効」にすることとする。
51	2021 年 5 月 13 日 (提言発行 日)	—	J A N S I 提言「安全性向上計画のレビューにより抽出された安全性向上策に関する提言（その 7）」により、原子炉冷却材喪失事故における非常用炉心冷却設備再循環切替対応の信頼性の強化（手動切替→自動化）について検討することが提言された。	原子炉冷却材喪失事故における非常用炉心冷却設備再循環切替対応の信頼性の強化（手動切替→自動化）について検討している。

第 2.2.2.13 表 国外の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(1 / 3)

No.	提言発行日	概要	反映内容
1	2011年7月28日	1 次冷却材系統ミドループ運転時に余熱除去機能が喪失した場合の緩和策としてベント経路を確保し、燃料取替用水タンクからの水頭差により1次冷却材系統を水張りし炉心冷却する方法が導入されている。その有効性が喪失する懸念が判明した事象があった。	ミドループ運転時の余熱除去機能喪失事象対応として燃料取替用水タンク重力注入操作を実施する社内マニュアルへ補給操作を実施することを反映した。
2	2011年10月4日	原子炉低出力運転中、原子炉停止操作のため、制御棒のステップ挿入を繰り返した結果、1次冷却材系統冷却効果により、蒸気発生器保有水の収縮が顕著に現れ水位が急低下し、原子炉を手動トリップさせた。	原子炉低出力運転中の制御棒手動操作に関しては、既に社内マニュアルに注意事項として記載しているが、より明確にする観点から、注意事項の記載を制御棒「手動」選択操作記載箇所付近へ記載した。
3	2012年6月29日	燃料交換停止中において、1次冷却材ポンプによる強制循環冷却運転中のところ、1次冷却材ポンプ上層階での作業によるドレン水が、コーティング処理が実施されていなかった1次冷却材モータケーブル接続箱に浸入し電気故障が発生した。	安全上重要な機器のモータケーブル接続箱に関しては、浸水防止処理が適切に実施されているかを確認した結果、問題は認められなかった。
4	2012年12月7日	通常運転中、運転員が手順書を置くために使用していた台を移動させた際、台の上部コーナーが制御スイッチに接触し弁が誤開放した。	中央制御室における 150cm 以上の什器については、転倒、移動防止措置が取られていること、又は、措置が取られていない什器については、制御盤に接触しないことを確認しているが、継続的に運用するため、什器の転倒、移動防止措置を管理する項目を社内マニュアルに明記した。
5	2014年5月27日	海外のトレーニングセンターにおいて、放射線事故による中央制御室内の放射性物質濃度上昇事象を想定して、マスクを装着して訓練を行っていた。	マスク装着状態でシミュレータ操作訓練を実施した。
6	2014年10月31日	蓄電池等の制御室に設置された遠隔電流計の電線に保護装置がないことから、短絡等から火災が発生した場合、安全停止に必要な機器の機能が喪失し、安全停止に影響する可能性が確認された。	直流制御回路に過電流保護装置がない機器について、制御回路用の NFB、又は、ヒューズを設置した。

第 2.2.2.13 表 国外の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(2 / 3)

No.	提言発行日	概要	反映内容
7	2014年12月8日	米国NRCよりテフロン®のシール材や絶縁材の使用について注意喚起がなされた。	シール材としてテフロン®より耐環境性を有するPEEK材*を適用した均圧弁への取替えを実施した。 ※：ポリエーテルエーテルケトン
8	2015年7月13日	外部電源系の1相開放故障時に、低電圧保護継電器等の既存の検知器で検出できないケースがあることが解析等により確認された。	所内母線の安定化（所内への異常拡大防止）のため、1相開放故障において検知性の改善が必要な変圧器を対象に、自動検知可能なシステムを設置する。
9	2016年2月26日	原子炉容器上蓋の検査時に異常が確認された。上蓋制御棒駆動装置管台下端にある多数のサーマルスリープによよそ全周に渡る摩耗領域があることが判明した。摩耗は、サーマルスリープの流れ誘起衝撃及び回転運動による上蓋制御棒駆動装置管台内面へのサーマルスリープの接触によるものと推定された。	原子炉容器上蓋取替を実施済みであり、海外の事象発生プラントに比べて供用年数が短いこと、またサーマルスリープの構造に違いがあることより、至近では問題が生じないことを評価している。また、現在摩耗の進行速度や影響について詳細評価中であり、今後、中長期的な対応について検討する。
10	2016年7月14日	JANSI提言「安全性向上計画のレビューにより抽出された安全性向上策に関する提言（その4）」により、全交流電源喪失時における1次冷却材ポンプ（RCP）シール1次冷却材喪失事故発生防止対策の強化について検討することが提言された。	全交流電源喪失時におけるRCPシール部からの一次冷却材漏えいの可能性を低減するため、RCPシール漏えい防止機構として、RCPシャットダウンシールを導入した。
11	2017年4月28日	单一故障を伴う事故の発生後に、インバータ及びバッテリ充電器のある直流電源設備室内の温度が設計基準の環境温度を超える、インバータやバッテリ充電器が故障して、両トレインの直流電源の喪失につながる可能性があることが懸念された。	空調用冷却設備であるチラユニットの再起動防止インターロックについて、SI/B0信号発信時に装置が強制的に再起動できるよう対策を実施した。
12	2018年2月26日	過去に発生した直流電源系が関係する運転経験について検証した結果、充電器と蓄電池が並列接続している場合の充電器からの初期の短絡電流が定格電流の700%流れることが示された。	新知見を踏まえ、充電器からの初期の短絡電流が定格電流の700%流れると仮定しても、既設の遮断器によって遮断可能であることを確認した。

第 2.2.2.13 表 国外の原子力施設の運転経験から得られた教訓に係る新知見

(3 / 3)

No.	提言発行日	概要	反映内容
13	2019年1月28日	デジタル式電気油圧式制御装置（E H）のサーボ弁用信号伝送ケーブルコネクタが外れ、ガバナ弁が閉止した。 原因は、同年の初期に実施した改造（サーボ弁設置箇所の変更）により、サーボ弁の振動環境に影響を与え、高周波振動が発生しコネクタが外れたと推定。	サーボ弁コネクタ部のネジのゆるみは過去に経験していないが、更なる信頼性向上を考慮し、主要弁である主蒸気止め弁（M S V）、蒸気加減弁（G V）、インターフェクト弁（I C V）のサーボ弁コネクタ部について、ゆるみ止め対策を実施した。
14	2019年4月23日	外部電源喪失時における主蒸気管破断発生ループの隔離後の原子炉冷却材で、流れが停滞する場合の不均一な自然循環冷却に対する操作手順書の記載不備が見つかった。	外部電源喪失、主蒸気及び主給水管破断時において、一次冷却材（R C S）自然循環におけるR C S冷却時の注意事項を社内マニュアルに反映した。
15	2019年5月21日	作業により発生した導電性の炭素繊維浮遊物が盤内部に侵入し、アーク閃絡が発生した。	電気機器周辺での炭素繊維含有シート使用時等の注意事項について社内マニュアルに反映した。
16	2019年5月21日	一次冷却材系（R C S）が満水状態の時、充てん流量制御弁が予期せず全開となり、R C Sへの充てん流量が最大流量で注入されて、R C S圧力が急上昇する過渡事象が発生し、余熱除去（R H R）系逃し弁が開動した。	R C S満水時において、充てん流量制御弁が誤作動した場合の適正な処置方法を社内マニュアルに反映した。

第 2.2.2.14 表 原子力規制委員会指示文書リスト及び被規制者向け情報通知
文書とその対応（1／5）

No.	文書名 (発行番号) (発行日)	指示概要	対応状況
1	東京電力株式会社柏崎刈羽原 子力発電所で確認された不適 切なケーブル敷設に係る対応 について（指示） (原規規発第 1601063 号) (2016 年 1 月 6 日)	既存の安全系ケーブル 敷設の状況について、系 統間の分離の観点から 不適切なケーブル有無 を調査し、不適切なケーブル 敷設が確認された場合及び品質マネジメ ントシステムに問題が あると判断した場合には、速やかに適切な是正 処置を実施し、その結果 の報告を求めたもの。	不適切なケーブル有無 の調査については、高浜 3 号機は対象ではない が、設計検証等のルール の継続的な改善が図ら れるとともに、そのル ールが確実に実施されて いることを確認してお り、品質マネジメントシ ステムは有効に機能し ていていることを確認し報 告した。
2	保安検査における指標の収集 について（指示） (原規規発第 1604135 号) (2016 年 4 月 13 日)	規制の客觀性を高める とともに、規制リソース のより効率的、効果的な 活用を図ることを目的 として、安全に係る指標 としてのデータ等を数 年間収集して傾向分析 を行い、原子力規制事務 所が年度ごとに定める 実施方針や年 4 回の定期 の保安検査において、検 査項目を選定する際の 資料として活用するこ ととしており、関係する データを翌年度の第一 四半期までに提出する よう指示があったもの。	指定された関係データ を集約し、原子力規制事 務所に提出した。
3	仏国原子力安全局で確認され た原子炉容器等における炭素 偏析の可能性に係る調査につ いて（指示） (原規規発第 1608242 号) (2016 年 8 月 24 日)	仏国原子力安全局が、仏 国内で運転中の加圧水 型原子力プラントの蒸 気発生器において、その 水室の機械的強度が想 定より低い可能性があ ることを発表したこと を受け、原子炉容器、蒸 気発生器、加圧器の製造 方法及び製造メーカーを 調査するとともに、鍛造 鋼の使用が確認された 場合は、当該鍛造鋼が規 格を上回る炭素濃度領 域を含む可能性を評価 し報告するよう指示が あったもの。	原子炉容器、蒸気発生 器、加圧器の製造方法及 び製造メーカーを報告す るとともに、鍛造鋼の使 用が確認された部位全 てについて調査、評価を行 った結果、炭素偏析部 残存の可能性がないこ とを報告した。

第 2.2.2.14 表 原子力規制委員会指示文書リスト及び被規制者向け情報通知
文書とその対応（2／5）

No.	文書名 (発行番号) (発行日)	指示概要	対応状況
4	北陸電力株式会社志賀原子力発電所 2 号炉の原子炉建屋内に雨水が流入した事象に係る対応について（指示） (原規規発第 1611162 号) (2016 年 11 月 16 日)	発電用原子炉施設のうち、発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針に定める重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに当該安全機能を果たすために直接又は間接に必要とする構築物、系統及び機器を内包する建屋についての貫通部から建屋内部への水の浸入を防ぐ措置の現況について報告するよう求めたもの。	調査対象建屋の地表面及び地下部にある調査対象建屋の外部から、調査対象建屋内部への貫通部の箇所のうち、浸水防止高さ以下の貫通部は全て浸水防止処置を施行しており、調査対象建屋内への浸水経路がないことを確認し、報告した。
5	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正等に係る対応について（指示） (原規規発第 1704054 号) (2017 年 4 月 5 日)	予期せず発生する有毒ガスに係る対策として、当該経過措置期間中に起動し、又は起動状態にある発電用原子炉施設等については、原子炉制御室又は制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員が使用できるよう、必要人數分の空気呼吸具の配備（着用のための手順、防護の実施体制等の整備を含む。）を行うよう指示があったもの。	中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員について、予期せず発生する有毒ガスから防護するための実施体制及び手順を整備するとともに、一定期間防護するのに必要な空気呼吸具、空気ボンベの数量を確保し、所定の場所に配備したことを報告した。

第 2.2.2.14 表 原子力規制委員会指示文書リスト及び被規制者向け情報通知
文書とその対応（3／5）

No.	文書名 (発行番号) (発行日)	指示概要	対応状況
6	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徵収について (原規規発第 1812124 号) (2018 年 12 月 12 日)	2018 年 11 月 21 日の原子力規制委員会において、「大山火山の火山灰分布に関する関西電力との意見交換会及び現地調査結果について」に基づき、京都市越畠地点の大山生竹テフラ（以下「D N P」という。）の降灰層厚は 25cm 程度であること、また D N P の噴出規模は既往の研究で考えられてきた規模を上回る 10km ³ 以上と考えられると認定された。これを受け、越畠地点等の 7 地点における D N P の降灰層厚に基づく噴出規模、その評価結果をふまえた不確かさケースも含め、既許可の原子炉設置変更許可申請書と同一の方法による大山火山の降下火碎物シミュレーションに基づく原子力発電所ごとの敷地における降下火碎物の最大層厚を報告するよう命じたもの。	報告徵収命令に沿って、D N P の噴出規模及び、この噴出規模を踏まえた発電所敷地における降下火碎物の最大積層を評価し報告した。
7	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第1項の規定に基づく命令について (原規規発第 1906193 号) (2019 年 6 月 19 日)	2019 年度第 4 回原子力規制委員会において新たに認定した事実 (D N P の噴出規模は 11km ³ 程度であること、大山倉吉テフラと D N P が一連の巨大噴火であるとは認められず、前述の噴出規模の D N P は火山影響評価において想定すべき自然現象であること) を前提として、法第43条の3の6の第1項第4号の基準に適合するよう許可済みの設置変更許可申請書記載の基本設計ないし基本的設計方針を変更するよう命じたもの。	命令に沿って、大山火山の噴火に伴う降下火碎物の層厚評価を見直し、発電所の建屋や設備が降下火碎物の重量に耐えられること、建屋内の機器の吸気や排気に影響がないことを確認し、原子炉設置変更許可申請を実施した。

第 2.2.2.14 表 原子力規制委員会指示文書リスト及び被規制者向け情報通知
文書とその対応（4／5）

No.	文書名 (発行番号) (発行日)	指示概要	対応状況
8	東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ（2021年3月5日）に関する見解等について (原規規発第 2104051 号) (2021年4月5日)	2021年3月10日の原子力規制委員会において、東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ（2021年3月5日） (以下「中間取りまとめ」という。)が了承され、この中間取りまとめに示されている知見については、発電用原子炉施設の安全性向上の観点から、幅広く議論及び活用されるべきものであり、発電用原子炉設置者における認識、見解を明らかにすることが重要であることから、2021年3月31日の原子力規制委員会において、「中間取りまとめに関する見解等を聴取する事項」に示す内容について、発電用原子炉設置者に対して見解等を聴取することとしたもの。	中間取りまとめに関する見解等の回答要領に従って、中間取りまとめに関する見解等の回答様式により、2021年5月10日までに回答した。
9	『東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ』（2021年3月5日）に関する見解等について (依頼)」に対する回答に係る対応について（依頼） (原規規発第 2110194 号) (2021年10月19日)	2021年5月10日付で回答のあった「『東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ』 (2021年3月5日)に関する見解等について (回答)」の内容を確認した結果、改めて見解等を聴取することとしたもの。	あらかじめ示された事項ごとの見解等を具体的な根拠や理由とともに、2021年11月2日までに回答した。
10	原子力発電所の火災時安全停止能力に関わる米国運転経験調査から得られた潜在的懸案事項 (NIN1-20220511nu) (2022年5月11日)	第51回技術情報検討会 (2022年1月20日)にて報告された原子力発電所の火災時安全停止能力に関わる米国運転経験調査から原子力規制庁が抽出した潜在的懸案事項を通知するもの。	指示文書に係る情報の分析を行うとともに、火災に係る確率論的リスク評価、回路解析について検討している。

第 2.2.2.14 表 原子力規制委員会指示文書リスト及び被規制者向け情報通知
文書とその対応（5／5）

No.	文書名 (発行番号) (発行日)	指示概要	対応状況
11	原子力発電所の火災時安全停止能力に関わる米国運転経験調査から得られた潜在的懸案事項 (NIN2-20220831nu) (2022年8月31日)	第53回技術情報検討会（2022年5月26日）にて報告された原子力発電所（NPP）における蓄電池の劣化に関する国際調査結果から、原子力規制庁が抽出した安全関連据置鉛蓄電池の寿命劣化に係る懸案事項を通知するもの。	国内原子力施設における蓄電池の劣化管理について、現状の劣化事象及び保守管理の整理を行い、技術的妥当性について検討している。

第2.2.2.15表 確率論的リスク評価を実施するために必要なデータにおける新知見

項目	内部事象	地震	津波
プラント情報の調査	(プラントの設計や運用に関する情報であり、新知見としての対象とはならない)		
ハザード評価	(収集の対象外)	—	—
フラジリティ評価	(収集の対象外)	—	・手法を新規構築し評価へ導入
システム評価 (CDF評価／CCF評価 ^{※1})			
(1)起因事象の選定及び発生頻度の設定／プラント損傷状態の分類及び発生頻度の定量化	・N R R C 技術諮問委員会 (T A C) のコメントを反映し、検討する起因事象の数を拡大。		
(2)成功基準の設定	—	—	—
(3)事故シーケンスの分析	—	—	—
(4)システム信頼性の評価	・外部電源復旧失敗確率について電中研報告書のデータを採用		
(5)信頼性パラメータの設定	・機器故障率データとして、国内故障率データ「国内原子力発電所のP R A用一般機器信頼性パラメータの推定(2021年9月)」を使用 (共通原因故障パラメータ「CCF Parameter Estimations 2020」の反映要否を検討)		
(6)人的過誤の評価	・人的過誤確率の算出に「HRA Caluculator」を使用		
(7)炉心損傷頻度／格納容器機能喪失頻度の定量化	—	—	—
ソースターム評価	—	—	—
被ばく評価	—	—	—
上記以外の知見			
国内知見	— (当社を含む電気事業者による電力共通研究やN R R Cにより、リスク評価や自然外部事象、リスク情報を活用した意思決定に関する研究・検討を進めているところであるが、いずれも研究途上であり、現段階で研究成果を安全性向上評価届出書に反映すべき事例はなし)		
海外知見	・伊方プロジェクトでのT A C及び海外専門家レビューコメントのうち、反映可能なものについては反映済。(未反映のものは、今後反映の要否も含めて検討する)		

※ 1 炉心損傷頻度評価をCDF評価、格納容器機能喪失頻度評価をCCF評価と示す。

注) 表中の「—」については、新知見及び参考情報が抽出されなかったことを示す。

第 2.2.2.16 表 国内の規格基準等に係る新知見情報（1／4）
 (日本電気協会)

No	規格名称	規格番号	反映状況
1	原子力発電所耐震設計技術規程	JEAC 4601・2015	耐震設計を実施する際に活用している。 具体的には、動的機器の機能維持評価等に活用している。
2	原子炉格納容器の漏えい率試験規程	JEAC 4203・2017	定期事業者検査（原子炉格納容器全体漏えい率検査、原子炉格納容器局部漏えい率検査）に適用している。
3	軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験規程	JEAC 4207・2016	供用期間中検査に適用している。
4	原子燃料管理規程	JEAC 4001・2020	社内標準「原子燃料管理業務要綱」に反映している。
5	取替炉心の安全性確認規程	JEAC 4211・2018	社内標準「原子燃料管理業務要綱」に反映している。
6	原子力発電所の炉心・燃料に係る検査規程	JEAC 4212・2020	社内標準「原子燃料管理業務要綱」に反映している。
7	発電用原子燃料の製造に係る燃料体検査規程	JEAC 4214・2020	社内標準「原燃検査業務要綱指針」に反映している。
8	原子力安全のためのマネジメントシステム規程	JEAC 4111・2021	2021 年版を参考規格の扱いとして社内標準「原子力発電所の安全に係る品質保証規程」に要求事項の内容を反映している。
9	原子力発電所の緊急時対策指針	JEAG 4102・2020	原子力事業者防災業務計画及び社内標準「原子力防災業務要綱」に反映している。
10	原子力発電所運転責任者の判定に係る規程	JEAC 4804・2021	社内標準「運転責任者に係る合否判定等業務等に関する要綱指針」他に反映している

第 2.2.2.16 表 国内の規格基準等に係る新知見情報（2／4）
(日本機械学会)

No	規格名称	規格番号	反映状況
1	発電用原子力設備規格維持規格（評価編）（追補）	JSME S NA1-2014	供用期間中検査へ適用している。

第 2.2.2.16 表 国内の規格基準等に係る新知見情報（3／4）
(日本原子力学会)

No	規格名称	規格番号	反映状況
1	原子力施設のリスク評価標準で共通に使用される用語の定義：2018	AESJ-SC-RK003:2018	安全性向上評価における確率論的リスク評価に活用している。
2	原子力発電所の地震を起因とした確率論的リスク評価に関する実施基準：2015	AESJ-SC-P006 : 2015	安全性向上評価における確率論的リスク評価に活用している。
3	原子力発電所の停止状態を対象とした確率論的リスク評価に関する実施基準（レベル1 P R A編）：2019	AESJ-SC-P001 : 2019	安全性向上評価における確率論的リスク評価に活用している。
4	原子力発電所の確率論的リスク評価用のパラメータ推定に関する実施基準：2015	AESJ-SC-RK001 : 2015	安全性向上評価における確率論的リスク評価に活用している。
5	原子力発電所の確率論的リスク評価に関する実施基準（レベル3 P R A編）：2018	AESJ-SC-P010:2018	特重施設の被ばく評価から本基準を適用して評価を行った。
6	原子力発電所に対する津波を起因とした確率論的リスク評価に関する実施基準：2016	AESJ-SC-RK004 : 2016	安全性向上評価における確率論的リスク評価に活用している。
7	原子力発電所におけるシビアアクシデンスマネジメントの整備及び維持向上に関する実施基準：2019	AESJ-SC-S005 : 2019	安全性向上評価における確率論的リスク評価に活用している。

第 2.2.2.16 表 国内の規格基準等に係る新知見情報（4／4）
 (原子力エネルギー協議会)

No.	技術レポート・ ガイド名称	番号	反映状況
1	原子力規制検査において活用する安全実績指標（P I）に関するガイドライン	ATENA 19-R01 (Rev.0)	社内標準「原子力発電業務要綱」に反映している。
2	製造中止品管理ガイドライン	ATENA 20-ME04 (Rev.0)	保修業務ガイド「製造中止品管理運用マニュアル」に反映している。
3	原子力発電所におけるデジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障緩和対策に関する技術要件書	ATENA 20-ME05 (Rev.0)	本技術要件書に示した技術要件に従い、有効性評価、設備の基本設計・詳細設計を行い、緩和対策を自主的に整備することとした。 本技術要件に従い基本設計を2021年10月に完了し、2023年度（第27回定期検）の工事完了に向けて詳細設計を実施中。

第 2.2.2.17 表 国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報以外）に係る参考情報（1／2）

No.	表題	文献誌名
1	核燃料被覆管のための水素透過還元及び耐酸化性としてのS i Cコーティング	Journal of Nuclear Science and Technology
2	原子力発電所の外部ハザードとしての森林火災に対するハザード曲線評価法の開発	Journal of Nuclear Science and Technology
3	火災事象P S Aに対する機器冷却水系喪失起因事象のフォールトツリーの構築に関する研究	Journal of Nuclear Science and Technology
4	原子力発電所のデジタル中央制御室のオペレータに対する人間信頼性解析	Journal of Nuclear Science and Technology
5	リスク情報を活用した原子力発電所運用の実用的な意思決定手法とその安全上の効果	日本原子力学会和文論文誌
6	原子力発電所のシビアアクシデント緩和プロセスにおける人間の信頼性の定量的分析のためのベイジアンネットワークと改良型S P A R—Hの使用	Journal of Nuclear Science and Technology
7	原子力発電所システムのオンライン性能評価システムの開発	Journal of Nuclear Science and Technology
8	ナトリウム冷却高速炉における強風と降雨の組合せハザードに対する確率的危険評価方法論の開発	Mechanical Engineering Journal
9	弾塑性座屈解析による鋼製原子炉格納容器の座屈強度設計手法の提案	日本機械学会論文集
10	異なるノーズ形状の発射体による斜め衝突を受けた鉄筋コンクリートスラブの穿孔損傷に関する解析的研究	Mechanical Engineering Journal
11	F & B運転の新しい手順パスと原子力発電所へのリスクの影響	Nuclear Technology
12	原子力発電所における地震確率論的リスク分析と応用	Nuclear Technology
13	核分裂生成物のガンマ放射能測定に基づく臨界検知法	Nuclear Technology

第 2.2.2.17 表 国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報以外）に係る参考情報（2／2）

No.	表題	文献誌名
14	原子力発電所の既存の火災 P R A と統合確率的リスク評価 (I - P R A)との方法論的で実践的な比較	Nuclear Technology
15	地震事象による使用済燃料プールのリスク分析	Journal of Nuclear Engineering and Radiation Science
16	Seismic Hazard Assessment in Site Evaluation for Nuclear Installations: Ground Motion Prediction Equations and Site Response (原子力施設に対するサイト評価における地震ハザード評価：地震動予測式と応答)	IAEA 報告書 (IAEA-TECDOC-1796)
17	Benchmark Analysis for Condition Monitoring Test Techniques of Aged Low Voltage Cables in Nuclear Power Plants, Final Results of a Coordinated Research Project (原子力発電所における経年低電圧ケーブルの状態監視試験技術のためのベンチマーク解析、共同研究プロジェクトの最終結果)	IAEA 報告書 (IAEA-TECDOC-1825)

第 2.2.2.18 表 国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報）に係る反映が必要な新知見情報

No.	分野	表題	文献誌名	概要	反映状況
1	竜巻	竜巻注意情報／竜巻発生確度ナウキャストの精度向上	気象庁ホームページ	竜巻注意情報の発表区域が県単位から天気予報と同じ区域に細分化	竜巻注意情報受信に係る発電所のFAX運用へ反映済み

第 2.2.2.19 表 国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報）に係る新知見関連情報（1／4）

No.	分野	表題	文献誌名
1	地震	原子力発電施設に適用する制振装置開発に向けた基盤整備	日本原子力学会 2016 年 秋の大会予稿集
2	地震	原子力発電所に使用される電動弁駆動部の耐震試験結果	日本原子力学会 2016 年 秋の大会予稿集
3	地震	沸騰水型原子力発電所に使用される主蒸気逃がし安全弁の耐震試験結果	日本原子力学会 2016 年 秋の大会予稿集
4	地震	厳しい地震動を受ける粘性ダンパーで支持された配管系の振動台試験	ASME (米国機械学会) PVP2016 国際会議論文
5	地震	厳しい地震動を受ける粘性ダンパーで支持された機器・配管系の振動解析	ASME (米国機械学会) PVP2016 国際会議論文
6	地震	部分リング補強材を有する鋼製原子炉格納容器の弾塑性座屈解析による耐震強度評価について	日本原子力学会 2017 年 秋の大会予稿集
7	地震	原子力発電所に使用される電動弁駆動部の耐震試験解析評価(2) 耐震解析評価	日本原子力学会 2017 年 秋の大会予稿集
8	地震	原子力発電所に使用される電動弁駆動装置の耐震試験結果	ASME (米国機械学会) PVP2017 国際会議論文
9	地震	非線形動的解析を用いた設計限界地震時の延性破壊や塑性崩壊の許容基準	ASME (米国機械学会) PVP2017 国際会議論文
10	地震	基準地震動による機器・配管系の耐震設計における延性破断・塑性崩壊に対する許容基準	日本機械学会論文集
11	地震	原子力発電所に使用される電動バタフライ弁駆動装置の耐震試験結果	ASME PVP2018

第 2.2.2.19 表 国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報）に係る新知見関連情報（2／4）

No.	分野	表題	文献誌名
12	地震	原子力発電所に使用される電動弁駆動装置の耐震試験解析評価	ASME PVP2018
13	地震	曲げ荷重を受けるフィラメントワインディングFRP配管の終局状態に関する研究	ASME PVP2018
14	地震	原子力発電所の空気作動弁駆動装置の耐震試験用試験体の選定	ASME PVP2019
15	地震	原子力発電所の空気作動弁駆動装置の耐震試験結果（空気作動バタフライ弁（直結形））	ASME PVP2019
16	地震	原子力発電所の空気作動弁駆動装置の耐震試験結果（空気作動玉形弁（シリンドラ形））	ASME PVP2019
17	地震	弾塑性座屈解析による鋼製原子炉格納容器の座屈強度設計手法の提案	日本機械学会論文集
18	地震	原子力発電所の空気作動弁駆動部の耐震試験結果：地震時機能維持評価法	ASME PVP2020
19	地震	三次元材料非線形解析を用いた鉄筋コンクリート製地中構造物を対象とした地震時挙動評価	構造工学論文集
20	地震	曲げひび割れが生じた鉄筋コンクリート内のアンカーの地震時履歴特性に関する実験的研究	土木学会論文集
21	地震	An Empirical Method for Estimating Source Vicinity Ground-Motion Levels on Hard Bedrock and Annual Exceedance Probabilities for Inland Crustal Earthquakes with Sources Difficult to Identify in Advance	Bulletin of the Seismological Society of America
22	地震	水平二方向載荷履歴が実規模RC部材のせん断耐力に与える影響に関する実験的検討	構造工学論文集
23	地震	水平二方向力が作用する実規模RC部材の破壊挙動の数値解析による分析	構造工学論文集
24	地震	密な地盤に埋設されたRC立坑の地震応答に関する実験的検討	コンクリート工学年次論文集
25	地震	原子力発電所に対する断層変位を起因とした確率論的リスク評価に関する実施基準：2021	日本原子力学会標準

第 2.2.2.19 表 国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報）に係る新知見関連情報（3／4）

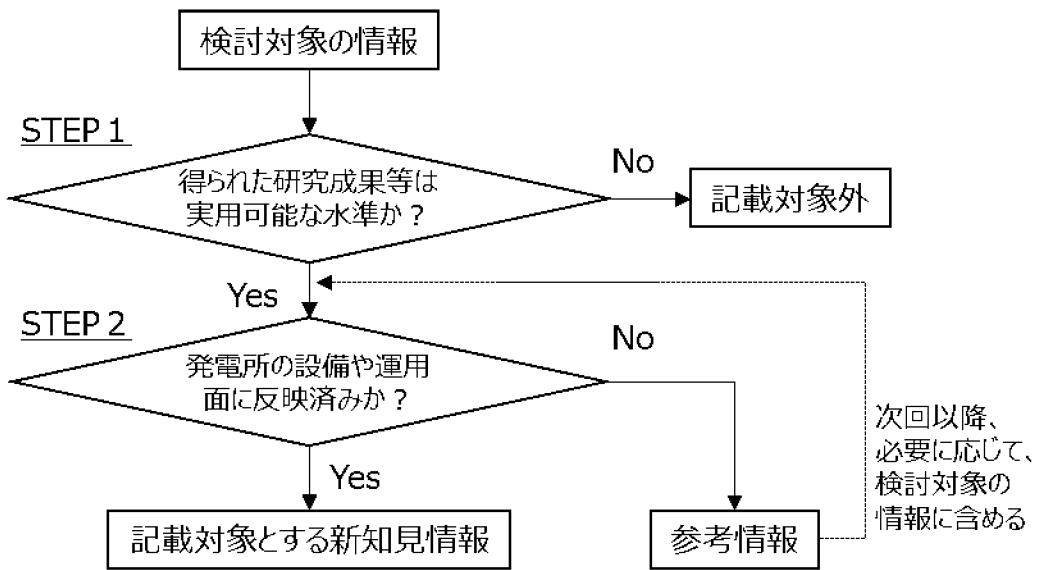
No.	分野	表題	文献誌名
26	津波	浸水防止設備技術指針（J E A G 4 6 3 0 - 2 0 1 6）	日本電気協会 浸水防止設備技術指針
27	津波	2011年東北津波における北上川河口部の大規模洗掘・堆積に関する数値的検討	土木学会論文集 B 2 (海岸工学)
28	津波	屋外タンクに関する津波漂流物衝突時の構造評価法の検討	日本機械学会論文集
29	津波	浸水防止設備技術指針（J E A G 4 6 3 0 - 2 0 2 0）	日本電気協会 浸水防止設備技術指針
30	竜巻	日本版改良藤田スケールの運用開始（平成 28 年 4 月 1 日）	気象庁ホームページ
31	竜巻	気象庁竜巻等突風データベースの更新	気象庁ホームページ
32	竜巻	A Monte-Carlo model for estimating impacts.	Meteorol. Appl., 23, 169-281.
33	竜巻	日本版竜巻スケール及びその評価手法に関する研究	「日本版竜巻スケール及びその評価手法に関する研究」公開研究会資料
34	竜巻	Analysis of Missile Impact Probability for Generic Tornado Hazard Assessment	Nuclear Energy Institute(NEI)
35	竜巻	Energy dissipation by tornadoes in heavily-forested landscapes	Conference on Severe Local Storms ,2016.
36	竜巻	Tornado fragility and risk assessment of an archetype masonry school building	Engineering Structures, 128 (2016) 26-43.
37	竜巻	竜巻飛来物衝突を受ける鋼板の耐貫通性能に関する数値解析的評価	土木学会 構造工学論文集, Vol.63A, P1163-1176, 2017.3
38	竜巻	竜巻飛来物に対するリング式ネットの評価手法の提案	土木学会 構造工学論文集, Vol.63A, P1035-1046, 2017.3
39	竜巻	高張力鋼製ワイヤネットに対する竜巻飛来物の衝撃試験	土木学会 構造工学論文集, Vol.63A, P1047-1060, 2017.3

第 2.2.2.19 表 国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報）に係る新知見関連情報（4／4）

No.	分野	表題	文献誌名
40	竜巻	On Appropriate Value of Flight Parameter in Numerically Simulating Trajectories of Wind-borne Rectangular Rod (強風による角材状飛来物の軌跡に関する飛行定数の数値解析による最適値)	Proc. of 9th Asia-Pacific Conference on Wind Engineering
41	竜巻	剛飛翔体衝突を受ける R C 版の損傷評価法に関する検討	日本原子力学会 2017 年 秋の大会
42	竜巻	剛及び柔飛翔体の斜め衝突による R C 版の局部損傷評価	日本原子力学会 2017 年 秋の大会
43	竜巻	鋼製飛来物の衝突を受ける鋼板の貫通メカニズムに関する基礎的研究	土木学会第 73 回年次学術講演会講演概要集
44	竜巻	鋼板貫通試験による B R L 式の妥当性検討	日本原子力学会 2019 年 秋の大会予稿集
45	竜巻	竜巻飛来物衝突を想定した鋼板貫通試験による B R L 式の適用性検討	土木学会 第 12 回構造物の衝撃問題に関するシンポジウム論文集
		竜巻飛来物衝突を受ける鋼板の耐貫通性能に関する研究—B R L 式の適用性に関する基礎検討—	電力中央研究所報告 O19003
46	火山	大山火山の噴火史の再検討	産業技術総合研究所 地質調査研究報告
47	火山	セントヘレンズ火山噴火における大気中の火山灰濃度	関西電力株式会社 美浜発電所 3 号炉の審査書案に対する意見募集の結果 (Archives of Environmental Health, May/June 1983 [Vol. 38, (No.3)])

第 2.2.2.20 表 設備の安全性向上に係るメーカー提案に係る新知見情報

No.	件 名	概 要
1	R C P シール L O C A 対策	全交流電源喪失時における R C P シール部からの一次冷却材漏えいの可能性を低減するため、R C P シール漏えい防止機構として、R C P シャットダウンシール導入の検討に活用している。



【S T E P 1】

実用性のある水準に達していないもの（基礎研究やデータ収集に関するもの及び当該の研究をベースとして今後更に詳細な調査、研究を実施するもの等）については記載対象外とする。（今後、新たな研究成果が得られた際に検討対象の情報に含める。）

【S T E P 2】

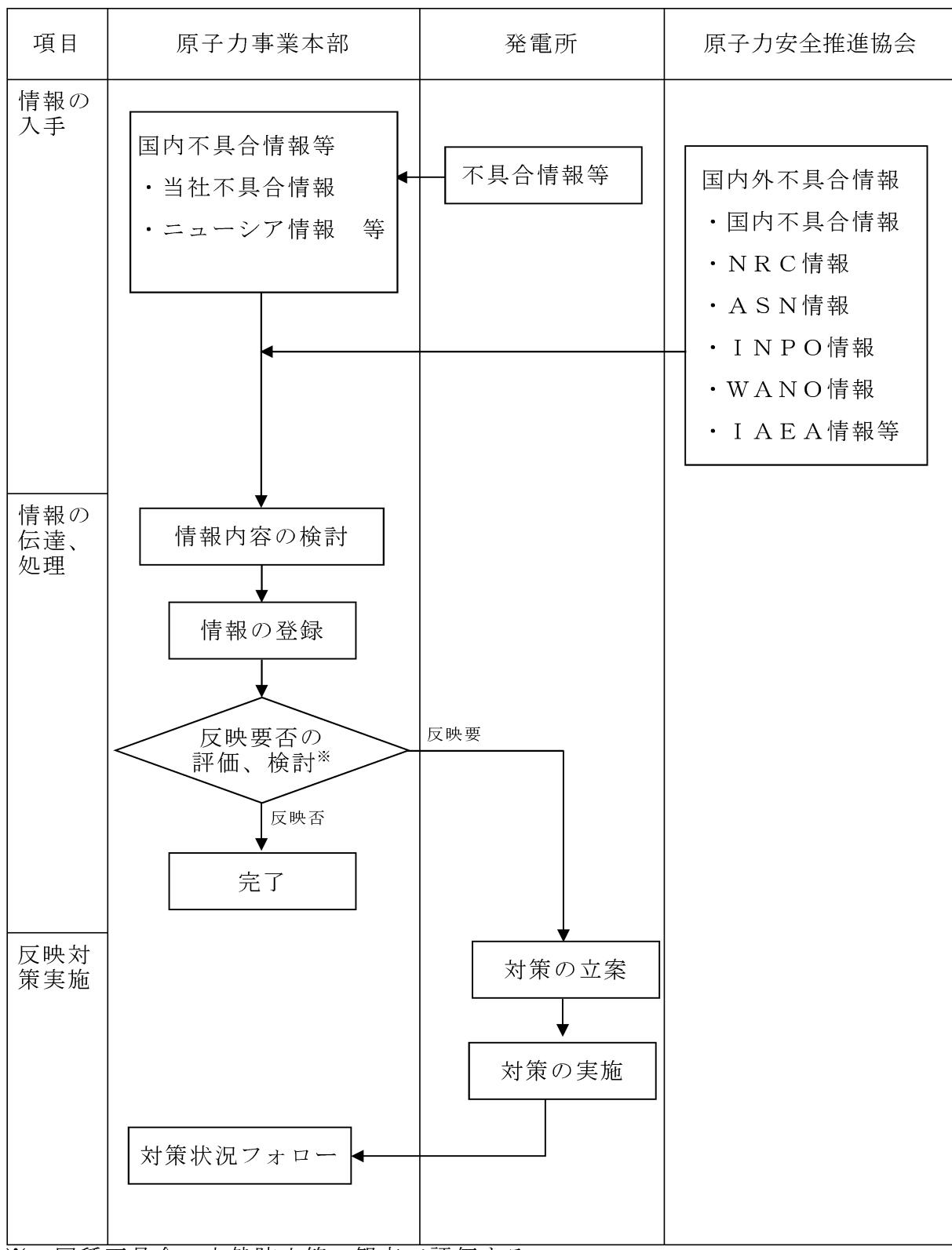
発電所の設備設計、マニュアル類に反映済みのもの（具体的な反映の見通しのあるもの）を記載対象として抽出する。

それ以外のものについては、参考情報として整理し、次回以降の安全性向上評価の際に、必要に応じて検討対象の情報に含める。

第 2.2.2.1 図 安全に係る研究の整理、分類方法

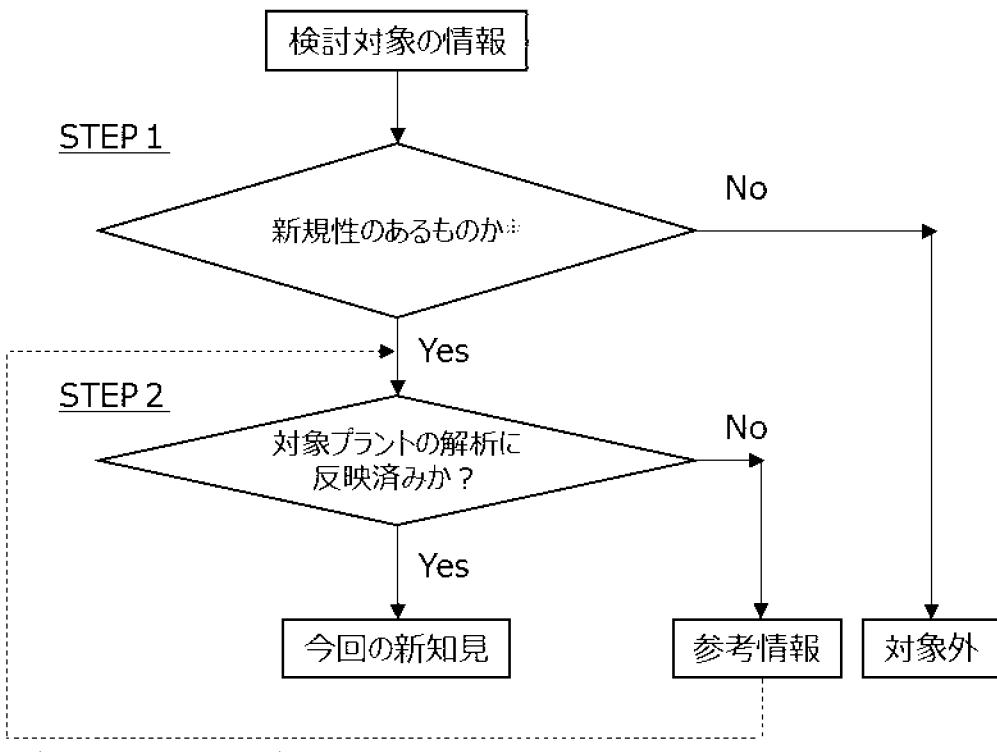
(自社研究、電力共通研究*)

* 国内機関、国外機関の研究開発については、第2.2.2.5図の整理、分類方法とする。



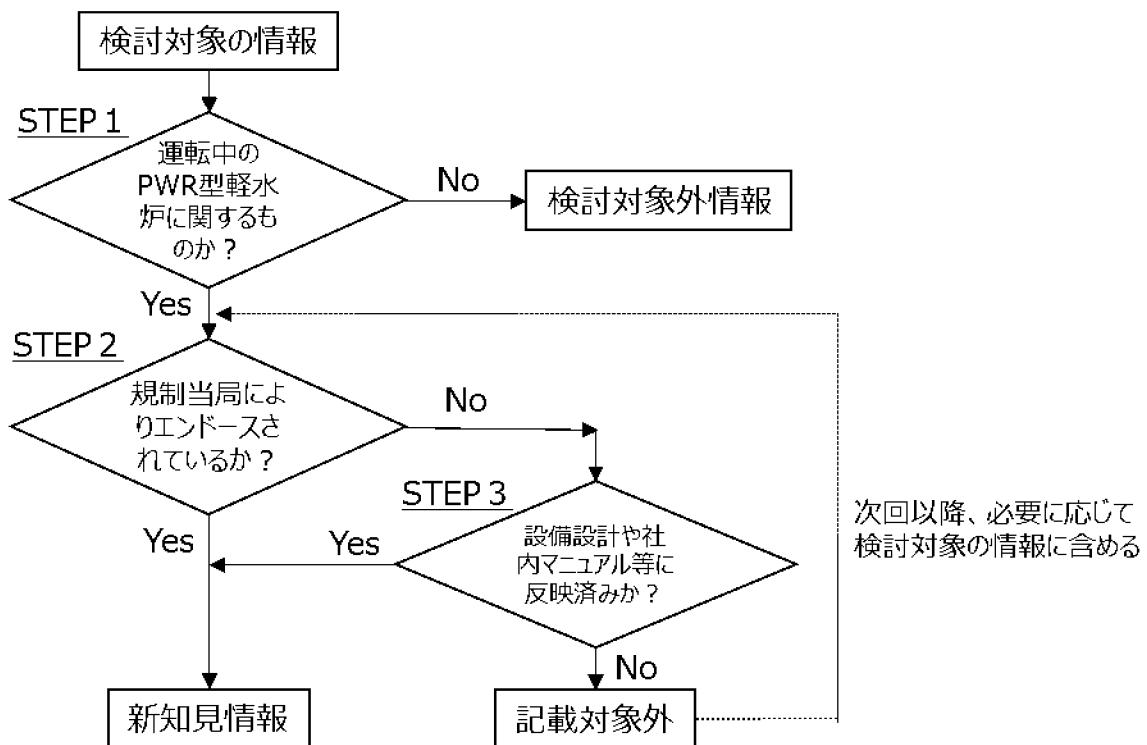
* 同種不具合の未然防止等の観点で評価する。

第 2.2.2.2 図 国内外の原子力施設の運転経験から得られた教訓の整理、分類方法



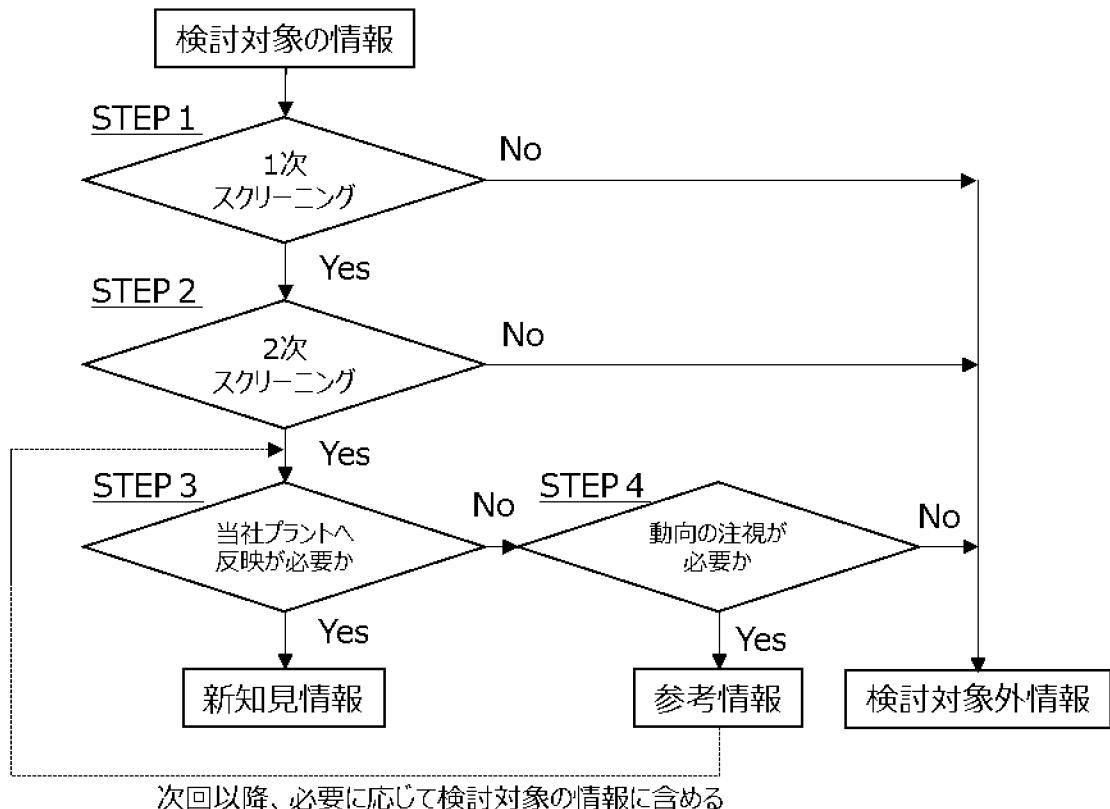
- ※ 単なるデータの蓄積といった、確率論的リスク評価を実施するうえで自明なもの除去。
また、ハザード評価については第 2.2.2.6 図（1／3）の整理、分類方法とする。

第 2.2.2.3 図 確率論的リスク評価を実施するために必要なデータの整理、分類方法



第 2.2.2.4 図 国内外の基準等の整理、分類方法（国内規格基準[†]）

[†] 国外規格基準については第2.2.2.5図の整理、分類方法とする。



次回以降、必要に応じて検討対象の情報に含める

【S T E P 1】 1次スクリーニングにおいて検討対象とする情報

- ・原子力関連施設のうち運転中の商用軽水炉以外の施設（例 将来炉、再処理等）
- ・将来の燃料技術
- ・保障措置、核物質防護（核物質管理）（サイバーセキュリティ等は検討対象）
- ・違法行為及び規則類への意図的な違反
- ・事務的なもの等（例 型式認定承認の官報、P A・広報、コミュニケーション等）
- ・商用軽水炉以外の施設（例 研究施設、医療施設、一般産業施設等）

【S T E P 2】 2次スクリーニングにおいて検討対象とする情報

- ・既往データ等に基づいており、新たな知見が示されていない。
- ・既往の知見の取りまとめ等であり、新たな手法等を提案していない。
- ・既に反映済みである。
- ・今後の研究動向を注視する必要がある。（検討事例が少ない、検証データ数が少ない等）
- ・実務に適用するには、更なる検討が必要である。
- ・工学的判断に基づき暫定的に採用した手法や条件が多数あり、実務に適用する段階にない。
- ・具体的な効果が示されていない。
- ・発電所の安全性を直ちに向上させるものではない。

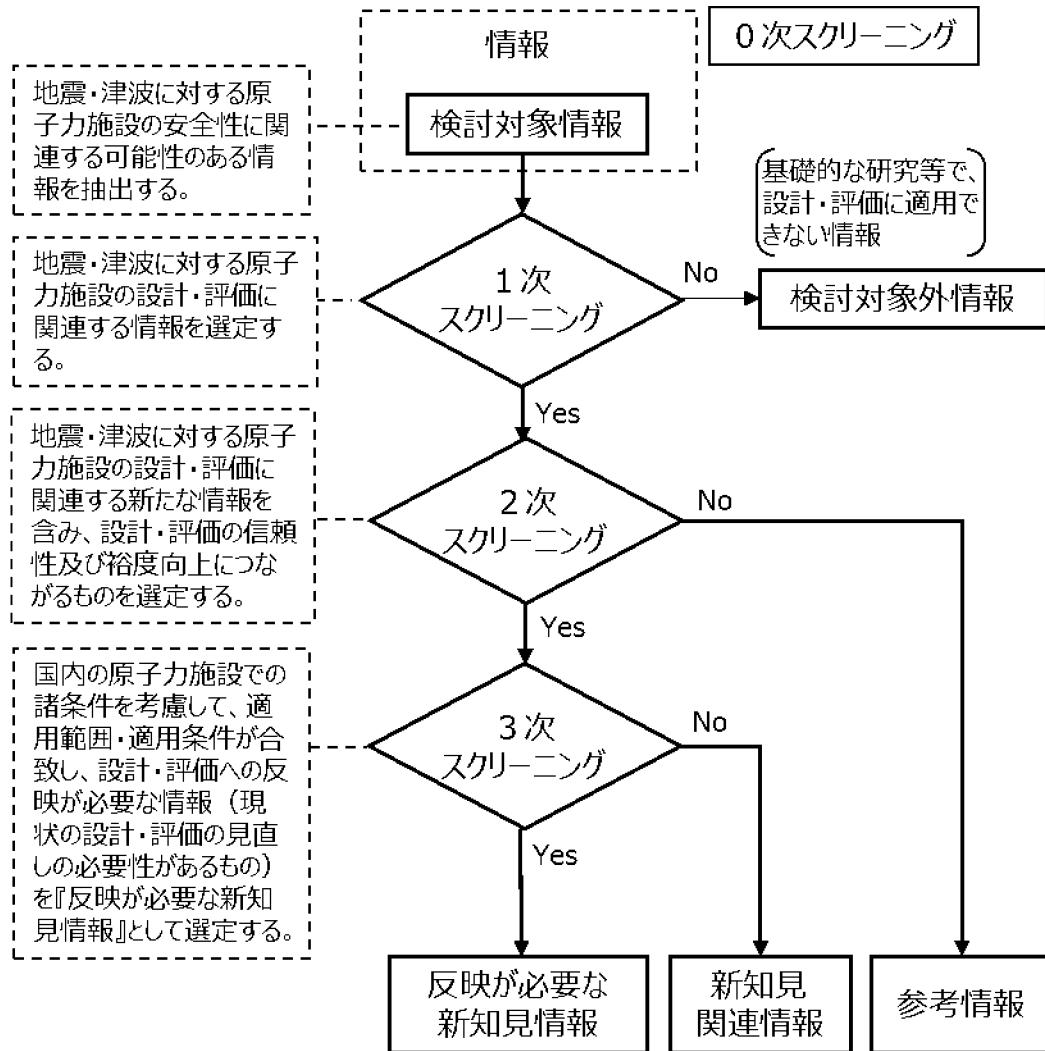
【S T E P 3】 評価対象の新知見情報

- ・既設プラントの設備設計や運用等に直ちに反映すべき水準のもの。

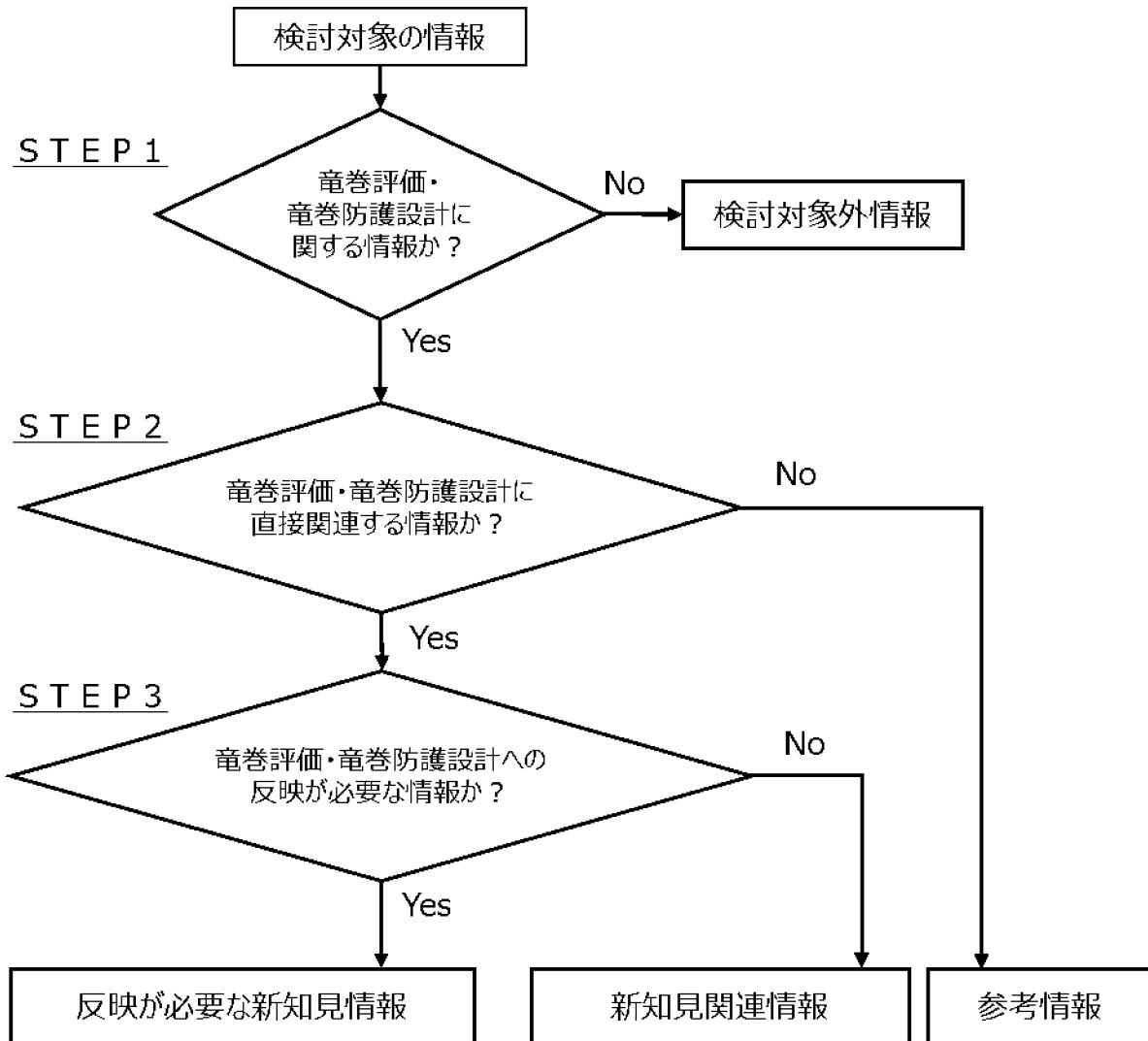
【S T E P 4】 参考情報

- ・今後の研究動向等によっては、プラントの安全性、信頼性向上につながりうる情報。
(次回以降の安全性向上評価の際に、必要に応じて検討対象の情報に含める。)

第 2.2.2.5 図 国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報以外）の整理、分類方法



第 2.2.2.6 図 國際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情
報）の整理、分類方法（1／3）（地震、津波）



【S T E P 1】 検討対象外とする情報

- ・竜巻に直接関連しない情報
- ・防護設計に関連しない情報 等

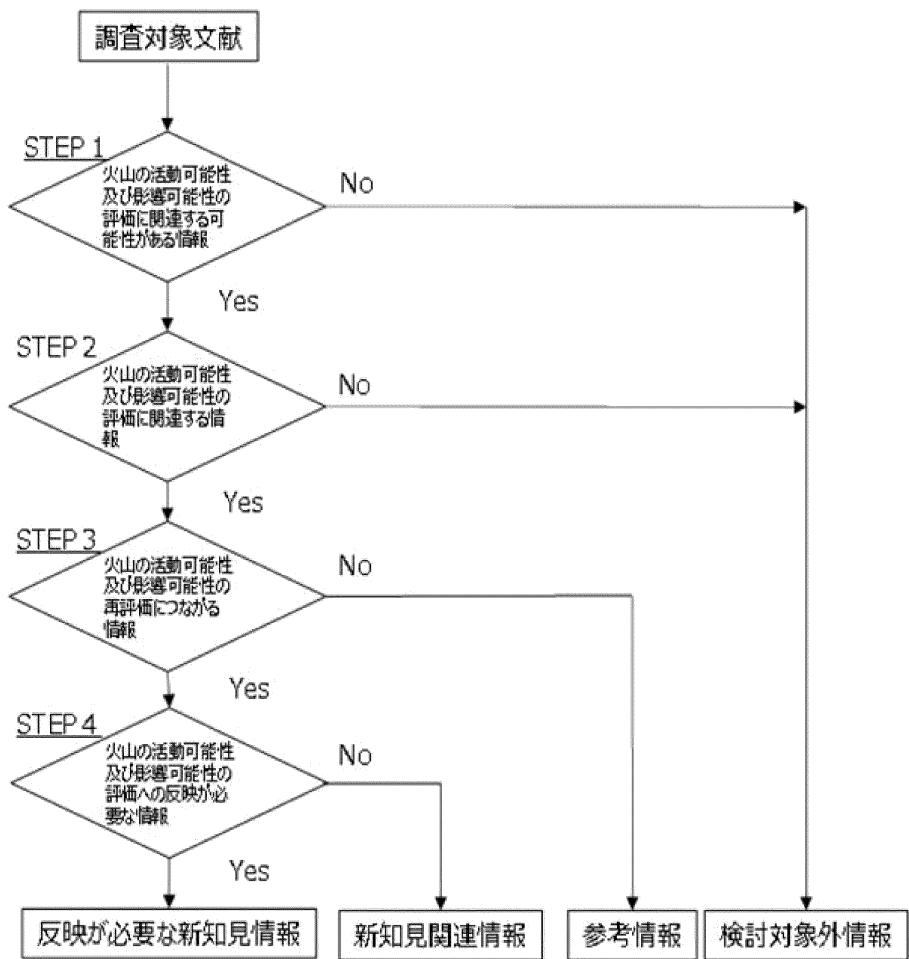
【S T E P 2】 参考情報とする情報

- ・基礎的な研究段階である
- ・既存情報のレビューである 等

【S T E P 3】 新知見関連情報

- ・既存の評価、設計の方が保守的である
- ・運用等の変更が不要である 等

第 2.2.2.6 図 國際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情報）の整理、分類方法（2／3）（竜巻）



第 2.2.2.6 図 國際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関する情 報）の整理、分類方法（3／3）（火山）

2.2.3 発電用原子炉施設の現状を詳細に把握するための調査（プラント・ウォークダウン）

美浜発電所3号機について、発電用原子炉施設の現状を詳細に把握するため実施した調査（プラント・ウォークダウン）を以下に示す。

- (1) 確率論的リスク評価（PRA）のためのプラント・ウォークダウン
安全性向上評価で実施する確率論的リスク評価において、机上検討では確認が難しいプラント情報を取得するとともに、検討したシナリオの妥当性を確認するため、プラント・ウォークダウンを実施した。
実施目的、実施計画及び結果は以下の箇所に記載する。

（内部事象出力運転時PRA）

「3.1.3.1.1.1(1)e. プラント職員への聞き取り調査等」

（内部事象停止時PRA）

「3.1.3.1.2.1(1)c. プラント職員への聞き取り調査等」

（地震出力運転時PRA）

「3.1.3.2.1.1(1)b. プラント・ウォークダウン」

（津波出力運転時PRA）

「3.1.3.2.2.1(1)b. プラント・ウォークダウン」

- (2) 安全裕度評価（ストレステスト）のためのプラント・ウォークダウン

安全性向上評価で実施する安全裕度評価（ストレステスト）において、机上検討では確認が難しいプラント情報を取得するため、「3.1.4.1.2 評価の進め方」(1)のg項に従い、PRAのためのプラント・ウォークダウンを活用するとともに、ストレステストのためのプラント・ウォークダウンを実施した。

2.3 安全性向上計画

「2.2.1 保安活動の実施状況」及び「2.2.2 国内外の最新の科学的知見及び技術的知見」を踏まえ抽出した、安全性向上に資する自主的な追加措置を第 2.3.1 表に示す。

第 2.3.1 表 保安活動及び新知見から抽出された追加措置

(1 / 4)

No	追加措置	追加措置概要	実施理由	実施時期 (※)	関連する 評価項目
1	抽出水オリフィス取替	通常の抽出ラインに設置している 3 台のオリフィスのうち、A 抽出水オリフィスを通水量の大きいものに取り替える。	余熱除去系統の信頼性向上（プラント起動時（低温状態での余熱除去ポンプ使用時）に発生する可能性が否定できない余熱除去系統配管内蒸気ボイドにより、余熱除去系統機能不全となる可能性を回避）の観点より、低圧抽出ラインによる一次冷却材系統（R C S）の圧力調整を、通常の抽出ラインでも可能とするため。	2023 年度 (第 27 回定期 事業者検査)	施設管理

(※) 総合評価チームによる追加措置決定時点（2023 年 1 月 11 日）の状況

第 2.3.1 表 保安活動及び新知見から抽出された追加措置

(2 / 4)

No	追加措置	追加措置概要	実施理由	実施時期 (※)	関連する評価項目
2	原子力発電所におけるデジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障緩和対策	原子力エネルギー協議会の「原子力発電所におけるデジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障緩和対策に関する技術要件書」の設備設計要求事項及び有効性評価手法を踏まえ、ソフトウェアに起因する共通要因故障により安全保護機能を喪失した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生しても適切に事象を緩和できるよう、既存の多様化設備に安全注入系の自動起動に係る機能等を追加する対策を講じる。	デジタル安全保護回路のソフトウェアに起因する共通要因故障における多様化設備での対処機能の向上を図る。	2023年度 (第 27 回定期事業者検査)	施設管理・新知見

(※) 総合評価チームによる追加措置決定時点（2023年1月11日）の状況

第 2.3.1 表 保安活動及び新知見から抽出された追加措置

(3 / 4)

2.3.4

No	追加措置	追加措置概要	実施理由	実施時期 (※)	関連する評価項目
3	1 相開放故障検知システム設置	所内母線への1相開放故障検知システムを設置する。	所内母線の安定化(所内への異常拡大防止)のため、1相開放故障において検知性の改善が必要な変圧器を対象に、機械的検知可能なシステムを設置することが必要。	2023年度 (第27回定期事業者検査)	施設管理 ・新知見
4	仮設中圧ポンプ使用可能条件の手順書類への反映	仮設中圧ポンプの使用可能条件を手順書類へ反映する。	2次系除熱機能喪失時の対応において、仮設中圧ポンプの使用条件を限定することで、蒸気発生器のドライアウトもしくは炉心損傷を回避可能であるため、2次系除熱機能喪失時の対応強化の観点より仮設中圧ポンプの使用可能条件を手順書類へ反映する。	2022年12月	運転管理

(※) 総合評価チームによる追加措置決定時点(2023年1月11日)の状況

第 2.3.1 表 保安活動及び新知見から抽出された追加措置

(4 / 4)

No	追加措置	追加措置概要	実施理由	実施時期 (※)	関連する評価項目
5	非常時における電源と設備の組み合わせの多様化	非常時の対応として、重大事故等対処設備の電源による設計基準事故対処設備の活用、及び設計基準事故対処設備の電源による重大事故等対処設備の活用のために、電源容量を考慮したうえで起動できる設備を選定するための検討手順を作成する。	事故時手順書に記載している電源と設備の組み合わせに限定せず、電源と設備を柔軟に使用するための手順を整備し、臨機の対応を充実させるため。	2023 年度中	非常時の措置

(※) 総合評価チームによる追加措置決定時点（2023 年 1 月 11 日）の状況

2.4 追加措置の内容

「2.3 安全性向上計画」で示した追加措置について、各追加措置内容の概要を示す。

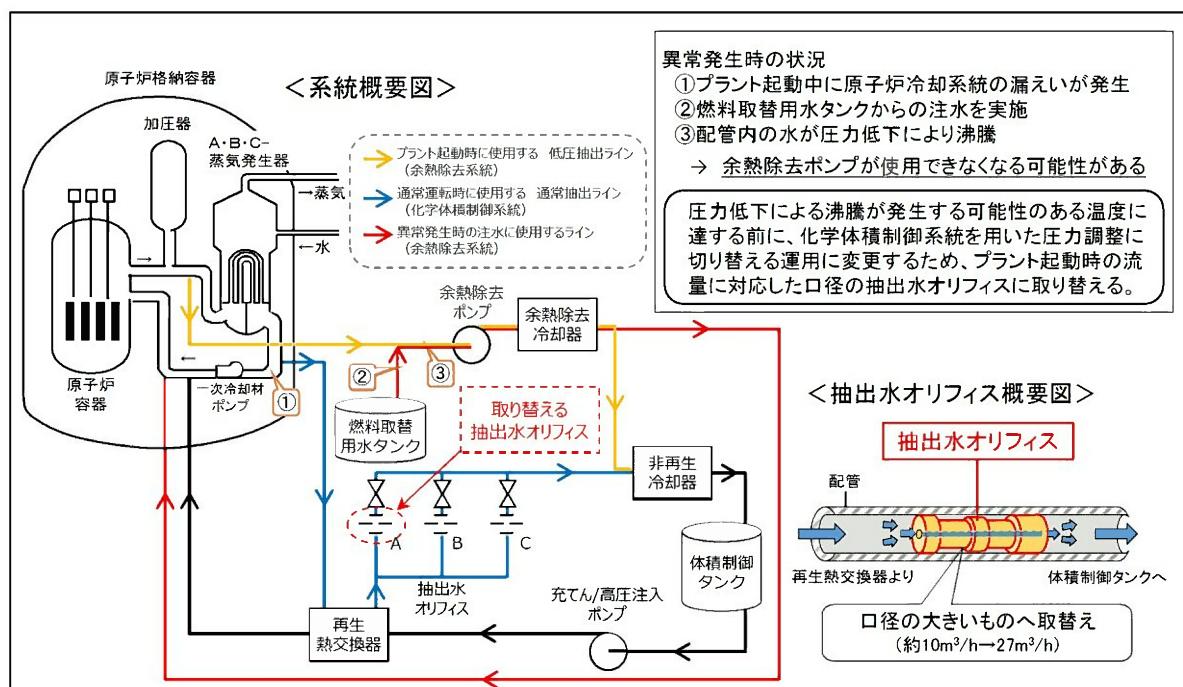
2.4.1 抽出水オリフィス取替について

(1) 目的

余熱除去系統の信頼性向上（プラント起動時（低温状態での余熱除去ポンプ使用時）に発生する可能性が否定できない余熱除去系統配管内蒸気ボイドにより、余熱除去系統機能不全となる可能性を回避）の観点より、プラント起動時に使用する低圧抽出ラインによる原子炉冷却系統（RCS）の圧力調整を、通常運転時に使用する通常抽出ラインでも可能となるよう、通常抽出ラインのオリフィス 1 台を通水量の大きいものに取り替える。第 2.4.1 図に抽出水オリフィス取替の概要を示す。

(2) 措置の概要

通常の抽出ラインに設置している 3 台のオリフィスのうち、A 抽出水オリフィスを通水量の大きいものに取り替える。



第 2.4.1 図 抽出水オリフィス取替の説明図

2.4.2 原子力発電所におけるデジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障緩和対策

(1) 目的

デジタル安全保護回路のソフトウェアに起因した共通要因故障における多様化設備での対処機能の向上を図る。

(2) 措置の概要

デジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障（CCF^{*1}）が発生した時に、これまで発生頻度が低いとされていた大中破断LOCA^{*2}事象が重畠した場合の対処機能として、既設の共通要因故障対策設備^{*3}に安全注入機能の自動作動及び格納容器隔離機能の一部自動作動による代替機能を付加し、設計基準事故の判断基準を概ね満足できるようにすることで、ATENA^{*4}技術要件書の定める多様化設備としての要求事項を満足させる。

また、本対策は、産業界の自律的な取組みとして、必要な技術的水準を含めて、ATENAが作成した技術要件書を用いて各原子力事業者が設計を行い実機に反映することとしており、技術要件書にて明確にされた有効性評価手法及び設備設計要求との整合確認結果をまとめ、要件整合報告書としてATENAへ提出することとしている。

さらに、各原子力事業者は、技術要件書に基づき詳細設計を行った時点及び対策工事が完了した時点の状況を、本届出書に記載することとしている。

現在、美浜発電所3号機については、多様化設備の詳細設計を検討中であり、今回、緩和対策の概要を第2.4.2図に示す。

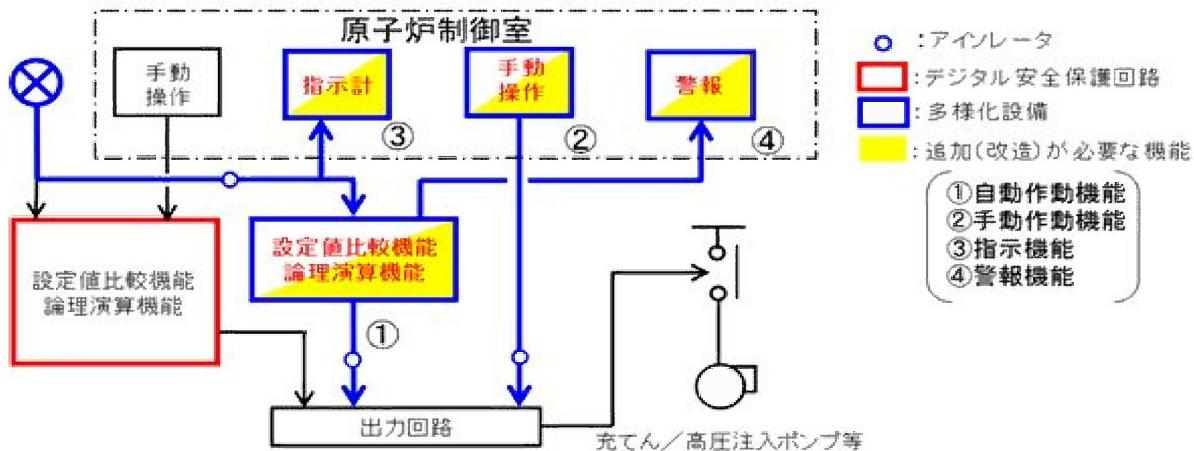
なお、詳細設計を行った時点及び対策工事が完了した時点の状況については、次回以降の届出書にて記載する予定である。

*1 CCF : Common Cause Failure

*2 LOCA : 1次冷却材喪失事故(Loss Of Coolant Accident)

*3 デジタル安全保護回路設置時にCCF対策として自主設置した設備の名称

※4 A T E N A : 原子力エネルギー協議会(Atomic Energy Association)



第 2.4.2 図 デジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障緩和対策の概要

【第 2.4.2 図の補足】

運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の全事象に対し、ソフトウェア CCF 影響緩和対策を講じるに当たり、大中破断 LOCAへの対応として、多様化設備での安全注入機能の自動作動（高圧／低圧注入系起動）及び格納容器隔離機能の一部自動作動の代替機能による設定値比較及び論理演算機能と警報機能（加圧器圧力異常低 安全注入作動）及び指示機能を第 2.4.2 図に黄色で示す範囲へ追加する。

自動作動機能の設定値比較等は、デジタル安全保護回路とは別の多様化設備で実現する。また、安全保護回路のデジタル化の範囲に応じて、デジタル安全保護回路を経由しない既設のハードウェア操作器や指示計等は流用する。

2.4.3 1相開放故障検知システム設置について

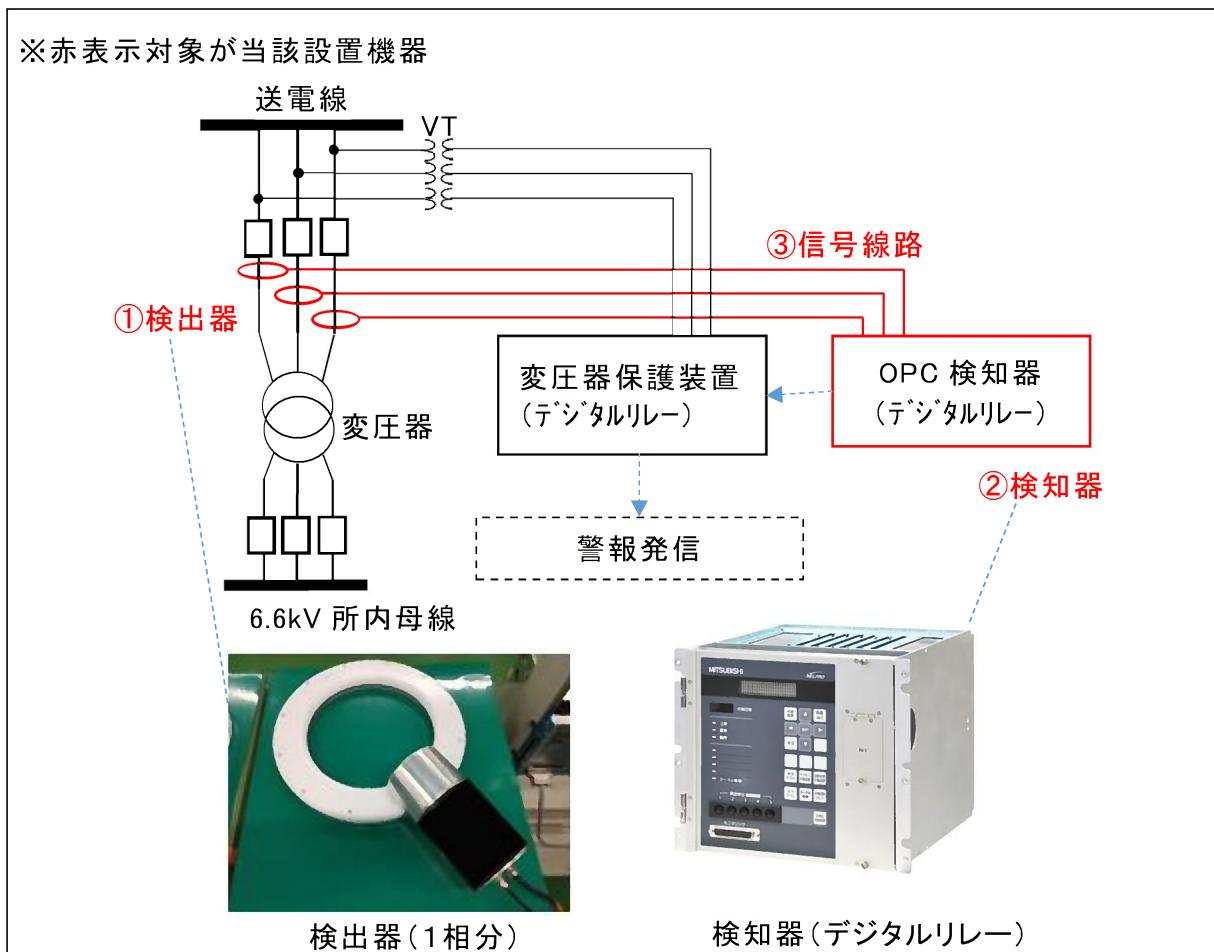
(1) 目的

所内母線の安定化（所内への異常拡大防止）のため、1相開放故障において検知性の改善が必要な変圧器を対象に、機械的検知可能なシステムを設置する。第 2.4.3 図に1相開放故障検知システム設置工事の概要を示す。

(2) 措置の概要

以下1式の検知システムを設置する。

- ・①検出器（光C T等、高精度の電流検出器）×3個（3相各相設置）
- ・②検知器（検出器（デジタルリレー）を内蔵する制御盤）×1式
- ・③信号線路



第 2.4.3 図 1相開放故障検知システム設置工事の説明図

2.4.4 仮設中圧ポンプ使用可能条件の手順書類への反映について

(1) 目的

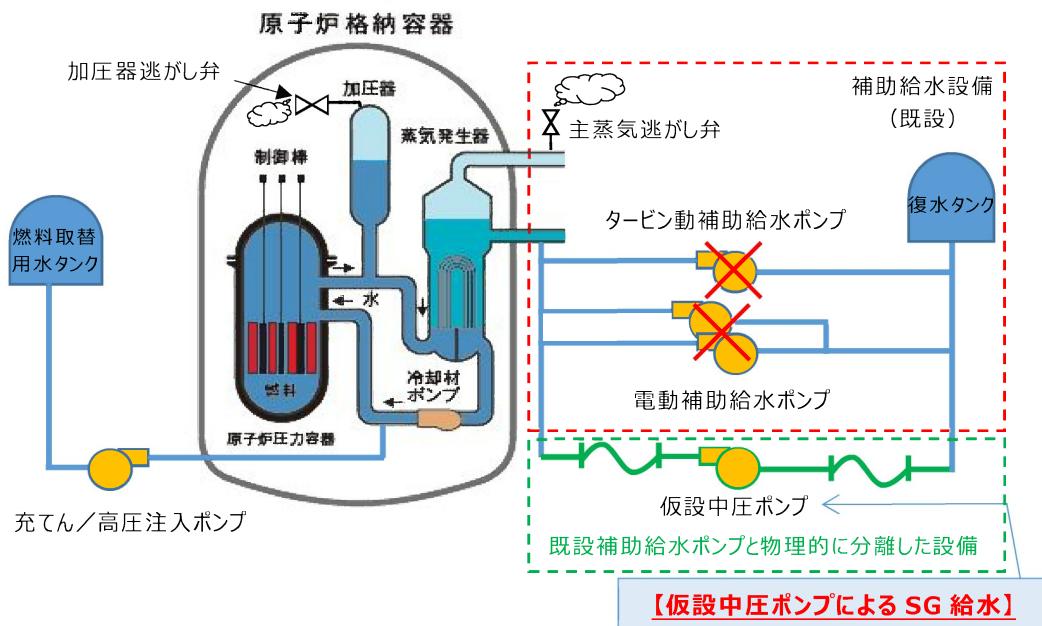
2次系除熱機能喪失時の対応強化のため、仮設中圧ポンプ使用可能条件を手順書類へ反映する。第 2.4.4 図に仮設中圧ポンプによる給水系統図を示す。

(2) 措置の概要

2次系除熱機能喪失時の対応において、仮設中圧ポンプの使用条件を限定することで「蒸気発生器（以下「SG」という。）ドライアウト」もしくは「炉心損傷」を回避可能であることが確認されたため、仮設中圧ポンプにより2次系冷却を復旧する場合の仮設中圧ポンプ使用可能条件を手順書類へ反映する。

① 手順書類へ反映する仮設中圧ポンプ使用可能条件

- ・ SG ドライアウト回避のための使用可能条件
(SG 水位（広域）10%以上の場合)
- ・ 炉心損傷回避のための使用可能条件
(すべての SG 水位（広域）が 10%未満の場合)



第 2.4.4 図 仮設中圧ポンプによる給水系統図

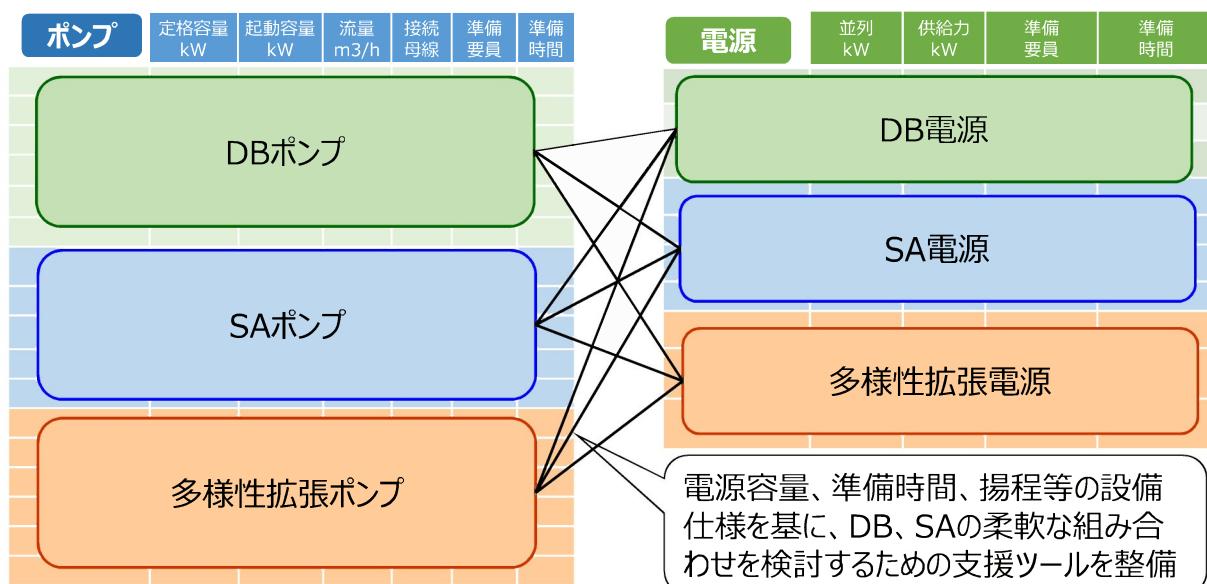
2.4.5 非常時における電源と設備の組み合わせの多様化

(1) 目的

事故時手順書に記載している電源と設備の組み合わせに限定せず、電源と設備を柔軟に使用するための手順を整備し、臨機の対応を充実させるため。

(2) 措置の概要

非常時の対応として、重大事故等対処設備（S A）の電源による設計基準事故対処設備（D B）、及びD B電源によるS A設備の柔軟な組み合わせを検討するための支援ツールを作成する。第 2.4.5 図に電源・設備の柔軟な組み合わせに係る検討手順書の概要を示す。



第 2.4.5 図 電源・設備の柔軟な組み合わせに係る検討手順書

2.5 外部評価

2.5.1 外部組織による評価

当社の原子力事業について客観的な評価や外部の知見等の活用の観点で、世界原子力発電事業者協会（WANO）や（一社）原子力安全推進協会（JANSI）、他電気事業者、福井県原子力安全専門委員会（県内の原子力発電所に関する原子力安全行政について、福井県から報告を受け、独立的、専門的な立場から、技術的な評価・検討を行い助言する委員会）といった原子力安全に係る外部専門組織等の指摘や知見を活用しつつ、継続的な安全性向上に取り組んでいる。

2.5.2 WANO、JANSIによる評価と対応

調査期間中において、WANOによる美浜3号機（美浜発電所）を対象としたレビューを受け入れており、その実績を「2.5.2.1 WANO、JANSIによるレビュー実績」、対応等を「2.5.2.2 評価を踏まえた対応等」に示す。なお、評価の具体的な内容については、WANO、JANSIとの取り決めにより非開示情報の扱いとしている。

2.5.2.1 WANO、JANSIによるレビュー実績

(1) WANOによる評価

① フォローアップレビュー

実施期間：2015年10月26日～10月30日

② ピアレビュー

実施期間：2018年10月18日～11月1日

③ 再稼働レビュー、フォローアップレビュー

実施期間：2020年9月28日～10月9日

(2) JANSIによる評価

① ピアレビュー

実施期間：2017年1月31日～2月15日

② ピアレビュー

実施期間：2022年4月12日～4月27日

2.5.2.2 評価を踏まえた対応等

WANO及びJANSIによる評価結果については、保安活動への反映を通じて、改善を図り、発電所の安全性向上に資することとしている。

2.5.3 他事業者による評価と対応

他電気事業者の知見を活用する観点で、他電気事業者の専門性の高い社員により、発電所の安全に関するパフォーマンスの客観的な評価を行い、更なる安全性向上を目指す「独立オーバーサイト」の仕組みを構築した。美浜発電所において 2019 年度から実施しており、その実績を「2.5.3.1 独立オーバーサイトの実績」、対応等を「2.5.3.2 独立オーバーサイトを踏まえた対応等」に示す。なお、評価の具体的な内容については、他電気事業者との取り決めにより非開示情報の扱いとしている。

2.5.3.1 独立オーバーサイトの実績

(1) 実績

実施期間：2020 年 2 月 5 日～2 月 7 日、

2021 年 12 月 6 日～12 月 8 日

参加会社：北海道電力株式会社
中国電力株式会社
四国電力株式会社
九州電力株式会社

2.5.3.2 独立オーバーサイトを踏まえた対応等

独立オーバーサイトによる評価結果については、保安活動への反映を通じて、改善を図り、発電所の安全性向上に資することとしている。

2.5.4 福井県原子力安全専門委員会からの指摘を踏まえた対応等

福井県は、美浜発電所 3 号機、高浜発電所 1, 2 号機の再稼動に当たり、福井県原子力安全専門委員会（以下「委員会」という。）による議

論を行なっており、委員会はこの議論内容をとりまとめて福井県に報告している。

この中に、「事業者に対して指摘した主な事項」があり、当社は、これらについて改善を行い発電所の安全・安定運転に資することとしている。

以下、調査期間中における委員会の議論実績を「2.5.4.1 委員会の議論とりまとめ実績」、指摘を踏まえた対応事例を「2.5.4.2 委員会の指摘を踏まえた対応等」に示す。

2.5.4.1 委員会の議論とりまとめ実績

(1) 実績

① 高浜発電所3, 4号機の安全性向上対策等に係るこれまでの審議の取りまとめ

報告時期：2015年12月19日

② 大飯発電所3, 4号機の安全性向上対策等に係るこれまでの審議の取りまとめ

報告時期：2017年11月22日

③ 美浜発電所3号機及び高浜発電所1, 2号機の安全性向上対策等に係るこれまでの議論の取りまとめ

報告時期：2021年4月22日

2.5.4.2 委員会の指摘を踏まえた対応等

委員会からの指摘事例とその対応事例を次に示す。

【指摘事項】

待機場所を設定し、要員の居住性を確保するための除染エリアや換気空調等を設置すること。

【実施内容】

参考した要員の待機場所として免震事務棟を活用するため、同建屋内に汚染対策や被ばく低減のための除染エリア、空気浄化装置を設置した。

2.5.5 今後の取組

前項までに述べたWANO及びJANSIによる評価活動や他電気事業者による独立オーバーサイト活動について、今後も引き続き取り組んでいく。また、福井県原子力安全専門委員会からの指摘について、引き続き、自主的な改善を進めていく。

このように、外部組織が有する知見等を活用し改善を行う仕組みを充実させながら、継続的に安全性向上を図っていく。